

令和 3 年

第 3 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 3 年 6 月 11 日  
至 令和 3 年 6 月 18 日

飯 舘 村 議 会

令和3年第3回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	6. 11	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	6. 12	土	休 日		
第3日	6. 13	日	休 日		
第4日	6. 14	月	休 会		議案調査
第5日	6. 15	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	6. 16	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～6番）
第7日	6. 17	木	休 会		議案調査
第8日	6. 18	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会



令和3年6月11日

令和3年第3回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和3年第3回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和3年6月11日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和3年6月11日 午前10時00分				
	閉議	令和3年6月11日 午前11時12分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	2番 佐藤健太		3番 長正利一			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 羽田 一	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり 推進課長	村山宏行	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 事務局長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員 会書記長	高橋正文	○
	選挙管理委員 会委員長	伊東 利	○	代表監査委員	高野孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年6月11日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから、本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件6件、条例案件5件、その他案件2件、計13件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。総務文教常任委員会が5月11日に所管事務調査のため開催されております。

また、閉会中の特別委員会の活動状況であります。5月14日と5月26日に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会、5月14日に飯舘村議会改革特別委員会が開催されております。

次に、議会運営委員会が6月8日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は6名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から令和3年4月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 佐藤健太君、3番 長正利一君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月18日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月18日まで

の8日間と決定いたしました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第42号から議案第54号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに、令和3年第3回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、3月定例議会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で懸命に取り組んでおられる医療従事者の皆様に改めて深く敬意と感謝の意を表します。

全国各地で第4波が猛威を振るう中、福島県は、去る5月14日に県独自の非常事態宣言を発令し、5月31日までの間、不要不急の外出自粛と事業者の営業時間短縮等についての協力要請をしたものであります。これを受けて、村としても行政区長への不要不急の集会等の自粛依頼や全世帯へのダイレクトメール、事業者への依頼文の発送、ホームページへのメッセージ掲載などを宣言発令と同日の14日に行ったところであります。

住民の皆様には大変なご不便、ご苦勞、ご心勞をおかけしましたが、お一人お一人の真摯かつ具体的な取組が、新規感染者数の減少という確実な成果に結びつき、5月31日に1市を除いて宣言は解除されたところであります。村民の皆様のご理解、ご協力に改めて深く感謝を申し上げます。

なお、これまで村内に居住される方には陽性者は1人も出ておりませんが、村内での国発注事業に従事していた村外の方から陽性者2件が確認されるなど、気を緩めることができない状況にありますので、引き続きの感染しない・させないための対策にご理解、ご協力いただき、村としても速やかなワクチン接種に向けての各種調整を加速させていきたいと考えております。

それでは、各課の主な動きについて報告いたします。

まず、総務課関係です。

4月12日に第1回行政区長・副区長会議を開催しております。会議では、各課の主要事業等の説明を行い、各行政区からの要望や質問を受けたところです。

次に、4月25日に予定していた村消防団春季検閲式は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から開催を見送らせていただいたところであります。

次に、4月29日付で政府が発表した春の叙勲で、長年の村消防団活動への功績に対し、前消防団長の飯樋町、荒利喜さんに瑞宝双光章が、現消防団長の飯樋町、赤石澤傳さんに藍綬褒章がそれぞれ贈られました。謹んでお喜び申し上げますとともに、お二人のますますのご活躍をご期待するものであります。

次に、村づくり推進課関係です。

まず、「みがきあげよう！ふるさと補助金」についてであります。飯舘村第6次総合振興計画に基づき、これまでの地域づくり補助金に代わって新制度として「みがきあげよ



う！ふるさと補助金」を設立いたしました。これは、第6次総合振興計画の趣旨である「日々の暮らしの中からの村の魅力の掘り起こし」「共助精神の再構築と村民参加の出番づくり」「村との多様な関わりを認め合う関係人口増による地域づくり」を各行政区のふるさとの担い手が主体的に取り組めるようにするための補助金であり、行政区ごとに立案する5年後を見据えた目標や計画に基づき活用していただくものであります。

新制度においては、計画に盛り込む内容の分類として、若手、親子、子供が参加する取組、2つ以上の行政区が合同で実施する取組などの特別項目を設け、新しい行政区の動きを支援することで地域活動の活性化を推進してまいります。

次に、新コミュニティー担当者制度についてであります。

これまでコミュニティー担当者制度は、主に行政区が行う村への各種申請手続の補助業務や総会時の資料の印刷など、補助的役割が主な業務でありました。しかしながら、東日本大震災から10年を経過し、行政区を取り巻く情勢も大きく変化し、高齢化や担い手不足、コミュニティーの再構築など、新たな課題が山積しております。

こうしたことから、さきに報告しました「みがきあげよう！ふるさと補助金」と併せて、新コミュニティー担当者制度として村の支援体制を強化し、「全職員がふるさとの担い手として行政区とともに地域の魅力を発掘します！！」との目標を掲げ、103名の様々な世代や職種の職員と任期付職員を各行政区のコミュニティー担当に割り当てたところであります。

新コミュニティー担当にあっては、行政区の方々とともに地域の課題をあらゆる視点から検討・共有し、職員と住民の方々が共に地域の担い手となって地域の魅力を一緒に発掘することで、職員自らの研さんと自己実現につながり、もって地域の活力を奮い起こしていくことを期待するものであります。

次に、地域おこし協力隊についてであります。

現在、4名の地域おこし協力隊員を委嘱しておりますが、5月2日には、交流センターを会場に地域おこし協力隊が主催者となり、「山の向こうから」と題した手工芸品等の販売のイベントが開催され、550人余りの方が訪れ、にぎわったところであります。また、5月8日には、隊員の1名が村内の民家を借り受け店舗兼工房を開設するなど、村の魅力を発掘し広める取組を進めていただいております。他の方々にもそれぞれに飯舘村の魅力や資源を生かした活動を行っていただいております。隊員の新しい発想や情報発信に大きな期待を寄せているところであります。

次に、商工観光関係です。

まず、宿泊体験館きこりですが、平成28年3月に再オープンした入浴施設については、本年4月末までに3万867人の利用があり、村民の憩いの場・交流の場となってきたところであります。平成29年5月8日からは素泊まりの宿泊業務を再開しており、本年4月末までの宿泊者数は7,661人となっております。

なお、今年2月13日に発生した福島県沖地震により甚大な被害を受けた施設のうち、入浴施設については復旧を進めて4月9日から営業を再開したところですが、宿泊棟については被害が大きく、当面、使用が難しい状況となっております。

また、5月14日付で発令された福島県の新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を受け、5月15日から5月31日までの間、臨時休業措置を取ったところであり、利用者数の減少が経営に多大な影響を与えているところであります。

次に、県の事業再開・帰還促進事業を活用したいいたてプレミアム付商品券事業は、今年度で3年目となりますが、飯舘村商工会にて6月1日から発売を始めております。また、事業の集客効果を高めるイベントとして、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、8月8日に村商工会主催のいいたて夏祭りを開催するほか、いいたて秋まつり、冬のイベントなども実施したいと考えておりますので、村内外の多くの皆様楽しんでいただきたいと思います。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況ですが、本年4月1日から4月末現在までのレジ客数は、までい館が1万3,703人、セブンイレブンが2万1,532人となっており、昨年4月と比較すると7,400人ほどの増加となっております。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてですが、4月末までに6,898人のご利用をいただいております。オープン以来、感染予防対策をしながらの運営となっておりますが、小さなお子様連れのお客様に大変好評をいただいております。リピーターの方もおられるなど、村内外から多くの皆様楽しんでいただいているところであります。

次に、住民課関係です。

今年度から、帰還困難区域を除いて、償却資産を含めた土地・家屋に係る固定資産税の通常課税を再開し、5月中旬に課税対象者2,235件へ納入通知書を送付しました。固定資産税は、村の基幹税目でありますので、新たな滞納額を増やさないよう収納業務に努めてまいります。

次に、村民の帰還状況ですが、6月1日現在の村への帰還者は641世帯、1,252人で、帰還率は約24.4%となっております。これに転入者186人といいたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は773世帯で1,486人となっております。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外避難者が188人、県内避難者は福島市に2,273人、南相馬市に313人、伊達市に275人、川俣町に272人、相馬市に140人など、合わせて3,449人です。

次に、健康福祉課関係です。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてであります。先行して行われた高齢者施設入所者等の接種であります。いいたてホームの入所者40名及び施設従事者等55名に対し、5月20日までに2回目の接種が終了しております。接種に係る重篤な副反応については、特に報告はされておられません。

また、現在は、65歳以上の高齢者を優先に全国の自治体で接種が進んでおりますが、村内居住者については、福島市と協定を締結し、福島市の接種計画に基づき実施されております。内容は、5月10日から接種の予約が開始され、5月17日から集団接種会場及び医療機関で接種が実施されておりますが、医療機関等における接種枠に対して接種希望者が大幅に増えているため、予約が取りにくくなっている状況であります。6月4日現在における村民のワクチン接種数は、1回目224人、2回目が43人となっております。また、村内

に居住している65歳以上の高齢者の福島市で実施するワクチン接種の予約人数は、276人で32%となっております。

一方、ご自身で予約ができかねる方、接種会場までの交通手段がない方などの実態を把握するために、社会福祉協議会との連携により、村内の65歳以上の高齢者全世帯への訪問による意向調査を進め、5月末までにおおむね調査を完了しております。村としましては、この意向調査の結果に基づき、村による接種予約を希望される村内居住の65歳以上の方については、6月中旬から特段のご理解とご協力、ご支援をいただけることになった福島市のあづま脳神経外科病院で接種を受けていただくよう準備を進めており、会場までの送迎も実施することとしております。

村内及び福島市以外にお住まいの方々に対するワクチンの接種状況ですが、自治体ごとに接種の案内や実施の日程等に違いがあるため、避難先の自治体には、日頃の御礼と接種に対する支援の依頼文を送付した上で、各種調整を進めてきたところであります。また、近隣の自治体においては、その自治体が進める意向調査を村が実施したり、自治体独自のパスワードを村が個別に送付するなど、個々の状況に応じた対応を行っているところであります。

なお、村では、健康福祉課内に新型コロナウイルスワクチン接種に係る相談窓口を開設しており、これまでに647件の相談が寄せられております。内容は、予約方法やワクチンの接種時期の問合せ、予約・相談センターに電話が繋がらないなどでありますが、即答できない相談に対しては、避難先の自治体に問合せをし折り返し回答するなど、丁寧に対応をしているところであります。

次に、帰村された皆様の健康維持や増進のために開設しておりますサポートセンターつながっぺの利用登録者は、212人と3月からの増加はありませんが、総合相談・地域交流サロンなど積極的に事業が実施されております。

なお、5月14日の福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言による不要不急の外出自粛要請等に基づき、5月15日から5月31日までつながっぺでの活動を自粛しておりましたが、宣言の解除に伴い、6月1日から感染予防対策を徹底して再開しております。

次に、震災当時に住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金についてですが、6月1日現在、921件の申請となっており、うち915件が給付を受けております。

次に、産業振興課関係です。

まず、農政関係ですが、今年も5月8日から村内において田植が行われました。水稻の作付面積は、昨年度、13地区、37経営体、128.6ヘクタールから今年度、14地区、42経営体、176ヘクタールとなり、約1.4倍に拡大したところであります。

なお、田植の方法は、昨年度に引き続いて直播が主であります。一部苗の移植も増え、品種については、里山のつぶ、天のつぶのほか、主食用米のコシヒカリ、ひとめぼれ、ヒメノモチ、こがねもち、飼料用米のふくひびき、ホールクロップサイレージ用のチヨニシキ、クサホナミ、酒米用の夢の香と多品種にわたっております。また、震災前に阿武隈地域で栽培されていた福島県奨励品種あぶくまもちの復活を目指して、今年度、実証栽培を行うことといたしました。去る5月21日に前田地区の16アールの圃場に田植を行い、

秋に収穫されたものは福島県やJ Aと連携して加工品の開発に活用する予定としております。

次に、原子力被災12市町村農業者支援事業、いわゆるなりわい農業の4分の3の補助事業ですが、令和2年度までに延べ115件が事業採択され、今年度も9件の申請相談があるところです。県の直接補助事業であります。意欲ある農業経営体による力強い農業の展開に向けて、丁寧に申請支援を行っているところであります。

次に、被災地域農業復興総合支援事業ですが、深谷地内で建設工事を進めておりましたライスセンター及び自動ラック式低温倉庫が完成し、去る4月15日に現地において関係者参集の下、完成引渡式を行いました。

また、施設の管理運営主体となるふくしま未来農業協同組合と震災からの早期復興・再生、農業の復興、担い手の確保等に関しての相互協力協定を締結いたしました。J Aふくしま未来には、村や関係機関と連携して、水田作付面積にして約200ヘクタール分の処理・保管能力を有するライスセンター及び自動ラック式低温倉庫を活用した村の水田農業の復興を強力に進めていただくこととしております。

また、同じく昨年度から伊丹沢地内2か所で畜産拠点整備として工事を進めておりました繁殖和牛50頭規模のパイプハウス型牛舎につきましても、1か所は1月に完成し、同月から供用を開始しております。また、もう1か所は3月末に完成し、4月に供用を開始しております。

次に、福島県営農再開支援事業のメニューを活用した良質堆肥導入やイノシシ・猿被害防止用の電気牧柵等の導入については、村内で農に携わる方を増やすべく、逐次申込みを受け付けているところであります。

次に、有害鳥獣被害対策ですが、去る4月5日の鳥獣被害対策実施隊編成会議において村内のハンター21名に委嘱状を交付し、有害鳥獣駆除活動を開始したところであります。なお、令和2年度のイノシシの捕獲頭数は810頭に上っているほか、猿駆除に関する要望が多いことから、今年度からサル対策プロジェクトチームを設置し、追い込みわなの活用等に向けて準備を進めているところであります。

次に、農地の保全管理についてですが、昨年度より福島県営農再開支援事業による除染後農地の保全管理、いわゆる10アール当たり3万5,000円の補助が終了し、10アール当たり1万2,000円の現地特認事業の中での保全管理が始まりました。また、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業も活用しながら、営農再開と農地集積に向けた圃場条件の向上を図るための活動を各集落で実施しているところであります。

次に、長泥地区についてですが、平成30年4月20日に認定されました飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく長泥行政区の計画区域内における環境省による除染はおおむね終了し、今年度は、環境再生事業予定地、仮置場、ストックヤードを除く約30ヘクタールで地力回復工事が実施される計画であります。

次に、長泥地区環境再生事業についてであります。昨年度から盛土実証地においてミニトマト、カブ、キュウリ、トウモロコシなどの試験栽培を実施しているほか、地元住民から要望のあったトルコギキョウ、ストック、カンパニュラのビニールハウスでの生育実

証を実施しておりますが、今年度は、これに加えて、50センチメートルの被覆材として使用される汚染のない遮蔽土の上で、農業用機械の使用に支障がないか、水張機能に支障がないかなどの確認をするための水田機能実証を行うこととなっております。

なお、作業性の確認のために、実際に水稻の苗を使用した移植のほか、コンバインによる収穫試験も計画しておりますが、収穫物となる米の試食はもちろん、出荷、販売はできませんし、そのような目的での試験ではないことを環境省にも確認をしているところであります。

また、これらについては、長泥の住民の方々も委員として参画している長泥地区環境再生事業運営協議会及び長泥地区環境再生事業技術検討ワーキンググループにおける検討、協議を踏まえて進められているところであります。

次に、木質バイオマス発電施設整備事業についてであります。昨年7月に事業者として選定された飯館バイオパートナーズ株式会社において詳細な事業計画の検討を進め、これまでに蕨平行政区や小宮行政区などで住民説明会、意見交換会が開催され、村においても広報紙などを通じて村民の皆様へ概要をお知らせしてまいりました。

このたび、3月21日に私自身も出席させていただいた蕨平行政区総会において、事業の実施について了承する総会の議決をいただき、さらに、事業を推進するに当たっての意見書をいただきました。これらを踏まえて、村といたしましては、地区の意見を十分に踏まえ、さらに計画の精度を上げることを前提とし、この事業計画を採択し、5月6日に蕨平行政区長を立会人とし事業者と立地協定を締結いたしました。

また、事業者に対しては、安全性の担保など地区行政区からの意見書の内容を踏まえたこの事業に関する要請書を手渡しております。なお、現在、計画の精度を上げるための関係機関との協議等を進めているところであります。

次に、建設課関係です。

まず、住宅関係ですが、現在、村営住宅111戸のうち約9割、99戸に155人が入居しており、うち65歳以上の入居者の割合が約3割となっております。

次に、今年度で4年目となりますが、生活環境整備事業の村道機能回復工事ですが、23路線、21.7キロメートル、契約金額で12億7,000万円の工事を発注し、今年度の工事が完了すれば、計画路線の路線数で約5割、計画延長で7割弱、金額でも約7割が完了することとなります。

続いて、農林土木関係ですが、営農再開支援水利施設等保全事業で行う水路等の草刈り、土砂上げについては、今年度1行政区で実施しており、長泥と蕨平を除く18行政区については、今年度中に完了する予定となっております。

また、農業基盤整備促進事業で行う農地の暗渠排水、客土、用排水路等については、昨年度から継続して8行政区での測量設計を実施しており、今年度は、1行政区で新規に着手する予定であります。

また、工事については、9行政区で継続して実施しており、4行政区で新規に着手する予定であります。

また、ため池放射線対策工事については、60か所の対策予定箇所のうち8か所が完了し

ており、今年度は11か所を発注しており、年度末完成を目指してまいります。

次に、教育委員会関係です。

去る4月6日に、いいたて希望の里学園で入学式が行われ、まていの里のこども園からの5名を含め6名の新生が入学いたしました。また、4月7日には、まていの里のこども園で入園式が行われ、ゼロ歳児1名、1歳児3名、2歳児1名、3歳児2名の合わせて7名が新たに入園いたしました。当日は新型コロナウイルス対策によりご来賓の皆様の人数を制限させていただく中での入学式・入園式でありましたが、村議会議長をはじめ保護者や教職員に温かく見守られる中、校長、園長からそれぞれ入学、入園の許可を受け、新しい学校生活、こども園生活をスタートしていただいたところであります。

次に、5月22日に、まていの里のこども園、いいたて希望の里学園の合同での運動会を開催いたしました。昨年度は実施できなかった運動会ですが、1年以上にわたる新型コロナウイルス対策で得たノウハウを生かし、保護者、関係者のみの参観としたほか、会場での検温、応援席間の十分な距離の確保、マスクや消毒徹底など、できるだけ対策を取る中で開催したものであります。従来の地域の方々と直接的に触れ合う種目は実施しませんでした。晴れ間を縫う中で、子供たちはそれぞれの年齢、学年に応じ、趣向を凝らした競技種目で元気に楽しむ姿を見せてくれたところであります。

次に、5月25日に前期課程の学園生による田植授業が二枚橋の圃場で実施されました。当日は、地域の方々、約10名のご支援もいただき、マスクの着用や間隔を開けるなどの対策を取りながらの田植となりました。

次に、こども園及び学園の全体的な活動状況についてですが、各種大会については無観客で開催されるなど、今年度はコロナ対策をしっかりと行うことにより、昨年度の同時期には実施できなかった健康診断、授業参観、中体連陸上競技大会、中体連総合大会、いいたてつ子運動会、田植授業などが実施されているところであります。

また、学習面については、昨年GIGAスクール構想で導入したタブレット端末を全児童生徒に1人1台ずつ配付して各教科の授業に組み入れてきたところであり、ICT支援員の活動を十分に生かしながら学習成果の向上に努めているところであります。

次に、生涯学習課関係です。

去る3月26日に、交流センターから道の駅まてい館までの約1.7キロメートル区間で東京オリンピックの聖火リレーが行われました。飯舘村からは、最初の区間でいいたて希望の里学園9学年の庄司幸智君が聖火ランナーを務め、サポートランナーとして学園生5名の児童生徒と一緒に走りました。また、聖火リレーに先立って行われたミニセレブレーションでは、いいたて愛の皆様がよさこいを披露し、聖火リレーを盛り上げてくださったところであります。

また、4月26日には、いいたてパークゴルフ場がオープンし、4月24日から5月14日までに375人の利用がありました。また、5月15日から5月31日までは、福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言に基づき利用を休止しましたが、現在は再開しております。

また、交流センター及びスポーツ公園においても、6月1日から通常運用を再開しておりますが、いずれの公共施設においても、これまで同様のマスクの着用、手指消毒、検温

のほか、部屋の換気や3密状態にならない利用方法の徹底、施設使用後の消毒など、ご理解とご協力をいただきながらご利用をいただいているところであります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第42号は、令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）です。既定予算総額に24億1,306万1,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を136億5,081万円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に22億9,857万7,000円、民生費の児童福祉費に1,016万4,000円、農林水産業費の農業費に6,601万5,000円、商工費の商工費に1,481万円などを計上しました。

歳入には、地方交付税、国・県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を充てております。

議案第43号は、令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。既定予算総額に3億1,719万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を11億7,232万8,000円としました。

議案第44号は、令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）です。予算額に変更はなく新たに債務負担行為の設定を行っております。

議案第45号は、令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。予算額に変更はなく新たに債務負担行為の設定を行っております。

議案第46号は、令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）です。この補正は、保険料の減免のため財源更正を行っております。

議案第47号は、令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。既定予算総額に336万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を7,689万2,000円としました。

議案第48号は、飯舘村企業立地等支援条例です。この条例は、企業の立地等を支援し、本村の産業振興と地域経済の発展に寄与することを目的として制定するものであります。

議案第49号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。この改正は、令和3年度から適用する国民健康保険税、後期高齢者支援金及び介護納付金課税額の税率及び軽減額を定めるものであります。

議案第50号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、東日本大震災及び原子力災害による被害者に対する令和3年度の国民健康保険税について、引き続き減免することを定めるものであります。

議案第51号は、飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例です。これは、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に介護保険料を減免するため、条例の一部改正を行うものであります。

議案第52号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対し、介護保険料を減免するに当たり、前年度に引き続き令和3年度の保険料も対象とすることを定めるものであります。

議案第53号は、第1号 農道舗装機能回復工事請負契約についてであります。5月31日

に8社による指名競争入札を行った結果、濱田建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1億1,704万円です。

議案第54号は、相馬地方広域市町村圏組合規約の変更についてです。これは、相馬地方広域市町村圏組合規約の変更について、南相馬市の合併から15年が経過し、旧組合市町村で負担することとしていた負担割合の経過措置が令和3年3月31日をもって終了したことにより、その期限を確定するものであります。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時40分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前11時11分）

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

（午前11時12分）



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月11日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅野 新一

同 会議録署名議員 佐藤 健太

同 会議録署名議員 長正 利一



令和3年6月15日

令和3年第3回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和3年第3回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和3年6月15日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和3年6月15日 午前10時00分				
	閉議	令和3年6月15日 午後 4時09分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	4番 佐藤一郎		5番 高橋孝雄			
職務出席者	事務局長 細川亨		書記 伊藤博樹		書記 高橋萌育	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり 推進課長	村山宏行	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 事務局長	三瓶真	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員 会書記長	高橋正文	○
	選挙管理委員 会委員長	伊東利	○	代表監査委員	高野孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年6月15日（火）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6月11日、総務文教、産業厚生の両常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のため、それぞれ開かれております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 佐藤一郎君、5番 高橋孝雄君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。7番 渡邊 計君。

7番（渡邊 計君） 皆さん、おはようございます。議席番号7番 渡邊 計、令和3年6月定例会において一般質問をさせていただきます。

ここ1年間、新型コロナウイルス感染症により度重なる規制で、飲食業をはじめ、観光業、その他各種事業でかなりの経営圧力がかかってきているという状況にある中、ようやくワクチン接種が始まり、少し安堵し始まっているんですが、しかし、世間からは、予約が取りにくいと。電話がつかない、ではインターネットで、これもつかないという、そういう話が大分聞こえてきております。

最近では、相馬市の行政側が行政区長を呼んでくじ引で順番を決めて、行政側から接種の日をちを確定して行っているということがかなり好評を得ている中でありましてけれども、当村のように大部分の人が継続避難中でありまして、避難先の自治体の指示に従わざるを得ないということになっています。このワクチンもこの先何回打たなきゃいけないのか。昨日あたりのテレビですと、7年に1度は今後も新種のこういうコロナウイルスが出てくるのではないかと予想されている中、本当に継続的な闘いになっていくのではないかと恐れ、そういうことに対してやはり周りから不安や不満の声が大分聞こえてきております。インフルエンザのタミフルのような特効薬、そういうものが出るまではかなり長い闘いになるかと思いますが、いち早く新薬の開発により、早期の収束を望むところであります。

また、村長はじめ職員の皆さんには、復興事業のいろいろないっぱいある忙しい中、こ

のコロナによる対応にも追われる中、本当にご苦労さまでございます。ここで感謝申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

まず、大きな1点としまして、きこりについてであります。今年2月の地震被害により現在休止している宿泊施設を含め、再開する場合いろいろな条件が出てくるのであろうということで、今回6点ほどお伺いいたします。

まず1点目、平成29年再開後の収支についてお伺いいたします。

2番目としまして、食事を提供する場合に、調理師、それから賄い婦など、そういういろいろな費用がかかってくると思いますが、それらの費用はいかほどに想定しているのか伺うところであります。その他を含め管理維持費に年間どのくらいかかる見込みを持っているのかお伺いいたします。

3番目としまして、今回で3度目の地震被害であります。2回までは原状回復の状況で直したみたいですが、今後同じ震度4クラスの地震が来れば、また同じ被害を受けるということで、解体、再構築、再建築と、耐震構造を入れた再建築になるかと思うんですが、その場合、費用はどのくらいかかるのか。そして、その費用の原資はどこから出すのかをお伺いいたします。

4番目として、再開するなら、あそこの場所は建物周辺はやったと思うんですが、山林、周りの周辺は深谷地域の人たちに頼んで掃除しかしていないかと思えます。それで、再開するのであれば、あそこは再除染する必要があるかなと思うんですが、行政の判断を伺うところであります。

5番目として、その他の状況を含め、将来的に黒字決算は望めるのかどうか。これを伺うものであります。

6番目といたしまして、5つの条件、質問の事柄を踏まえた上で、今後の行政の方針を伺うものであります。

次、大きな2番目として、道の駅についてお伺いいたします。

道の駅、2年前に駅長さんが変わってから、当時750万円あった赤字が2年かからないで返済して、今、軌道に乗って、皆さん頑張ったおかげで黒字経営になっているということですが、その中で村民からの要望や、あそこで働いている人たちからの声を聞いた中での質問をさせていただきます。

まず1番目に、生鮮食品の販売方法について伺います。これは村民から当初より強く要望あったことなので、よろしくお願ひしたいということです。

2番目として、経営が安定、黒字化してきた中で、現在の店舗の配置や狭さ等が、これはトイレの数を含みますが、聞かれていく中で、さらなる発展のために増改築の考えがあるのかどうか。これをお伺いいたします。

3番目としまして、現在、村長があそこの社長ということになっておりますが、これは万が一赤字やそういうことになって経営が苦しくなったとき、村側からの是正勧告、これを出すときに、村長が自分自身に出すという理不尽な形になるのではないかと思うわけですが、村長の考えをお伺いいたします。

3番目に、自動車免許証自主返納支援制度についてお伺いいたします。

これは、3月の予算委員会において質問、提案したところ、もうやりますというお返事をいただいている中で、今後どのように予算化され実行されるのか、内容を含めてお伺いいたします。

大きい4番目に、薪利用後の焼却灰についてお伺いいたします。

1つ目としまして、震災前、飯舘村みたいに山林が多い地域においては、薪を利用する人が多かったわけですが、そういう中で、今現在薪を熱エネルギー源として利用している人はどのくらいおられるのか把握しているのかどうかお伺いいたします。

2番目としまして、その薪として燃やす場合の村内の薪は利用してよい数値にあるのか、ベクレル数的にあるのかをお伺いいたします。

3番目としまして、1キロ当たり8,000ベクレルを超えるものは、指定廃棄物として自治体あるいは国、環境省が取り扱うものであると思いますが、行政としてどのように考えているのかお伺いいたします。

4番目に、焼却灰を畑などにまいていると、昔は肥料としてまいていたわけですが、これを今まいている人はいるのかいないのか。その辺のところを把握しているのかどうかをお伺いするものであります。

以上、大きい項目で4点、答弁を求めます。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時、休議します。

（午前10時10分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前10時12分）

村長（杉岡 誠君） 7番 渡邊 計議員のご質問2の道の駅について、2-1から2-3まで関連がありますので、一括してお答えいたします。

初めに、2-1の生鮮食品の販売時期、方法についてにお答えいたします。

現在、村における食料品や日用品を購入できる店舗は道の駅までい館のみとなっており、生鮮食品の取扱いを求める声が多く寄せられております。このため、生鮮食品を取り扱うことのできる実施主体の検討のほか、仕入れ方法や経費、必要となる機器類やそれに伴う費用、村民が求める品目の具体性の検討を重ねているところであります。

なお、セブンイレブンとして、生肉、生魚を扱うことはできないとの回答を本社のほうからいただいておりますので、までい館の独自の流通経路を設けた上で、妥当な価格での生鮮食品等の販売が可能かどうか、手法を探っているところであり、販売時期についても検討中であります。

次に、2-2についてお答えいたします。

増改築についてですが、昨年度、展示販売ホールを増床し、風の子広場との間にデッキの増設をいたしました。これにより、道の駅内のホールやコーナーのつながりや風の子広場とのつながりがよくなり、お客様により多く足を運んでいただけるようになっておりま



す。トイレにつきましても、昨年度、県に要望し、男子トイレの一部改修がなされたところですが、これらの要因を含め、今回初めて黒字決算となりましたが、今後もさらなる努力を重ねてまいりたいと考えております。

また、増設から時間もたっていないことから、今後の経営状況、周辺の状況等を見ながら、店舗の配置、増改築についても検討してまいりたいと考えております。

次に、2-3についてですが、村は、地方自治法、条例、基本協定等に基づき、株式会社までいガーデンビレッジいいたてに対して、指定管理者としての立場から指導を行うこととなっております。

また、飯舘村は株式会社までいガーデンビレッジいいたての筆頭株主であることから、その代表者たる村長が株主総会で取締役として選任され、取締役会での互選にて代表取締役に就任しているものであります。

なお、現在、指定管理者、筆頭株主、会社経営者として、これまでの慣例をただ踏襲することのようなことはなく、それぞれの立場、組織の職責を明確にし、村の政策に沿った道の駅における事業展開と、それを自立的に実現するための株式会社までいガーデンビレッジいいたての健全経営の確立のために兼務をしているところであります。

そのほかのご質問については、担当よりご回答申し上げます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 私からは、ご質問1のきこりについて、1-1から1-7まで関連がございますので一括してお答えいたします。

初めに、1-1の平成29年度再開後の収支についてであります。村では営業再開に伴い、きこりの管理運営費用として指定管理料を払っております。この指定管理料につきましては、震災前はきこりの光熱水費や施設維持に係る基本的経費として年間500万円余り支出していたというところでございます。

震災以降は、きこりにおける経費支出額から収入額を差し引いた金額、いわゆる赤字分を補填している形となっております。この指定管理料は、平成29年度に3,463万1,661円、平成30年度に3,646万9,424円、令和元年度には3,503万6,190円、令和2年度には4,264万8,429円の支出となっておりますが、この財源については、大部分を国からの交付金で充当しているところでございます。

次に、1-2、東京電力からのきこりへの賠償についてであります。東京電力からの賠償につきましても、きこりの運営主体でありました飯舘楽園株式会社が平成23年以降毎年営業損害を請求して、支払いを受けた賠償金を毎年度の経営経費に補填しておりました。令和元年度の解散の際に、残金については出資金の返還及び株式数に基づく株主配当として清算されております。その後、改めて村振興公社が指定管理者となり運営を始めましたので、現在請求すべき賠償金は、飯舘楽園分についてはないというふうに認識しております。

次に、1-3についてであります。ご質問のように、きこりの経営は宿泊のみで成り立つことは非常に難しく、本来の目的である村外の方との交流を育み、村を訪れる方々が滞在して村の魅力を体験していただくためには、現在休止しております食事の提供は欠かせないものと考えております。

参考ではありますが、震災前の調理師の給与額を申し上げますと月額28万円ほどでありました。こちらは、年齢、経験などの要素で変わってくるものでありますし、料理を提供する場合、調理師だけではなく、調理補助やホールスタッフの雇用も必要になるものと考えております。こちらにつきましても、食事提供の内容や規模によって変わってくるものでありますし、総合的に判断していかなければならないものと考えております。

次に、1-4についてであります。今年2月の福島県沖地震で宿泊棟に大きな被害を受け、現在も営業ができない状況となっております。ご指摘にもありましたとおり、地震による被害は今回3度目であり、震度4以上の地震のたびに支障が出る状況となっておりますので、新たに建設する方向での検討も始めたところです。

費用等財源につきましては、仕様についての検討を始めた段階であることから、現時点でお示しできるものはありません。また、大規模な工事になることが予測されますので、村単独では難しいと考えております。今後、国・県と協議しながら、より有利な補助金等を探していきたいと考えているところであります。

次に、1-5についてであります。環境省の事業で、平成24年度にきこりの建物除染を完了しております。また、あいの沢についても、里山再生モデル事業として、平成29年度から3年間、除染及び森林整備事業等を実施しておりますし、令和2年度からは里山再生事業として除染及び森林整備を継続しているところです。今後は、周辺の空間線量を見ながら、再除染の必要性の有無を検討してまいりたいと考えております。

次に、1-6についてであります。将来的には指定管理制度の中で、きこりを中心として、あいの沢一体を管理できる体制の構築を検討しているところであります。

なお、きこり、あいの沢につきましては村の観光拠点であり、村民の安らぎの場でもありますので、施設の健全経営を目指すことはもちろんのこと、宿泊体験館きこりが村にあることの意義や行政目的も十分に考慮した上で、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、1-7についてであります。今後はきこりのほか、キャンプ場や民家園などの施設も有効に活用し、きこり・あいの沢一帯を例えば総合的な森林ツーリズムを体験できる場に位置づけるなどして、交流人口、関係人口の拡大を図ることで、移住・定住の推進につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

住民課長（山田敬行君） 私からは、ご質問の3点目、自動車免許証自主返納支援制度についてお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、満75歳以上で運転免許証を自主返納された方に対して、バスやタクシーの利用券、シニアカー等の購入に係る費用を補助する運転免許自主返納者支援事業は、渡邊議員からの提案も受けまして、令和2年度に申請期間は令和4年度までの3年間の事業を創設したところであります。

令和2年度の実績につきましては、自主返納手続には原則ご本人が警察署等へ出向く必要があることから、新型コロナウイルス感染症の影響があった可能性も考えられますが、本年3月の予算委員会において、本年2月末時点で事業申請はないとの答弁をしたところ

であります。しかしながら、その後の本年3月末にシニアカー購入補助1件の申請があったところでもあります。

一方、村では令和2年度から村社会福祉協議会に委託して、利用者の自宅から役場、いたてクリニック、サポートセンター、道の駅などの村内施設まで、さらには川俣町への買物にも利用できる生活支援ワゴン運行事業を運行しています。この事業は、帰村された多くの高齢者の生活の足を目的地まで移動できる手段を支援する、いわゆるドア・ツー・ドア方式で実施しているものであります。

村としましては、運転免許証を自主返納して帰村された方は生活支援ワゴン運行事業の利用促進を図ってまいりますが、一方で、運転免許証を自主返納された方、これから自主返納を検討している方、あるいは免許証を持っていない方の交通移動に係る要望や課題等は把握していない状況にあります。

このため、生活支援ワゴン運行事業のさらなるサービス向上の検討や、高齢者の方が抱えている交通移動に関する不安や要望等の声を聞くため、村社会福祉協議会へご協力をいただき、帰村された高齢者、つながっぺの利用者等を対象にアンケートを実施する予定であります。

これらを踏まえて、新たな支援内容を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、質問の4番、薪使用後の焼却灰について、4-1から4-4まで関連がありますので一括でお答えいたします。

初めに、4-1の薪を各エネルギー源として利用している人の把握についてですが、原発事故前は山から木を伐採した薪や、それを炭にしてストーブやこたつで暖を取っていた家庭も多くありましたし、近年は新築や改築を機に薪ストーブを設置される家庭もあるようです。ただ、これら薪を使用している人につきましては、現在、村では把握はできておりません。

次に、4-2の村内の木を薪として利用してよいのかについてですが、村内の山林から産出した木につきましては、レベルの差こそあれ放射性セシウムを含んでおります。これを薪として燃やしますと、焼却により出た灰が高線量になる可能性があり、その後の処分や周辺への影響も心配されるため、村内産の薪などは使わないよう適宜お知らせ版等でお願いをしているところです。

次に、4-3の8,000ベクレルを超える焼却灰は自治体で処理すべきについてですが、8,000ベクレルを超えた焼却灰が発生した場合は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づき、排出者が環境省に届け出て指定廃棄物の指定を受けた上で、国が処理するまでの間、届出者が管理することとなっております。

最後に、4-4の焼却灰を畑などにまいている人の把握についてですが、焼却灰は、原発事故前は、土壌改良材、カリとリン酸の補給や土の酸度の中和などの理由で畑にまく人がいたようであります。これにつきましても、現在、どの程度の方が畑にまいているかは把握できておりませんが、万が一線量が高い焼却灰をまいてしまいますと問題があると思

われますので、未除染の山林から採取した木材を燃やさないよう、引き続き周知してまいります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） ただいま答弁いただきました。これに対しさらに質問し、いろいろなことを深めて理解をしていきたいなと思います。

まず1点目、再開後の収支についてお伺いいたしましたが、返ってきた答弁によりますと、この指定管理料がかなり細かい数字で出ているというわけではありますが、私が聞いているところでは、年間約6,000万円ほどかかっており、国からは約5,500万円、村で500万円ぐらいの補填をしていると。ただ、あそこの管理関係の人からいろいろ詳しくお話聞いたわけでありまして、そこであそこの収入が上がった分は全て国に行っているんだよということを伺っております。ここに出てきている数字と答弁の中からは、大部分を国から交付金で充填しているところということではありますが、この村が約500万円余り入れているということにも、収入分は削減されているということでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） きこりの今の収支の状況ということでございますけれども、基本的に営業をやっておりますので、お風呂の利用と、それから今ちょっと壊れておりますけれども、宿泊棟、離れ棟に今お泊まりいただいている方のそういった収入がございます。そういったところの収入分を総支出から差し引いて、残った赤字分を国のほうに申請します。その中で国のほうで査定をされて、最終的に村が負担する分が500万円余りというような、そんな状況です。

ちなみに令和2年度の状況で申し上げますと、支出額が4,800万円ほどです。それで、お客様とかから頂いた収入が合わせて570万円ほど。指定管理料は4,260万円ほど払っているんですけれども、このうちの大部分3,750万円は国から来ているお金でございます。それで、指定管理料の残っている分510万円ほどですか、そちらが村から支払っているというようなところでございます。

ただ、年々、国の審査はだんだん条件が厳しくなっているというところございまして、この金額については流動的というところがございます。

以上です。

7番（渡邊 計君） 単に言うと、この国からの補助金というのは、一旦はある程度決まった金額で入っているかと思われるんですが、それから収入分を引かれているという形なのか、決算が出てから補助金が入ってくるのか、それはどうなっていますか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 実際の補助金の流れといいますと、きこりのほうで1年間の営業をした結果としてのいわゆる赤字分、それを算定します。つまり、全体がかかった分から収入あった分を差し引いて、その赤字分を村に報告があります。村ではそのお金を細かく分類して国に対して請求するんですが、中では、これは国の交付金対象外ですよというような部分が上がってくるので、その部分を積み上げると村の純然たる負担が500万円ほどになるというところなんです。残った分は、最終ですね、実績が出てから国から補強、補填されるという状況です。

7番（渡邊 計君） そうすると、再度確認しますが、国の補助、補填分は人件費も含まれて

いるというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 全体的な経費の部分からということになりますので、人件費も含まれております。

7番（渡邊 計君） 私これ聞いたのは、現在は国から大分、単に言えば90%近く入ってきていて、村が1割程度出しているという状況で営業されているわけでありますが、今後きこりがどうなるか、まだ今のところは分からないわけですが、今後営業していくとした場合に、この国の補助がないと本当に村から出す金額がかなり大きくなり、道の駅などと合わせますとそれこそ年間1億円近くいくんじゃないかと。そうした場合、国の補助がなくなった場合に、本当に村の財政を削っていかなきゃいけないということになるわけです。この国の補助、今の補填がいつまで続くと思込んでおられるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 議員もご指摘のとおり、今現在、ちょうど村が指定管理料としてお払いしている部分が震災前の村の指定管理料という形になっておりますので、このままでいきますと約3,500万円近くはきこりのほうで稼がないと赤字に転落するという形になります。

今のところ、復興・創生期第2期に入りましたので、その5年間分は何とか維持できるのではというふうには思いますが、ご指摘のように、後段多分ご質問あるかと思いますが、いわゆる宿泊のみではペイできないだろうということがありますので、きこりの抜本的な経営、そちらを考えていかないとならないと。それも早期に、この第2期の復興・創生期間、その期間内に何とか目鼻をつけなければならないのではないかと考えております。

7番（渡邊 計君） 今、担当課長より5年ほどということですが、これからあの建物を解体して建て直さないとまた同じ被害に遭うということであるならば、早急にやっても2年ほどかかるだろうと。そうすると、その後、補助が出てくるのが3年間しかやってこない。果たしてこの3年間で経営を軌道に乗せることができるのか。そういう不安が付きまとう中で、今現在も赤字経営、そしてこの2番目に調理師雇えば賄い婦も必要になってくる。その経費も乗っかってくるわけで。調理師1人じゃちょっと足りない、恐らく2人は必要になってくるのではないかなと。そういうことになると、調理師及び賄い婦で1,000万円ぐらいかかってくる、上乘せになってくる。ということになりますと、本当にこの国からの補填がないと、経営すること自体が負の遺産として後世に残っていくのではないかと考えられるので、こういう質問をしているわけであります。

補填の延長の見込みはあるのかどうか。その辺はどのように考えていらっしゃるでしょう。

総務課長（高橋正文君） 赤字補填的な補助金ですね。今、担当のほうから第2期復興・創生期間の5年ぐらいいは見込めるんでないかという話をさせていただきましたが、その後どうなんだというお話でありますけれども、今、担当のほうから申し上げた、経営の基盤を改善して、何せ収入を稼がないとやっていけないということは議員おっしゃっているとおりでございます。

なお、国庫補助についても、第2期復興・創生期間が終わった後も、こうなった原因というのは東日本大震災、原発事故というのがあるわけですので、国のほうには要望はして

まいるつもりはございます。

ただ、先ほど申し上げたように、きこり自体の経営基盤を強固にしていくという必要がございますので、その辺はこの5年間のうちに内部で協議させていただいて、議会の皆さんともご相談させていただいて、その経営状況については考えていきたいということを考えております。

7番（渡邊 計君） いろいろなことで改善をしながら営業をしていきたいということですが、建て替え終わって、経営が計画どおりに軌道に乗るのに何年ぐらいかかると見込んでいらっしゃるんですか。

総務課長（高橋正文君） 軌道に乗るまで何年かというお話ですけれども、それを今お答えするのは難しいのですが、できるだけ早く、昔の震災前の経営状況ぐらいになれるように、建物を建て替える場合でも、後々のランニングコストがあまりかからないような施設を造って、そのマンパワーの体制もあまり経費をかけないで、赤字に陥らないような経営になるように慎重に協議をさせていただきたいと考えております。

7番（渡邊 計君） 道の駅なども最初は赤字で、国のコンサルタントなどに入ってもらって、そして今、駅長も替わって2年足らずで750万円の赤字を解消し、販売に関してだけありますけれども黒字化してきていると。しかし、道の駅に関しても年間3,300万円ほどの管理料を出していると。これきこりもある程度営業して、いろいろなところ改善しながらも営業していった中で、かかった諸経費は賄えるかもしれないけれども、管理費に関しては難しいのかなと、私はそう感じております。そうなった場合、管理費だけでどのくらいかかっていくような目算をしているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 管理費についてということでもありますけれども、きこりはいろいろな事業を入れて建てております。その中で今回、宿泊棟のほうが使えないということになりますので、それに代わる部分、そこで建てていくという形になるかと思っておりますけれども、現在のところはいわゆる維持管理費については不明でございます。低廉になるように、維持管理費をなるべく節減できるような、そんな施策も併せて考えていかなければならないというふうに考えております。

7番（渡邊 計君） 私は金額的に聞いたわけですので、答えになっていないような気がするんですけども。

じゃあちょっと質問を変えて、震災以前、黒字経営だったんですよね。そのときどのくらいの黒字経営だったのか、そして、そのときの管理費がどのくらいかかっていたのか、分かれば返答お願いいたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 震災前の資料ということでご紹介をしますと、まず、きこり全体では1億2,900万円という支出でございます。そのうち、それに対する売上げが1億1,800万円、それから特産品等収入が300万円、それから雑収で450万円、村の指定管理料が560万円でございます。これらの収入の合計をしますと約1億3,100万円となっていて、差引きで資料に出ております184万2,000円というような、そんな経営状況でございます。

ご存じのように、村の場合は民間のホテルが立地できるような、そういう状況にはない

ということで、必要最低限な、行政目的を達成するため、いわゆる交流拠点としての位置づけできこりを設けておりますので、そこでの指定管理、いわゆる必要経費分ということで、村としては年間500万円程度を見込んでいたというような状況です。この経営の中で利益として180万円ほどというような、そんな状況だったということです。

7番（渡邊 計君） きこりにしても道の駅にしても収入目的ではないということでやってきたかと思われるんですが、震災前、この管理料が560万円ほどで済んでいると。でも、震災により現在も避難継続している人が4,000人を超えるという中で、どうやって震災前のような利用者を増やしていくか、非常に難しい話だと思うんですね。そういうことも考えますと、本当に慎重審議重ねないと大変なことになるな、ステーキハウスの二の舞になるのではないかと、こういう心配があるわけですけども。

その中で、先ほどの質問の中で抜けましたが、東京電力の賠償、これらが今後の原資になるのではないかと、思って質問したわけでありましたが。これまでの営業損失に対する賠償は頂いた。しかし、それは飯館楽園という会社の出資者という方たちに分配をして、今、残金がゼロということで、飯館楽園も解体しましたということですが。それは営業損失だけであり、建物の賠償に関してはどのようになっているのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 公共施設の賠償金、村の建物ですので賠償になると思いますが、今まで行政の賠償ということで、人件費であったり、あといろいろですね、4億4,000万円ほどもらっておりますが、この役場庁舎であったり公共施設については、まだ東京電力のほうから交渉の場に乗っていないという状況でございます。これから山林の立ち木であったり、公共施設の建物についても徐々にお話が出てくると思いますが、今のところは施設についての賠償はテーブルに上がっていないというところでございます。

7番（渡邊 計君） 東電賠償、個人的な賠償も大分進んで、まだ残っているのが1割程度ぐらいかと思われるわけですけども、東電側から言ってくるまで待つのか、こちら側から請求するのか。もう10年たっているんですね、本当いつまでも待っていたら、あの建物が建ってからそれこそ償却年数終わって建て替えだとか、下手したらそこまで待つのかということになってしまうので、このあたりはもっと賠償を請求すべきかと。ただ待つのではなく、すべきかと思えます。そして、きこりの賠償に関しては今後のきこりの運営の原資にすべきであると。行政のほうはどのように考えますか。

総務課長（高橋正文君） 先ほど言った賠償金については、4億4,000万円と申し上げましたけれども、ちょっと内容をお話ししますと、職員の超勤手当や簡水等の企業会計の損失分、あとはたばこ税の減収分、あとは分収林の損害費用ということで、合わせて大体4億4,000万円頂いている。

あちらから来るまで待つのかというお話でございますが、村としては請求できるものから順に請求をしているということでございます。最後まで待つのかということですが、そうではなくて、東京電力にお話をして、理解を得られるものから順次請求をしてみたいと考えているところでございます。

7番（渡邊 計君） きこりの再開にも関わってきますが、再開するのであれば原資とすべき必要な金でありますので、できれば早急、請求していただきたいなと思っております。

それで次に、この解体、再建築について、これまで2回は現状維持のような形で直してきたと思うんですが、我々産業厚生委員会も現場見に行きました。現場を見て、これは建て直さなきゃいけないなという結論に達しているわけでありまして。この費用ですが、現在であれば復興のさなかであるということで、復興支援の金額で恐らく国100%ぐらいで建てられるのかなとは思っていますけれども、その辺の見込みはどのようになっていますでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 渡邊議員おっしゃるとおりですね。再生加速化交付金等の活用をすれば、ほぼ国費で建て直しが可能だと考えております。

7番（渡邊 計君） 現在ではどのくらい費用がかかるかはまだ検討中ということでありましてけれども、私たちが見ても10億円は下らないのではないのかなと見ておりますけれども、これが国100%で来るならば、建物に関してはオーケーだと。要は、問題は今後の経費、それが一番の問題ではないかなと思っております。

そこで、例えば再開するとなった場合に、建物周辺は除染していますでしょうけれども、物見、展望台、あの下に木造りの昆虫やそういうものを置いてあるエリア、あそこも産業厚生で線量測定を行政のほうの方も立ち会っていただき行ったわけですがけれども、結構高い数字なんですよね。それで私、昨日ちょっときこりのほう行ってみまして、ある話を聞きに行ったんですがちょっと不在だったもので、帰りにちらっと同じ高さにあるモニタリングポストが目に入ったので数字を見たところ、0.218マイクロシーベルトという数字が表示されていました。国の基準からいけば0.23をクリアできれば年間1ミリを下回るということでありましてけれども、福島辺りの除染したところを見ますと、一番低いところで0.09からもう少し低いところも出てきているかなと最近思うんですが、そういう数字の中で、我々飯舘村民はもっと高い数字、5月頃、私が測った時点でも、家の近くで7マイクロぐらいありました。それで風がふっと吹いてくると12、13くらいになって計器が警報を鳴らすという状況にあった我々にとっては、確かに0.218は低くなったなと思っておりますけれども、0.09という数字を見ると、私的には、あ、飯舘村は高いなと、倍以上あるんだなと、そういう考えになるかと思えます。あそこを再開するとなると、やっぱり先ほど答弁にありましたように、きこりの池、キャンプ場、民家園などの施設も有効に活用し、きこり・あいの沢一帯を、例えば総合的な森林ツーリズムを体験できる場に位置づけるなどしたいということが答弁で返ってきておりますが、そうすると、あそこ周辺は除染をしなければ、今行政が思っていることができないのではないのでしょうか。たしかあそこの森林に関しては深谷から土地を借りているわけで、深谷の人たちに頼んで、森林は清掃はしたと思うんですが、除染はされていないと思うんです。再開するのであれば除染も必要だし、村側からの総合的な森林ツーリズムをやりたいというのであれば除染は不可欠なことと思われれますが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 答弁でもお答えをしておりますが、あいの沢につきましては、2019年5月に福島地方環境事務所から、いわゆる里山再生モデル事業での事後モニタリング報告というのが上がっておりまして、一応は除染をしたという形になってございます。これは、いわゆる堆積物除去がメインです。どうしても林間にありますので、林縁部



から20メートルの除染と同じ四方がほぼというふうに思っただけならばと思います。ですので、林道については、あるいは遊歩道については剥ぎ取りというところが行われておりますけれども、林間分については堆積物の除去がほとんどというところで、計測結果から見ますと、議員もご承知のように、高い部分があるというふうに認識はしておるところでございます。

したがって、あそこを総合的に利用していくということになりますと、やはり詳細のところは線量を測りながら、村としても何らかの形を考えざるを得ないのかなと思っております。

7番（渡邊 計君） あそこ再除染するとなった場合に、これは環境省がやるのか、村独自で費用を出してやるのか、その辺はどうなりますか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 先ほども報告しました件も、里山再生モデル事業ということで国の事業を活用して、線量低減につながる事業を行ったということでございますので、いわゆる環境省としての除染は多分できないものと思います。ですので、村として今後やる場合は、このモデル事業が終わって、里山再生事業を継続してあいの沢に入れるということでやっておりますので、そういった事業も活用しながら行っていくようになると考えております。

7番（渡邊 計君） その場合、原資というか補助、国100%になるんですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 一応、里山再生事業でありますけれども、100というわけにはどうしてもいきませんので、村もある程度出しながらという形になるのかと思っております。

7番（渡邊 計君） 実際は放射性物質、これは東京電力がまいたもので、国も半分責任あるということで除染を国としても行ってきたわけでありましてけれども、森林はやっていただけない状況が今も続いています。これまいたのは東京電力ですので、こういう公共事業で使いたいということになれば、私的には東京電力が金を出すべきものと思うわけです。村が村民から上がった税金でやるべきものなのか、それとも東京電力に請求すべきものなのか、その辺はどう考えていらっしゃるでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今のお話は除染というお言葉を議員としてはお使いいただいて、村としては線量低減というような言葉を使わせていただいているかと思いますが。議会のほうでもあるいは村のほうでも、山林の除染については何回か要望はさせていただきながら、引き続きそういったことは県内の各市町村においても要望しているかなというふうに私としては認識をしているところであります。ですので、そういった要望は引き続き継続をしていきたいと思っておりますけれども、かといってその制度が大きく変わるということを期待して待っているだけでは何事も進まないという部分がありますので、先ほど担当課長のほうからご説明申し上げた里山再生事業、あるいはふくしま森林再生事業等々、そういったものを活用しながら、自分たちができることを、これは線量が高いところということではないと思っておりますけれども、できるところでできることを積み重ねていくということを片や努力させていただきたい。そのように考えているところであります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 答弁にありますように、きこりのあの池では釣堀的なことや、あるいはキャンプ場では今若い人たちはオートキャンプで、車で来て、自分たちで料理を作りながら車に泊まったりということが考えられます。でも、車じゃなくて、そこにバンガロー的なものを建て、それを利用させていただき、きこりのお風呂を利用させていただくとか、いろいろなやり方あると思うんですが、ただかなり経費のかかるものでありますので、単に村内に宿泊施設が欲しいということだけではやっていけないのではないかと考えているところです。後世に負の遺産を残すわけにはいきませんので、今後はコンサルタントやあそこでの経営経験者、あるいは議会、有識者、村民を入れた委員会をつくり、検討していくべきことかなと私は思っていますが、今後そのような方向で進んでいただきたいなと思っております。

次の質問に入らせていただきます。

道の駅ですが、答弁によりますと、セブンでは販売できないという答弁が返ってきておりますが、しかしながら、飯舘村のセブンイレブンは国で唯一の法人経営であります。それで、そこを利用して、例えば個人では難しいが、法人として販売した場合に、最初あそこに行けば村内でも魚や肉が売っていますよと分かるまでには年間300万円ぐらいの赤字は出るのかなと思われましても、その中で、この販売の入手先、どこを使うか、どこから持ってくるか、セブンで販売できなくても、ヨークベニマル、これセブンアンドアイグループなんですよね。そこを利用して、そこから仕入れをうまくしていただきながら、販売のほうは道の駅で行うという形も一つの手なのかなと思うわけでありましても、その辺の可能性はどのように見ているでしょう。

村づくり推進課長（村山宏行君） 生鮮物の流通経路ということでございますけれども、確かにヨークベニマルさん、セブンアイグループということではありますが、セブンイレブンとしては、いわゆるその流通過程で菌が殖えるとかそういったことは避けたいというのがセブンイレブン・ジャパンの考えです。したがって流通経路も分けなければならないというのが、現在の課題と考えております。ですので、確かにセブンアンドアイホールディングスですからヨークベニマルさんがいいというのがありますがけれども、ほかのスーパーあるいは小売店との連携も考えなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

7番（渡邊 計君） 今ほかのスーパーとか出ましたけれども、ほかのスーパーを使っても値上がりは必至だろうと思いますね。ただ、幸いなことに今この県道12号、路線バス走っていますね。そして道の駅には必ず入ると。今の路線バスというのは昔の路線バスと違って、観光バスと同じバスを使っていますので、下に荷物が入るようになっているんですよね。ということは、特別な注文がない限り、一定の量でしたら、そのバスを利用して福島から積み込んでいただければ道の駅で降ろすことはできると、そういうことも私はあり得るんじゃないのかなと考えております。そうすると経費的にもそんなにかからないのかなとされているわけですが、今後検討していただきたいなとされているところです。

次、店舗の配置や狭さ等、要は今セブンイレブンが道の駅の建物の中に入っているということですが、私も買物に行くと少し狭いなと思うんですよね。特にレジの前、あ

そこに人が並びますと、欲しいものがあったとしてもそこまでとり着けないという状況がある中で、そしてもう一つは、道の駅の内部的構造が少し細長くなっていると。というわけで、私は今、道の駅の野菜等を販売しているほう、あそこにセブンイレブンを持って行って、道の駅そのものが一つの四角い中で経営できたら、利用する人もいいし、経営するほうもいいのではないかなと思われるわけですが。

答弁の中ではまだ3年足らずであるということですが、売上げ倍増あるいは利用者を増やす、使いやすくするということができれば、営業から何年じゃなくて、やっぱり改築、増築の必要があるのではないかと私は考えるわけでありまして、行政の考えをもう一度伺います。

村づくり推進課長（村山宏行君） レイアウト変更について貴重なご意見伺いました。ご指摘のとおり、ほかの道の駅なんかを見ますと、うちの村の道の駅と若干違うのは通路の部分ですよね。あの細長い通路をほかの道の駅は非常にうまく使っているなと思っておりまして、いわゆるオープンフロア的なそんな使い方がほかはされているのかなと思います。ですので、ご指摘のようなレイアウト変更いずれば必要というふうに思っております。黒字になって初年ということをございますけれども、やはりその点、早い段階でそういった次の手を打っていくということも必要と考えますので、内部でも検討して、早期にそういった支援、てこ入れができるようなそんな考えを進めたいと思っております。

7番（渡邊 計君） 現在の売上げが横並びでいいのであれば今のままでも構わないでしょうけれども、さらなる成長を望むのであれば、やっぱり早期の改築は必要かなと思われまので、再検討していただきたい。

次に、村長があそこの社長になっているということで答弁いただきましたが、この答弁によると、現在は今の形でやっているという答弁でしたが、将来的には今のままの形でいくのか、変えていくのか。その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

村長（杉岡 誠君） 株主総会あるいは取締役会という組織が民間の中にはありますので、その中で協議事項かなというふうに思っております。

私の責務としては、先ほど答弁申し上げたとおり、それぞれの立場というものを同一人物である私がなしているというところに疑問等があるのかと思いますけれども、私自身プライベートの部分あるいは公務の公益の部分をしっかり分けながらこれまで人生を歩んできたという経験を生かしながら、しっかりそれぞれの職責というものを明確にすることをまずは達成させていただきたい。そういう思いで今は務めさせていただいているというところであります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 次に、自動車免許証自主返納について伺います。

答弁によると、2月の議会の後で、それまで申請がなかったのかということの答弁だったんですが、3月の末に1人来たということで、新たな内容で出そうか、それとも今のままでいくのかということ迷っていらっしゃるかと思うんですが、私から言うと、前の内容も少し納得できないかなということもありますし、要は自主返納者が把握できないと。それによって自主返納者もこの申込みをするのにどうしたらいいかわからないという面

もあるかと思えます。今後、この生活支援ワゴン車の運転をさらに拡大したいというのは分かりますけれども、あくまで自主返納した人への支援制度という形でやっていただきたいなという考えです。

それで、内容がこれまではタクシー券5万円とかバスの回数券5万円とかいうことでありましたが、前にもお話ししましたが、実際自主返納した場合に割を食うとか迷惑かかるのは、その家の家族、息子さんたちでありますし、そうすると一緒に住んでいらっしゃるならいいですけども、若い人たちが避難を継続し、親だけが帰ってきているということになりますと、足を運ぶにも大変ですし、また、その自主返納した人が近隣の人に乘っけていただいたとかなった場合に、やっぱり飯舘村の人の気質という、ただで乗っけてもらうわけにはいかないというのが結構多いわけです。そうした場合に、今のそういうタクシー券やバスのチケットが悪いとは言いませんが、ただもっと現実的に使える、要は一番いいのは、村内の特に道の駅、あるいは送迎した人のガソリン代となるような、村内のガソリンスタンドで使えるような、そういう商品券があればもっと便利ではないのかなと。今3年間の事業で継続しているということですけども、内容を変えられないことはないのであって、もっと使う人の身を考えたものをしていただければありがたいなと思うわけですが、今後どのような方向性でいかれるのか、再度伺いたいと思います。

住民課長（山田敬行君） 答弁にもありましたとおり、免許証を既に返納された、あとこれから返納を考えている方の、不安なこと、要望等をアンケート調査で聞いていくことを考えております。また、一方ではこの村の財源だけで、村の支援制度だけで全てにきめ細かに支援するというのはなかなか難しい問題かなと考えております。ただ、誰も免許を持っている方が高齢化になって、こういった問題が出てくる。言ってしまうと、社会全体で考える問題でもあるかなと思っております。今先ほど渡邊議員からありました点も見ながら、不安なこと、村に望むこと、その辺をできるだけ、限られた財源の中でできるものと考えていきたいと思えます。

以上です。

7番（渡邊 計君） 限られた財源の中でということですが、自主返納者も今のところはそんなに多くないんですが、現在帰村している人たちがもう70歳、80歳中心になっているわけですから、今後費用も増えるかと思えますけれども、その辺のところも加味しながら、制度内容とかをもっとよくしていただければありがたいなと思っております。

では次に、薪利用後の焼却灰について答弁いただいているんですが、震災前、飯舘村に移住する人が大分増えていて、特に私の行政区である小宮地区は結構多かったですよね。そして、都会から来るという人が多い中で、やっぱり暖炉とか薪ストーブというのは憧れなんですよね。実際私もそういうものに当たらせてもらっているんですが、石油ストーブとかそういうのと違って熱が柔らかい、そして、その薪ストーブから出ていく排気の煙突、この回し方によっては家全体が暖まるということで、当時移住してきた人は結構薪ストーブを使うことが多かったし、現在ではいみせんけれども、飯舘村みたいに森林の資源が多いところに住んでいますとお風呂なんていうのは昔ほとんど薪だったと。そういう

ことで、うまく熱エネルギーとして利用してきました。

この薪に関して、問題は焼却灰です。

私ごとになりますけれども、私いつも春になりますと宮城県七ヶ宿町のほうに山菜を求めて行くわけですが、その中でワラビを買ったときに、ワラビのあく抜きをするのに木灰が一番失敗しないということで、例年ですと売っていたんですが、今年はちょっと販売が遅かったと。それで、その灰の話をその駅長さんと話していましたが、七ヶ宿町ではその焼却灰を役場が集めて持っていくんだと、そういうお話を伺ったので、先日七ヶ宿町の役場のほうに私伺いまして、内容を伺ってきました。

結局は、どうしてそういうことを行政がやっているのかということですが、行政皆さん分かっているように、8,000ベクレルを境に一般廃棄物と指定廃棄物に分かれている。しかしながら、一般廃棄物として8,000ベクレル以下をそういう廃棄業者に持っていてもなかなか受け入れてくれないということで、七ヶ宿町は、じゃあ役場、行政でやろうということで、年に1度集めて、集めてきたものを1件ごと個別に線量を測って、それで8,000ベクレル以下のものは行政側が仙南クリーンセンターというところへ持ち込んでいると。8,000ベクレル以上に関しては、まだ環境省、国側が何も言わないので、役場のそばに保管しているということになっているそうです。今年はどんな状況かと聞いたところ、25世帯がその対象になっていて、その中で、今年に関しては8,000ベクレルを超えたものはありませんでしたということです。そして、集める集めないの基準は、1キロ当たり400ベクレルを下回ったものに関しては個人で処分しても構わないだろうという基準になっているそうであります。そこで私、七ヶ宿町ってどのくらいの人数いるのかなと、それだけのことをやっていただけるならと聞いたところ、1,200人ちょっとらしいんですね。

そういう中で、そういう飯舘村よりも大分北西にある町でもそういう灰の処分をしている中で、なぜ飯舘村はやらないのかなと、こういう疑問が以前からあったわけですが、たまたまそういうことが、きっかけがあったので、今回質問したわけであります。

今後、薪を使って燃やしている人がいる場合、行政側が集めて対処するという考えはありでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのお話でありますけれども、答弁の中でお話ししましたように、今、村において、村の未除染の山林から取った木材を燃やすということをやめてくださいというお願いをしておりますのは、やはり山の中の木に含まれるそのセシウムの量、放射線の量ですけれども、燃やしたときにもしかしたら大丈夫なものもあるかもしれませんが、いかんせん全部を調査するというをやったわけではありませんので、もしかしたらそこで高濃度の放射性物質を含む灰が出てしまった場合に、ご本人はじめ周辺に対してもあまりよい影響がなく、心配が多いということです。さらには8,000ベクレルを超えるということになった場合には、それを国に処分していただかなければならないので、その間の保管とかそういう問題も出てくるために、まずは燃やさないところをお願いいたしますということをこれまでやってきたわけであります。

今お話がありましたその七ヶ宿町の例でありますけれども、非常に画期的といいですか、よい取組だなというふうには聞いていて感じたところがございます。ただ、その中で、例

えばその個人で出された灰をそれぞれ測っているということでもございましたけれども、こうした線量測定基準をどのようにしていくかと、今400ベクレル以下ということでのその閾値といいますか分かれるところを設けているようでもありますけれども、議論が必要になってきます。さらには七ヶ宿町の場合は、その町内でしょうか、クリーンセンターにその低いものは持ち込むというようなことをやっていて、高いものについては町に置いて、8,000ベクレル以上のものを、国との協議中だそうでもありますけれども、村にこれを仮に導入するとしても、大分確認やら検討する事項が多いのかなと思っております。せっかく今そういったお話を聞きましたので、これについてもいろいろ情報を集めたいとは思いますが、まずは今、これまでどおり、その山林の木材、特に飯舘村の未除染のものにつきましては何がどうなるかということが分かりませんので、現状ではその木材の焼却を控えていただくということをお願いは続けてまいりたいと思います。

以上です。

7番（渡邊 計君） 8,000ベクレルを超える指定廃棄物、これは保管する場所、私あると思うんです。蕨平で環境省が燃やしていた高濃度の廃棄物、これが片づくのは令和5年からだとこの前環境省が言っていました。一つの案として、そこに置かせてもらえばいいじゃないですか。先日地域の草刈りがあって、移住してきた人と話をした際に、その人は震災前に移住してきた人のところを買ったと。その人のところには薪ストーブ、暖炉がありまして、その人に、薪ストーブ、暖炉は使いますかと聞いたところ、今は暖かいからいいけれども冬になったら使う予定ですとはっきり言っているわけです。ということになれば、確かに薪を燃やした場合、重量の100分の1、200分の1になるということは、それだけ濃度が100倍、200倍になるということは分かっておられると思いますが、その中で果たして温度がどこまで上がってガス化するのかわからないのか、そういうことを今後もっと考えていくべきであると思えますし、今、答弁の中で、そういう村内産の薪は使わないように周知していくということでもありますけれども、となると薪を買って使わなきゃいけない。じゃあホームセンターなどで売っている薪は1束700円、800円で、1日2つ半ほど燃やすそうです。本来であるならば村内は無料で手に入れることができる薪を買って使わなきゃいけない。現在燃やしている人が東京電力に、あんたたちのせいでこうなったんだから薪代認めろと言っても東京電力は認めない。じゃあその人の暖房はどうするんですか。石油を使っても結局は金はかかってくる。村からは、薪を使用しないでください。じゃあその人は、冬どうやって暖房を取っていくんでしょう。

薪を使わないでくださいというのであれば、それなりの補助を出すとか、逆に村側から東京電力に要求してやるとか、そういうことをする必要はないかと私思うわけですが、村長、いかがでしょう。

村長（杉岡 誠君） 薪の使用に限らず、林産物に関しては様々な制限があるということはご承知と思っております。山のものとか栽培物という言葉があったりするように、露地でのキノコの栽培等についても制限がかかっているということで、避難指示は解除されても、先ほどのご質問にもあったとおり、山林等に関しては様々な制限があるというのが現状であります。そういったことを踏まえて、村としては万が一のことを考えて、そういったも

のを使わないようにというお願いという形でさせていただいておりますけれども、今のところそれに関する補助等々は、制度としてはつくっていないというところであります。

まずはそういった原因物となるものを作らないとか、出さないということを経営の方にはお願いしながら、今後の対策等については検討していきたいと思っております。

あと、東京電力への賠償の請求ということですが、賠償のその請求本体が村ということであれば、村が原因ということであれば、それは今の制度上もできるかと思いますが、今のご質問でいくと、灰を産出される方が個人の方ということになりますので、村内のいろいろな状況というものをまず村が全体として把握していないという状況でありますので、まずその把握に努めさせていただくというところから始めさせていただきたいと考えております。

以上であります。

7番（渡邊 計君） これからもどんどん帰村する人が増えてくれればよいと思う状況の中で、こういう薪に関することは少し遅れていたのかなと思うところあります。自治体は住民の生活、生命を守る仕事でありますので、少なくとも今年の冬を迎えるまでには何らかの結論を出していただきたいと望むところあります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（菅野新一君） これで渡邊 計君の一般質問を終わります。

続いて、8番 佐藤八郎君の発言を許します。

8番（佐藤八郎君） 第3回定例会に当たり、この間に村民からの声や願いを聞く中での要望について、5項目12点について質問、提案をさせていただきます。村民のためになる答弁を、対応を求めます。

行政の執行権は誰のためであるのか。誰のための成果を上げるのか。私は議員になってから、村づくり・行政とは、村民主人公の、村民の生活向上のための仕事なんだというふうに思い、村議会は村民の生活、経済状況をきちんと把握して、なぜこのような状況にあるのか、要因、原因を検証しながら、村民の生活が今日より明日が希望や幸福感があるように村政を知らせ、村民に寄り添って要望に応えることが仕事であるというふうに思っております。議会議員は、村民が見える、分かる、明日を見通せる行政執行を要求しなければならないというふうに自分自身、自分の信条としても、ならぬものはならぬというのが重要だと思って、この場に立たせていただいております。

質問に入らせていただきます。

まず、村民の生活向上について。

避難解除をされて5年となります。各種政策の成果はどう検証されて、生活の実態、それぞれの村民のなりわいや村民の労働状況など、経済的観点からもどのように調査され、把握されているのか。まずそのことをなくして村の施策づくりはあり得ないと考えていますので何うものであります。

事故前の県内所得、個人所得でありますけれども、最下位の村でありました。復興の名の下にこの実態は施策の重要な根拠になるので、施策立てる上での大切な基本となります。

ので伺うものであります。

2つ目は、医療、買物、文化、交流などでの村内での支出が増加しております。なぜなら、限られた診療所、買物場所等、村外へ出る必要のある生活となっているからであります。その支出が多い実態をどのように把握され、収入支出の関係で生活実態がどうあるのか、どのように調査されつかんでおられるのか伺うものであります。

2つ目は、原発事故被害検証についてであります。

前村長は、事故当初、避難しなくてもいい村という位置づけからスタートしたために、非常に10年の間いろいろなことがありました。10年経過した現在における再検証と追加除染への対応をきちんと伺っておきたいと思えます。それは、一部地域の長泥以外は除染は終わったかのようなことでありますので、フォローアップ、いわゆる濃度の高い地点は除染をするんだというふうに言っておられますけれども、50センチ、1メートルやれば、そこには高い濃度の放射性物質は来ないなどという、伝わらないなどという根拠は何もないのに、それがフォローアップの除染だというのが実態であります。そういう点からもきちんとした追加除染への対応を伺っておきたいと思えます。

自然環境を生かしての村づくりよりは、国の言いなりの復興、箱物造り、維持運営費増加となってきたこの10年。事故前と対してこれからの見通しを、村の財政的な面からも含めて見通しを示していただきたい。

多くの村民が被害者という立場で、国の加害者に、村民個々がいろいろな理由で賠償についてなり事故前との比較をしながら申し上げてきたところでありますけれども、国はADRの役割と責任をどういうように果たしたのか。

2つ目は、賠償・補償は終了なのか。

3つ目は、これから被害者のために何を国・東電に、村民のためになる行政執行、村として要求していくのか伺うものであります。

本来ADRは一人一人が裁判を起こしたりいろいろするのが大変になるので、国が仲介に入ってその請求をまとめて上げて、加害者の東電に支払ってもらおうという生い立ちの中でできたものであります。ところが、現実には、ADRの申立てが和解されてもなおかつ東電は支払わないという現状があったり、賠償保障、これきちんとできた村民と、きちんといまだかつてできていない村民と、村民の中にはいらっしゃいます。そのことも含めてきちんと検証しなければ、行政執行として公正公平な、村民に寄り添ったものにはならないというように思っております。

次に、3点目は、命と健康増進についてであります。

歴史上の放射能被ばくでは、10年経過の中での体への症状が要因となる死亡や病気が増えているというデータが国際的な流れの中でもあります。今までよりも予防・検診・実態把握をしていく計画を示して、村民の病気や死亡減少に努めるべきだと思っております。早期発見することで重症化しない、死亡につながらないということが大変重要な、10年経過した中での村民生活だと思っております。

このことは、身近な人たちが本来であればコミュニケーションが取れて、友達や親戚やレクリエーションやいろいろな活動がされていれば早期発見されただろう病気もあった



と思います。死亡につながった例もたくさんこの10年で見てきました。もう704名の方が既に亡くなったりしておりますし、最近になって大きな手術をした方もおられます。いまだかつて医者に毎週通っている方もおりますし、いろいろな方がおるんです。そういう点も含めてきちんと、命や健康を害することへの対応でありますので、何をおいてもこの点は病気、死亡減少に努めるという覚悟が行政は必要ではないでしょうか。

2つ目は、村民は、放射能被ばくの上に現在はコロナウイルス菌の危険と、これは二重三重のストレスの中で生活しております。ワクチン希望者への100%接種を早急に実施して、感染者を一人も出さない村ということで歩んでほしいなど、私らもそういう努力しなければならぬというように思っておりますけれども、そういう意味では、どうも村民の中でいろいろ聞くと大変なようなんです。確かに息子さんとか嫁さんとか、いろいろなことに達者な方がいて、そういうことがきちんと理解できる人がいればいいんですけども、いない人にとっては非常に大変。幸いにも、村の社協なり村の執行の中でいろいろな努力されていることも聞いております。しかしながら、例えば身近なところでいえば相馬市のような、心配なく安心して余裕持ってワクチン打てるような、ああいう状況が何でできないのか非常に不思議なんです。10年間村民に寄り添ったと元村長は言ってきましたけれども、私は村民でなくて国や東電に寄り添ってきたのではないかと思っていました。今、村長が替わりましたので、私はこういうときこそ一人一人に寄り添って、あなたはどんな方法であったらワクチンをどういうふうに受けることができ、このワクチン接種にはどうやったら登録できますというのをきちんと寄り添って確認したら、もっと計画的にきちんといくんじゃないかと私は思っているんです。職員の中でいろいろな仕事がいっぱいありまして大変だというのは分かりますけれども、大変なんです、これは命に関わる大事なことなので。菅総理も命を守るのが一番だというふうに言っていますとおり、やっぱり村の執行は、村民の命や健康を守るというのは前提なので、その辺からももっときちんと寄り添った中で進めてほしいなと思っております。

さらに、3つ目は、高齢者にとっての福祉関連事業への利用促進。これ今の憲法に基づいて各いろいろな関係法があって、福祉関連も非常に多くの制度がございます。そのことをどのようにこの飯舘村に戻って暮らしている方々の高齢者や、飯舘村にまだ戻れないけれども福島や避難先で暮らしている高齢者のために事業や制度が使えるのか、この辺をもっと周知徹底し、皆さんが文書にしたものは、それを読んだり見たりする村民が必ず理解できるというふうにはなっていないんですね。だから、私は訪問していろいろな方に話を聞くと、これ書いてあるけれどもどういう意味なんだというふうに聞かれますので、それはそれで対応をしていますけれども、もっともっと、こんな方はこんなことを申請したり、こんなことで電話していただければ、こういう方法になってこういうふうになりますとかね。具体的に示したほうがいいんじゃないですか。国の厚生省が出した通達をそのまま流したって、一般の村民が理解できるわけないでしょう。行政の執行者だって課が替われば分からないでしょう、そんなこと。そのぐらい複雑化していますので、見える、分かる、そういう福祉事業というのを展開したほうが、もっともっと健康でわくわくするあしたを迎えるような村づくりになっていくんじゃないかと思っておりますので、その辺をもっと分かり

やすい、みんなが見えるものにしていただけたらなと思っております。

4つ目は、海と山の共生について。

これ震災前、事故前は、環境的にも海の水を大切にしていればよいものにしていくということで、漁業者と山林の経営者なり登録者が努力し合って、山に木と一緒に植えたり、いろいろな事業で、飯館村の中でもそういう場所が何か所かありますけれども、そういう流れの中で、今度出された放射性物質の汚染水を海洋放出したい国・東電でありますけれども。皆さんもここ1週間以内で新聞報道でご承知のとおり、かなり漁民や漁協、関係住民、国際的にも問題視されているという現状があります。現況として格納器漏えい放射性物質の絶対量把握というのを、漁民や関係する浜通りの海の麓だけの人に分かっていればいいという話じゃなくて、私たち相馬管内で広域的には一緒に自治体として、この絶対量の把握、その行方の管理や履歴、見通しをきちんと求めて公表させるべきだと思うんです。その辺はどのようにされてつかんでいるのか。私ら海のそばでないから関係ないなんていったって、原子力発電所は海の根元にあったわけですから、ちゃんと関係してきたわけですからね。浜通りよりも強い濃度の放射性物質が空から降散されたわけですから、そういう意味ではきちんと、あるべき姿はきちんとつかむというのが私は基本だと思っておりますので、この点について伺うものである。

さらに、原発事故前に山と海の共生事業が実施されておりました。今度この山を生き返らせるといふか、復興・復旧させるといふか、そういうことも含めて、森林復興の基本ということであります木質バイオマスという事業であります。このバイオマスをやることで、森林伐採をする、燃やすことになると思いますが、震災前はどんどん裸山を増やしてはならないということで造林、植林の事業を国や県挙げて、森林組合事業挙げてやってきたわけですが、その辺はどういうふうに森林復興の基本はなっていくのか、まず1つ伺っています。

さらに、濃縮された放射性物質の放出とならないという、この間全員協議会で説明受けたときは、全くそういうことはないので安心・安全だという話でした。あの場で申しあげましたけれども、バグフィルター1つで最初はやろうとしていたのを今度二重にしたから安心だというような話でしたけれども、放射性物質は放出絶対ないという根拠としては、私は不十分だと思うんです。そのことを根拠をきちんと示していただきたいと思えます。

あと、不公平な行政。

私はずっとこの10年間言い続けてきました。子供たちをめぐる父母の負担金、なぜ同じ飯館村村民として住所を持ちながら、住む場所が違っただけで父母の負担金が違っているのかということで延々と10年やってきました。不公平な実態を示せ、片方にやらない分を何か支援策なり支援金はあるのかとか、いろいろ発言してきましたけれども、どうも公正公平に欠ける10年が過ぎ去っております。今度村長が替わられたので、やっぱり同じ村民として子供を持つ、今住む場所は違っても、父母負担においては公正公平でなければならないと私は思っています。学校や場所によって負担金そのものは違っている部分もありますし、違う部分で補助をもらっている場合もあります。そういう全体をつかみながら、お互いの行政間ですので、きちんとこの辺は解決できるものというように思っています。

実態を示すとともに不公平をなくす行政執行にしてもらいたいと思います。

2番目に、プレミアム商品券。これもここ2回、2年ほどやってきて、私はどうもお金があるからといってそれを使って1万円で5,000円得ただけでいいのかと疑問を持っています。じゃあ6万円なり1万円を買って消費する力のない人は、これは関わらない村民になっていいのかというふうにずっと思っています。

確かに業者に対して消費でお金が入る、そういう部分はあるというのは分かります。それだったらそれで、不公平感のないようなやり方はないのか。検討はしないのか。なぜ1万円で6回に分けて6回使えば3万円分を得すると。それが家族3人いれば9万円得するわけです、6万円ずつ3回でね。だけれども、そういうふうに消費しようがない人たちにとってはゼロ円ですよ。何の関係のない事業になってしまいます。そういう点で非常に、お金ある人のためのものなのか。業者支援だということだったら、業者だけの支援策として、業者に営業活動費なりなんなりとか、売上げに応じて何%の還元金を支援するとか助成するとか考えられると思うんです。村民全体にどうしてもそういうふうに1万円で5,000円お金もらえるような制度にしたいのであれば、1万円買わない人にも5,000円やるとかね。何か考えないと、何か買える人だけ、5人家族だったら30万円出せば15万円。15万円ならそれなりの買物できるわけですよね。だから業者にとっていいだけで、こんなに不公平感があっていいのかどうかとずっと矛盾に思っていますけれども、その辺も含めて、何か今後いい対案なりいい方法があれば伺っておければと思います。

以上、定例会のある3か月ごとの一般質問なのでね、3か月間回って歩いて、村民のいろいろな思いを聞いた中での質問です。まだまだ細かいことはあるんですけれども、取りあえず大きな項目の中ではこんなことで質問をいたしました。提案をしました。どんな執行されてくるのか、後の答弁も含め、再質問も含めたいと思いますけれども、これで質問、提案は終わりたいと思います。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時54分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問の3点目、命と健康増進について、関連がありますので3-1と3-2を併せてお答えいたします。

まず、3-1の予防・検診・実態把握をしていく計画についてであります。第4次飯館村健康増進計画が終期を迎えましたので、第5次飯館村健康増進計画策定に今年度着手する予定であります。計画では、生活習慣病の発生予防と重症化防止や食育の推進により、健康寿命の延伸を目指してまいりたいと考えております。

また、村が行う集団健診及び医療機関で受診する個別健診の受診状況であります。福島県が行う県民健康管理調査と並行して行っており、令和2年度の特定健診の受診率は48.8%でありました。県平均の43.5%は上回っておりますが、町村平均の50.7%より若干

低い状況であります。避難先で医療機関を既に受診しているため健診を受けないという方も多くおられるようではありますが、個別連絡により受診を勧めるなど、受診率の向上を目指してまいりたいと考えております。

一方、村では健診の結果からメタボリックシンドロームの予防と改善を目的とした特定保健指導を実施しており、昨年度は対象者82名と増加傾向にあります。このことは、避難生活が長期に及んだことによる生活習慣病の増加と、コロナ禍による自粛生活による大幅な運動量の低下によるものと考えられます。

また、村では訪問や通知により対象者全員に生活改善のための指導を行っており、今後も受診後の保健指導や精密検査等の受診勧奨等により病気の早期発見、早期治療につなげ、村民の健康増進に努めてまいります。

次に、3-2、ワクチン希望者への100%接種を早急に実施し、感染者を一人も出さない村とすべきであるとのことのご質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン接種につきましては、全国で現在65歳以上の高齢者を優先して接種を実施しております。村内居住者については、ご案内のとおり福島市と協定を締結し、福島市の医療機関及び集団接種会場において接種をしております。避難を継続されている村民の方については、避難先の自治体の接種計画によりワクチン接種を受けていただくこととなっております、自治体の規模、状況によって進み具合が異なっている状況であります。

国においては、7月末日までに高齢者の接種を終わらせ、今年11月には希望する国民全てについて終えたいとし、ワクチン接種の加速化を進めております。

本村においても、村内居住の65歳以上の方については、社会福祉協議会による全戸訪問による聞き取り等の結果に基づき、福島市による接種計画の中で、あづま脳神経外科病院の特段のご理解とご協力によりワクチン接種を進めていくこととしております。

また、避難先でのワクチン接種につきましても、希望者が一日でも早く接種できるよう、避難先自治体や関係機関と連絡を密にし、これまで同様、村民の皆様に寄り添った丁寧な対応を続けてまいります。

なお、議員おただしのとおり、本村では村民の皆様の様々な対策へのご理解とご協力の成果として、新型コロナウイルス感染者は出ていませんので、ワクチン接種後においても油断することなく、感染防止対策を徹底してまいりたいと考えております。

このほかの質問については、担当課長よりご回答申し上げます。

副村長（高橋祐一君） 私からは、1点目、村民の生活向上についての2つの質問にお答えいたします。

まず、1つ目の経済的な村民生活の実態の把握と各種施策の成果の検証についてのご質問であります。

経済的な村民生活の実態であります。福島県が調査を行っている平成22年度市町村所得によりますと、1人当たりの村民所得については113万4,000円であり、議員ご指摘のとおり、県内では低い値となっております。

一方で農業所得については、福島県統計年鑑によりますと、平成21年の村の農家1戸当たりの生産農業所得は124万円となり、県内他市町村と比較しても決して低い数字ではあ

りません。これは、震災前から各農家が本村の気候や特性を踏まえた栽培品目を選定したり、農業経費の支出を抑えるなど、各家庭において農業を中心として複合的に農業経営を行い、所得向上に努めてまいった結果であります。

村としては、震災前のこうした状況を踏まえ、より多くの村民の確実な所得向上が図られるよう、農地管理等の農業のインフラ整備及びなりわい農業をはじめとする農家への支援を進めるため、営農再開支援事業や農業基盤整備促進事業等を実施しているところですので、ご理解をお願いいたします。

次に、2つ目の村外へ外出する必要が多くなっている村民の生活様式に対するご質問ですが、避難指示解除後の直後は、村内において生鮮食品等を取り扱うスーパー、店舗はなく、また医療機関もなかったため、それらの用事を済ませるためにはほとんどの場合において村外へ外出する必要がありました。

このため、令和3年度までに、道の駅の開設や、医療機関との協議により週2日間の診療の開始、飯舘村交流センターでの年数回の文化交流イベントの開催など、少しずつではありますが、村内での買物や医療、交流等が行われる体制を進めてまいりました。

また、役場、いたてクリニック、サポートセンター、道の駅との往復のほか、川俣町への買物もできるよう、生活支援ワゴン運行事業を実施しているところでございます。

一方で、本村周辺における近隣市町村は生鮮食品店舗が充実しており、さらに医療機関についても、川俣町、福島市、南相馬市ともに総合病院及び個人の専門診療病院があることから、こうした周辺自治体の買物店舗資源や医療関係資源などを活用するため、公共交通機関との連携や交通手段の確保、村民がそれらの施設を円滑に利用できる仕組みづくりも検討したいと考えております。

なお、村内での生鮮食料品をはじめとする買物環境や医療体制の充実に関しましては、多くの要望が寄せられておりますので、今後も新たな目線を含めて検討を深めてまいりたいと考えております。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、質問の2の1番目と質問の4番についてお答えいたします。

まず、ご質問2の原発事故被害検証についての1点目の除染の再検証と追加除染への対応についてお答えいたします。

村は、除染の目標として、当面、年間被ばく放射線量5ミリシーベルト以下、毎時1マイクロシーベルト以下になることと定め、国に対してもその除染目標値以下になるよう求めてきた経過があります。

また、環境省が面的除染を平成28年12月に終了したことに伴い、平成29年3月に有識者をはじめとする除染検証委員会を立ち上げ、5回にわたる会議を行いました。除染検証委員会では、同年6月に総合評価として、飯舘村の放射線環境は1年間に5ミリシーベルトをおおむね下回る状況にあるという報告書をまとめ、村に提出いただいたところです。

今後は、除染検討委員会という形になるかは別として、KEK（高エネルギー加速器研究機構）や大学などとの連携により、各種のデータの収集、整理を進めたいと考えております。

なお、局所的に高い線量を示す場所、いわゆるホットスポットと呼ばれる場所や、除染に関する住民からの問合せについては、これまで同様に環境省につなぎ、線量測定や必要に応じたフォローアップ除染等の実施を求めてまいります。

次に、質問の4番、海と山の共生についての1点目の東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質の管理についてお答えいたします。

国は、今年の4月13日、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内にたまる、冷却に使われていたトリチウムなどが含まれる汚染水を、貯蔵タンクの容量が限界に達しつつあるとして、再処理した上で海洋放出することを決定いたしました。福島第一原子力発電所の敷地内の処理水を保管するタンクは1,000基を超えており、この処理水を放出前に海水で100倍以上に希釈し、国の基準の40分の1以下にして、安全性を確実に確保した上で海洋放出する内容であります。

なお、東京電力から村に対しましては、廃炉・進捗に関する定期的な報告はありますが、ご質問にあるような東京電力福島第一原子力発電所内の放射性物質や、大気中に放出された放射性物質の量などに特化したものではなく、国・県等からの情報や解説と併せて把握すべきものと考えております。

なお、ご質問の内容にあるような情報については、立地自治体や関係する漁業者等が様々な議論や検討の中で把握するものと考えております。

次に、ご質問4の2番目、木質バイオマスによる森林復興の基本と、濃縮された放射性物質の放出とならない根拠についてお答えいたします。

飯舘村を含む相馬地方、双葉地方では、原子力事故による放射性物質の影響を受け、森林資源の経済的価値が大きく損なわれていた状況が続いております。

村では、平成29年度よりふくしま森林再生事業に取り組んでおり、この事業により、間伐による森林整備とその実施に必要な山林の空間線量率のモニタリングを一体的に推進しており、一部の木材については市場に流通している実績があるところです。

また、このふくしま森林再生事業による森林整備は、現在までに佐須地区や宮内地区において約53ヘクタール実施しており、今年度は二枚橋地区と宮内地区において約40ヘクタールを実施する予定となっております。

このたび計画している木質バイオマス発電施設では、このような間伐材などを燃料として年間9万5,000トン程度利用する計画となっており、このうち村内からは1万1,000トン程度を調達する計画となっております。

この燃料用の木材を調達するためには、令和6年度までに村内の森林の整備面積を年間150ヘクタールまで拡大する必要がありますが、これにより、森林整備の促進、里山の再生、林業の活性化が図られ、利用が停滞していた木材が燃料として購入されることで、森林資源の経済的価値が再生されるものと期待しております。

また、燃料となる木材は浜通り地方など県内から広く調達する計画であり、被災地域の森林の再生、林業関係者の雇用拡大など、福島県全体の復興に貢献できるものと考えております。

なお、この事業を実施するに当たっては安全であることが必須要件であり、排ガス、ば

いじん、排水などの環境対策のほか、放射性物質を考慮した対策もしっかり行う必要があると考えております。

具体的には、プラント整備は密閉構造で、負圧を維持する構造を採用し、バグフィルターについては蕨平地区での環境省減容化施設での6年に及ぶ実績がある二重フィルター方式とすることで、環境中への漏えいを防止することとなっております。

また、事業者には放射性物質の測定と測定データの公開を徹底させるとともに、有識者や周辺自治体などで構成する安全管理を目的とした第三者委員会を設置させることとしており、さらに村としても計画に沿った事業の運営がなされているかなど、しっかり監視してまいります。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、2-2のご質問にお答えをさせていただきます。

本村の公共施設の維持管理経費についてですが、震災前の平成22年度は約2億1,000万円で、令和2年度は予算ベースで約2億3,800万円となっております。

村では、東日本大震災後、復興事業と並行して様々な施設の建て替えや修繕、新設を行ってきましたが、建て替えや修繕をした施設の多くは昭和40年代後半から50年代に整備し、耐用年数が過ぎていたものがほとんどでございます。このうち将来の村の発展のために必要なものについて、村の一般財源の支出を最小限に抑えるためにも、国や県の復興予算を活用することについて村議会でご審議をいただいた上で整備し、片や処分すべき施設については統合や解体を進めてきたものでございます。

なお、代表的なものとして、地域コミュニティの維持・発展のために必要不可欠な地区集会所のほか、自治体以外で整備することが困難な学校、交流センター、医療福祉関係施設、地域防災拠点などがあるところでございます。

また、道の駅までい館は村復興計画に位置づけた上で新規に整備したものでございますが、指定管理先である株式会社までいガーデンビレッジいいたては、初めての黒字決算となったところでございます。

また、ライスセンターや畜産拠点など、村の畜産産業の振興に必要な取組であり、かつ経営主体が維持管理を行うことを条件に新規に整備したものについては、村としての維持管理経費の支出は最小限に節減されており、さらに、意欲ある経営体による畜産産業の展開を後押しし、生きがいとなりわいの力強い再生と発展に大きく寄与しているものでございます。

なお、老朽化が進んだ施設については、修繕など維持管理経費が増加することが予想されますので、処分や新たな利活用について引き続き検討を進めていく必要があると考えております。

今後は、施設の維持管理経費の削減につながる施策を検討していくほか、施設整備の目的である村民福祉の向上のために、楽しんで利活用される方、愛着を持って利用される方が増えるような施設の在り方、使い方についてもさらに検討してまいりたいと考えてございます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 私からは、ご質問2-3と5-2の質問についてお答えさ

せていただきます。

まず、2-3についてでございますが、原子力発電所事故に伴う損害賠償につきましては原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準に基づいておりますが、この基準は、被害を受けた方々に共通する事項について一定程度包括して早期に賠償を進めるために設けられたものでございます。この基準に納得できない方については、裁判あるいはADR等の手続によって請求されていると承知しております。

村としましては、裁判あるいはADR等の申立ては、被られた損害の内容が被災者個々に異なり、複雑かつ多岐にわたっていることから、それぞれが個別の事情を陳述し、東京電力に対し請求しているものと認識しております。

国は、ADRを円滑に進めるため原子力損害賠償紛争解決センターを設け、東京電力との仲介に当たっており、令和2年度までに2万6,407件、10万2,201人の申立てに対応しております。

また、賠償・補償につきましては、いわゆる精神的損害や財産等に対する損害賠償は一定程度進んでいるものと考えておりますが、風評被害をはじめとする営業等に対する経済的損害につきましては、除染・廃炉が終息していないことから、当面は残るものと考えております。

村としましては、風評による営業損害や損失など、村民全体や広く共通して関わる事案につきましては、これまで同様に東京電力及び国に対し要望・要請をし、今後も村民に寄り添った支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、ご質問5-2にお答えいたします。

プレミアム商品券でございますが、このプレミアム付商品券事業は、地域経済の活性化と消費の安定を図り、住民の帰還促進、商工業の村内での事業再開と事業発展を目的とした事業です。この商品券はプレミアム率50%、つまり1万円の商品券を購入しますと1万5,000円分の買物に使用できるもので、15枚つづり1万円を購入の基本単位としており、お1人6万円、6冊ですね、まで購入できます。令和3年度の購入対象者は、4月1日に村に住民登録がある方5,150名と村内事業所に勤める方190名を対象としております。

今年で3年目となるプレミアム付商品券事業ですが、年々周知度が増し、反響も大きくなり、皆様に好評をいただいているところでございます。

このプレミアム商品券の販売実績につきましては、令和元年度には1万977冊、令和2年には1万3,697冊を販売しており、今年度については1万5,000冊を販売数の上限としております。

また、今年度もプレミアム付商品券を利用し、村内事業所のPRの場として各種イベントも計画しておりますので、ぜひ多くの皆様にご活用いただき、地域の活性化につなげていただきたいと思いますと考えております。

私から以上でございます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、命と健康増進についての3点目、高齢者にとっての福祉関連事業への利用促進をどのように進めるかとのご質問にお答えをさせていただきます。



現在、高齢者の生活状況について、直接ご本人及びご家族等から相談をいただくほか、社会福祉協議会の生活支援相談員や各地区民生委員等の訪問等により情報提供を受けるとともに、必要に応じ包括支援センター、それから福祉系の職員及び保健師等の訪問により、日常生活に支障がないか共有し対応しているところであります。

その状況によって、例えば身体的に支障が出ている方であれば、介護サービス等につなげることでヘルパーによる訪問介護やデイサービス等を利用し、ご本人やご家族の負担軽減となる場合もございます。

なお、個々の状況は様々でございますので、引き続き丁寧に聞き取りをしながら、必要な制度をご本人やご家族等に説明し、制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

村としましては、まずは要介護状態にならずに元気で生活できることが大切と考えております。そのため、サポートセンターつなごを運営しており、現在は新型コロナウイルス対策のため、密を避けるための人数調整をしているものの、利用者からは、体を動かす体操や交流の場があることで大変喜ばれております。

また、老人クラブでは、健康維持や交流の場づくりのために、グラウンドゴルフ、パークゴルフ、ゲートボール等取り入れ活動されており、村老人クラブ連合会でも大会等の開催をする等、積極的に取り組まれていることから、村でもその取組を支援しているところであります。

このほか、地域サロンを実施する行政区が増えてきておりますので、現在、村では7つの行政区が実施しており、今年度から地域サロンを支援する予算も確保しているところであります。取組の広がり期待しているところでもあります。

引き続き各関係機関と情報共有、連携を密にし、まずは元気で生活いただけるように健康維持事業等への参加促進を図るとともに、生活に支障が出てきた場合につきましては、訪問等の相談によって、必要な制度へのつなぎを支援してまいりたいと思っております。

私から以上です。

教育課長（佐藤正幸君） 私からは、ご質問5、不公平な行政についての1点目、子供たちをめぐる父母負担金全般についての実態についてお答えをいたします。

東日本大震災に伴う原発事故により全村避難を強いられた平成23年度当初から、本村の子供たちを含め、被災による生活困窮世帯の全ての子供たちを対象に、国の被災児童生徒就学支援等事業により、小中学生については学用品費、通学費、修学旅行費、給食費などの経費を、また、幼稚園児については保育料、入園料を国庫により支援してきたところであり、村外に避難されたお子さんについても、避難先の学校等を管轄するそれぞれの自治体により、本事業での支援が行われてきたところであります。

現在は、被災者それぞれが自らの生活環境を整え、自立的な生活に取り組んでこられたことや、国が新たに幼児教育無償化制度を創設したことなど、避難中とは異なった状況にあるところでございます。

そういった中で、村のこども園、学校につきましては、帰村しての新たな生活や避難先からの通学、限られた時間の中での就園就学活動など、震災前にはなかった環境にあるこ

とを踏まえた上でなお本村での教育を求めているといった世帯とお子様を考慮いたしまして、現在も就園就学の経費の一部支援を継続しているところであります。

令和2年度の1人当たりの年間の平均支援額としましては、こども園の園児が約11万5,000円、前期課程の児童が約10万円、後期課程の生徒が約17万5,000円となっております。

なお、奨学金制度など、ふるさと飯舘村の宝であり希望である子供たちが大きく羽ばたけるように、村の学校に通っていることを条件としない支援制度も引き続き実施しているところでございます。

私からは以上でございます。

8番（佐藤八郎君） 答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

1点目の村民の生活実態、大分古い数字での所得が113万円、農業だと124万円というお話ございましたけれども、10年がたった今、直近のもので幾らなのか、つかんでいないのならつかんでいないでいいんですけれども、実際、村民の生活が経済的にも生活費も含めてどれだけの生活しているのか見えなくて施策は立てられないというのは当たり前の話だと思うんです。それでもって、大分前の数字を答弁いただきまして、今後いろいろなことを検討していくという話ですけれども、この検討もいつまで検討するのか分かりませんが、例えば、お店にしる何にしる、移動販売車任せなのか、店舗を造るのか、ある程度のスーパーなどの誘致をするのか。いつまでにやるのか、新たな村民視線ではどういうふうに検討を深めるのか。現状、月に2万幾らかしか年金収入がない方もいるし、役場の職員なんかとすれば、上級になれば五、六十万円月給ある方もいるだろうし、会社の社長とかいろいろな事業者はもっとある人もいるんでしょうけれども。収入と支出の関係でどれだけの生活が経済的にできるのかどうか、そういう実態なくしてどんな施策を打とうというのか分かりませんが、その辺をきちんとつかんで施策を打つというのは当たり前の話じゃないんですか。独立した自治体なんですから、国や県の下請機関でも何でもありませんから、そういう意味では、その辺具体的に今後の仕組みづくり検討するという答弁なので、いつまでどんなことをきちんと検討されるのか、まず伺っておきます。

村づくり推進課長（村山宏行君） まずは統計資料につきましてでございますが、ご承知のように、震災以降、村民の方が村外で暮らしていらっしゃるという部分がございます、国勢調査をはじめ農業センサス、そういった統計資料では正確な数字をつかんでおりません。したがって、今回答弁で述べました数字につきましては、震災直前の数値を参考に、それを基にして村の施策の参考とするための数値として述べたものでございます。

8番（佐藤八郎君） 通告で10年前の所得示せなんて私質問していないですよ。10年間仕事したんでしょ、あなたたちだって。村民の生活、経済実態を何でつかもうとしないんですか。あなたたちは月給があつていいでしょうけれども、月に二、三万円しか年金入らない人幾らでもいるでしょう。パーセントにすればどのぐらいいるんですか。きちんと実態はつかめるでしょう。そういうことは基本とならないのですか。誰のために仕事するんですか。10年前の資料なんて、私は請求していませんよ。10年前の論議してもしようがないでしょう。

現状の村民の生活が希望ある、前を向いた、わくわくするような生き方をどうやってで

きるかが問題なんですよ。そういう意味で聞いているんです。だったらきちんと今後把握されて、きちんとした施策を練ってほしい。

以上で1点目は終わりますけれども。

あとは2番目ですけれども、答弁を聞いていますと、生活環境での年間被ばくは5ミリシーベルト、毎時1マイクロシーベルト、これでよい環境なんだという答弁なんですか。日本でいう法律に従った1ミリシーベルト未満の生活というのは、どういうふうになるんですか。この答弁からすれば、よい環境なんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 5ミリシーベルト以下という結果について、これがよい環境なのかということでありますけれども、村としましては、答弁にありましたように、当面の目標値として毎時で1マイクロシーベルト、年間で5ミリシーベルトというところを目標としてきたところですよ。これに対して、現在それを下回っているというような報告書が除染検討委員会の中で示されているという事実の部分をお答えしたということでありまして、これで十分かどうかというところは個人の考え方等もあると思います。

ただ、一方で、国といたしましては、今回の避難指示解除、これに関しての基準というものをお定めしております、これは年間20ミリシーベルト以下ということでご承知かと思えますけれども、さすがにそれをそのままということではなくて、当時から村としてより厳しい基準で5ミリシーベルトに設定をして、これを達成する程度の効果が認められるということが検討委員会の中で示されているというような状況でございます。

なお、現状は、毎年皆様のほうにもお配りしております全域の線量マップ、これを見ますと、高いところですよと、若干、4ミリシーベルト以下というような場所も林縁部等であるようでありまして、除染後の効果か、一定程度下がった値でずっと落ち着いているというような状況であります。ですから、それで完全かということになりますと、いろいろ捉え方はあるかと思えますけれども、当面村として求めているところは、今のところ除染検討委員会の中での検討結果のとおり達成ができていたということでありましたので、それをお答えしたということでありまして。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 避難区域に指定されていた中での帰還が20ミリシーベルト未満を基準にしようという勝手な話で基準が決められて避難解除という動きになってはいますが、日本の法律の関係で、放射能関係防護法でいえば1ミリシーベルト未満が生活する基準になるんですよ。それを村としては、村民はそれ以上でも5ミリシーベルト未満だったら安心・安全な環境なんだというふうに位置づけるんですか。日本の法律の関係では、それでいいんだという位置づけなんですか。それでは、原子力内での今廃炉作業やっている労働者の基準は管理区域の中でどのぐらいになっていて、何ミリになったら作業やめたり、労災認定になったり、いろいろな裁判での動きとか、そういう実態をほとんどつかんだ上で、今の5ミリシーベルト未満の環境がいいんだというふうになるんでしょうか。職員の大体の方が飯舘村に住んでいないでしょうけれども、既に戻って1,200人、1,300人の方が家建てて、高い放射能を浴びながら暮らしているんですけれども、今の答弁を聞いてると、まだそういう基準でまかり通っているけれども、あの事故がなければ1ミリシーベルト未

満というのが基準なんです、法律が変わらない限り。私はそう思って、村民の命と健康を心配しているんです。私が間違っているのか、今の村の指針がどうなのか。もう一度答弁してください。

産業振興課長（三瓶 真君） 5ミリシーベルトが必ずしも安全なのかということですが、これも繰り返しになってしまいますけれども、それをもって完全に安全だということは申しておりません。あくまで村が求めた長期的な基準、それに対して現在の検討委員会での結果でその数字が達成されているということを申し上げました。

やはり健康被害に対しての対策という点でいえば、村はその帰還する方に対して個人線量計、これをお貸しするというをやっております、やはり放射線が気になる方についてはそういった貸出制度を利用しまして、それぞれに自分たちが飯舘村の中で暮らす線量を把握しておいていただいて、一体自分がどれだけその線量を受けているのかということと場所を管理していただきながらというようなこともやっております。そのほかのホールボディカウンターはじめ検診制度もあるところであります。

つまり今回の避難指示解除の基準があくまで20ミリということになっておりますので、今の段階でそれを下回っておりますから避難指示解除ということになっているわけですが、その上で村もこれまで村民の方に、だから必ずここに帰って住んでくださいということは、本当はお願いしたいんですけれどもなかなかそういうわけにはいきませんので、それぞれの判断にお任せしているという部分がまたあるかと思っています。

さらに、やはりそれで放射線量が高い、あるいはほかより少し比較的高いので気になるということについては、村のほうで逐次相談を受け付けまして、それを環境省につなぎながら、その場所をモニタリングし、高いと認められる場合にはフォローアップ除染等によってさらに低減する働きということもやっておりますので、ご理解をお願いできればと思います。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 課長が言っていることがどうだこうだじゃないんですけれども、基本的に原発事故さえなければ1ミリシーベルト未満なんです。事故があったからといって5ミリが基準だなんていうことはあり得ないし、ここ10年間で我々が放射能に強い体になったわけでもなんでもありません。多くの人がいろいろな病気と合併症起こして、700人も既に飯舘村民が亡くなっているじゃないですか。因果関係がないからどうのこうのじゃなくてね、放射性物質降散されたものは、自然界にない、人間に対して毒物なんです。そのことを踏まえたら、本来1ミリシーベルト未満というのは守るべきだし、行政は村民の命と健康を守る立場でしょう。そういう意味で私は言っているんです。だから、課長の答弁がどうのこうのじゃないです。そういうことじゃなくてね、全体的に基本線はそこに向かって進まなくてどうするんだということを言っているんです。そういう意味で訴えておきますし。

あと、先ほど言いました検討するのはいつまで検討するんですか。この店舗にしろ、移動販売車の云々にしろ、スーパーの誘致にしろ、いつまで検討するつもりですか。

副村長（高橋祐一君） 先ほどの生活環境における生鮮食料関係の部分でありますけれども、

今までには先ほど言ったようにセブンアンドアイグループ関係、あと数社と協議をしてきたところであります。やはりその経営的な部分と、あと仕組みづくりを今検討している段階にありまして、本来であれば今年度中にそれを実行していきたいという思惑で今は進んでいるところであります。

ただ、やはり今の帰村状況、あとは交流人口からすれば、当然それでプラスになるという見込みがなかなか見られませんけれども、ある程度それらを含めて、やはり村に戻ってくる環境づくりというのが大事なので、その辺は早急にこれから対応していきたいと思っています。

8番（佐藤八郎君） 次に、2点目の2項目の部分ですけれども、老朽化が進んだ施設というのは今の時点でどのぐらいあって、その維持管理費の削減につながる施策として解体とか修繕とかという計画を今後検討して出すんでしょうけれども、それはいつ頃になるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 公共施設の老朽化ということではありますが、ご存じのとおり、老朽化していた施設、例えば公民館であったり学校であったり、これをほぼ復興関連事業で修繕したり建て替えをしております。ほぼ今のところ、旧小学校類は老朽化している白石とか草野がございますけれども、復旧、修繕は終わったと考えております。

公共施設はたくさんございまして、議員からあった維持運営費が増加しているということがございましたけれども、まず増えたのは、ご存じのとおり道の駅、パークゴルフ場等、あとは解体を進めたのがやすらぎとか診療所であったり、柔剣道場、保育所とかになります。そういう今後利活用の見込めない老朽化したものは解体をしており、あとは先ほど申し上げたように修繕、更新を進めてきたというのが現在までの状況でございます。

幾つぐらいあるのかと申し上げますと、大きな主なものは、維持管理経費でつかんでいるのが約35ぐらいです。内訳を申し上げますと、例えば役場本庁舎、旧飯樋小の震災記録交流施設、あとクリアセンター、メモリアルホール、いちばん館とか、こういう大きなもので約35ぐらいです。これらについては、昨年度から庁内の公共施設利活用検討委員会というのでリストアップをして、すぐさま結論が出せるものについては解体と決定して、今まで進めてきました。

今後も、今年度は1回、検討委員会開いております、そこでさらに絞って、これからの修繕、建て替えが必要だというものを検討しているところでございます。今年度何回かその検討委員会を重ねて、今年度末には大ざっぱな方向性が出せるかなと考えているところでございます。

8番（佐藤八郎君） 利活用検討委員会で本年度末には見通しを立てたいということなんですけれども、前に議会で旧白石小学校をいろいろ問題視しましたけれども、何か最近いろいろ変わっているようなんですけれども、その辺も心配しているんです。検討委員会でまとまりましたら、ぜひ資料を頂きたい。

次の2-3の部分ですけれども、原発事故被害検証についてなんですけれども、答弁の中ずっと聞いていますけれども、村民に寄り添った支援を継続してまいりたいということで、村民に寄り添ったというのは自己責任なんですね。今後、具体的に実態をつかむ努力

をしない限りは、やっぱり個々のこととしての自己責任にさせていくということにしかないんです。川俣町では、公共施設で13億円を東電からもらうということでありましてけれども、飯舘村は村全体の賠償、これは村民全体の公共財産ですから、その村民にきちんと何十億円の財産があって、その分賠償必要なんだというもの上げて、払うか払わないかは東電のほうなので、それはそれでいいんですけれども、その辺はきちんと設定されていくんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 村の公共財産ということでございますが、現在は、先ほど申し上げましたが、まず請求できるものから請求して、賠償は頂けるものは頂いているということで、現在約4億4,000万円ほど入ってきたということでございます。

今ほど議員からございましたので、今後なるべく早く村の財産を全て把握して、現在の時価あとは価値を積算して、請求できるものは請求をしてまいりたいと考えております。総額がちょっと正確に出るかどうかはあれですけれども、村の財産をつかむという意味で非常に大切なことですので、できるだけ早く進めたいと考えております。

8番（佐藤八郎君） 先ほど質問するときも言いましたけれども、個人的に請求がなかなか容易でない人もいます。そういう部分を含めてまだ解決されていない部分もあるし、村民に寄り添ったというのは、分かりやすい請求額を、分かっている、担当している職員がきちんと教えてやることも大切なことだと思っています。最近になって二十何人の方が裁判を起こしたという新聞記事ありましたけれども、そういうこともいまだかつて起きているし、ADRは解散したんですけれども、ここにはまだまだ残っている部分あります。だから、そういうふうにはできる人とできない人もいるし、決して物取りをやっているんじゃないで、本来あるべきものがなくなって損害賠償をしたんだという立場でぜひ寄り添ってやってほしいというように思っていますので、その辺はよろしくお願ひしたい。

続きましてワクチンの部分ですけれども、この村としてのやり方が今のままでいいのか、これ以上できないのか。相馬市は先進的な全国のやり方を学んでいて、できることとできないことがあると思うんですけれども、何かもっと成果が上がっていくような方法はないのかどうか、今日の段階でどうですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 村のコロナワクチンの接種の接種計画であります。議員の皆さんにもご説明させていただきました。飯舘村としましては、まずは安全に接種をするということで、副反応に対するその対応についてを一番の重点として、今、取組をスタートしたところであります。その結果、何かいわゆる副反応が出た際にすぐにでも病院に搬送できる体制ということで、ご案内のとおり福島市と協定を結んで、福島市の接種計画に基づいて今現在接種をしているところであります。避難先自治体のいろいろ状況をお聞きしますと、相馬市、あるいは南相馬市、川俣町、伊達市、それぞれのやり方があるようでございます。そういった中で、人口規模等はあるにしても、非常にスムーズに接種をされている自治体があるというのは承知しております。

今、福島市と協定を結んで進めている接種計画の中でどのようにできるかというのはなかなか難しい部分でございますが、65歳以上の高齢者については何とか、先ほど村長が答弁しましたとおり、福島市のあづま脳神経外科病院で接種ができるという体制取れましたの

で、7月末をめどに何とか高齢者については接種ができるようになったのかなというふう  
に思っています。今後、65歳以上ばかりではありません、基礎疾患のある方、それから、今、  
今度、年齢要件が12歳まで緩和されましたが、12歳から64歳までの一般の方々についても  
今後そういう問題出てきますので、関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えてお  
るところであります。

8番（佐藤八郎君） 迷わないで安心して受けられる体制をぜひよろしくお願ひしたい。

4-1に移りますけれども、立地自治体と関係する漁業者など、様々な議論や検討の中  
で把握するものということなので、村として把握する、答弁内容を求めることはしない  
ということなのか。もう一度所見を伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 今回の海洋汚染、海洋放出に関しましては、やはりその関係者  
が一番この情報を必要としているということですので、そのようなことに加えまして、さ  
らに、信憑性のないデータでは困りますので、国や県などで一定程度そのチェックが入っ  
たものが必要だという趣旨でございます。これを村が要るのか要らないのか、あるいは求  
めるのか求めていかないのかということに関しましては、これから説明会等があったり、  
さらには当事者側でこういうデータを公表、あるいは整理をするのかはちょっと分からな  
いんですが、それについては、公表できるものは公表していただくよう求めていきたいと  
は考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 次のバイオマス関係のことで、経済的効果を期待し、里山再生も森林の  
復旧もという話ですけども、これ今後議会にはまだまだ説明が必要なんでしょうから、  
中身はどういうものか分かりませんので、ぜひ資料で提出願ひたいと思います。

あと、プラント設備は密閉構造で、負圧を維持する構造を採用したり、バグフィルター  
について6年に及ぶ実績があるということで答弁いただきましたけれども、二重フィルタ  
ー式の安全性の根拠ですよね。蕨平で被ばく労働裁判が起きていますけれども、実際そ  
ういう実態があったので、二重フィルター式だから安全だなんて言えないと思うんです。  
私この間も質問しましたけれども、原子力発電所の中でのバグフィルターで足りなくて、プ  
ラスHEPAフィルター、すごい大きいものを使用して安全性を確保するというのが今の  
原子力発電所での工事内容なんです。こういうものを鑑みると、二重フィルター方式な  
ので安全だというものが、私はちょっと理解できない部分あるんですけども、このことも  
もう少しきちんと答弁願えればと思います。

あとは、子供たちをめぐる父母負担ですね。これは村が用意した園や学校でないと思  
えられない。それで、そこに入れない親御さんは負担が多い。この実態は仕方ないとい  
うことなんですか。村が用意したものに従って幼稚園や学校に入れない人は負担してし  
ようがないんだということで、この村政は歩むということなんですね。村に住所あって、  
同じ村民の子供でもね。そういう答弁になるんですけども、仕方ないということでは  
ないでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） そういった声があることも承知しておりますし、心情的に理解できる  
ことももちろんあります。仕方ないというふうには考えておりませんが、答弁の中にもあ

りましたとおり、村の学校に通わせていることのその負担というんですか、長距離のバス通学もそうですし、それから、例えば傷病の際の保護者の送迎であるとか、行事の際の送迎であるとか非常に遠距離で、そういう面での負担もおかけしておりますので、トータルでといいますか、そういう部分もありまして支援をしているということでご理解いただきたい。

ただ、そういう中でも、令和2年度から一部負担をお願いしたり、あるいは村食材の給食への利用をお願いしたりしておりますので、ご理解いただければと思います。

8番（佐藤八郎君） 今の教育長の答弁は、費用弁償か何か別な項目で出せばいいだけの話で、公平公正に子供は同じく扱うべきだというのは基本だというように思います。その件は、負担軽減をぜひ図っていただきたい。

あとは、プレミアム商品券。いろいろ質問しましたけれども、2年間でどれほど地域の活性化がされ、どの分野がどれだけの収入が増になったのでしょうか。これやっぱりに活用に至らない村民は、公費利用ができない村民になっちゃうんですね。お金があっても消費多額支出のない方は、この制度を利用しないことになるんです。だから、結果的にはそういう多額に使う人だけの事業なんです。だから、これは考え方でしょうけれども、本当にこの地域の活性化の事業者だったら、もっと仕事づくりの部分で、もっといろいろな事業で、入札関係も含めて、分割して仕事が少ない人に回すとか、そういうことも含めて、もっと広く生かせるように工夫したらいかがですか。

村長（杉岡 誠君） どの分野でどれぐらい効果があったかということに関しては手元に資料がないので、そこについては今お答えできませんけれども、仕事づくり等という、今大事なキーワードいただきましたので、私が考えていることとしては、例えばシルバー人材センター等にご登録いただいている方々の仕事といいますか、そういう方をお願いすることがたくさんあるのではないかとということで、庁内的にも今まで公費で業者さんのほうにお任せしていた部分を一部そういうことができるよう検討する旨指示を出しております。今後そういったことを少しずつお見せすることができるのではないかなと考えているところであります。それがプレミアム付商品券の売上げ等に直接関わるかどうかは別としましても、私の政策方針としてはそういうものがあるということをお伝え申し上げておきたいと思います。

以上であります。

議長（菅野新一君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、1番 長谷川芳博君の発言を許します。

1番（長谷川芳博君） 1番 長谷川芳博です。

シンプルに2つの項目を質問させていただきます。

まず、1、村の人口について。

1-1、村は人口増加対策として、帰村者または新規移住者、交流人口をどのように考えているのか伺う。

1-2、わくわくする村づくりとして、例えばテーマパークのような施設を考えられないかを伺う。



質問2の高齢者の介護について。

2-1、在宅での介護において、家族の負担が増している家庭が見受けられる。介護者の心のケアをどのように考えているのか伺う。

この質問にお答えください。

村長（杉岡 誠君） 1番 長谷川芳博議員のご質問の1点目、村の人口についての1-2について、私からお答え申し上げたいと思います。

テーマパーク等レジャー施設の導入ができないかどうかというご質問でありますけれども、新規に公共施設としてレジャー施設を導入することについては、先の自治体の事例等を参照しますと、採算の問題や事業主体の問題など様々な課題があるかというふうに認識しております。

村としましては、村の美しく豊かな自然環境や、村民が共に利用し楽しめるような、村に合った観光施策が必要と考えておりますが、既存施設や村内観光資源の活用を進める中で、費用対効果を含む様々な検証の上で、十二分な成果を見込めるわくわくするような取組を検討してまいりたいと考えております。

他のご質問については、担当課よりご答弁申し上げます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 私からは、1-1についてのご質問に対してお答えをいたします。

人口対策としての帰村者、新規移住者、交流人口の考え方についてお答えをさせていただきます。

村は、第6次総合振興計画のダイジェスト版であります飯舘これからのものがたりにおいて、帰村者、新規移住者、交流人口、避難のため村外に居住する方など、村に関わる全ての方がふるさとの担い手であり、飯舘村を再び振るい起こすプレーヤーであると位置づけております。また、まずは村に関心を寄せ、村を訪れていただき、村を訪れたことによる交流が移住につながり、ひいては地域の新たな担い手となっていただくことを目標としております。

村民一人一人が主役となった日々の暮らしが村や地域を活性化させ、村民をはじめとするふるさとの担い手同士の新たな相乗効果が生まれるよう、交流・移住・定住施策を進めてまいります。

具体的には、村を知っていただき村を訪れていただくためには交流が必要でありますので、村の情報発信や観光施策、あるいはふるさと住民票などを通して交流を進めてまいります。

次に、移住施策です。交流がきっかけとなり村に興味を持った方々に、移住するための補助や支援を行うものでありまして、現在、村の主要な移住施策として進めております。

そして、定住施策であります。定住につきましても、移住された方自身が村により愛着を持って住んでもらえるよう、また、村での暮らしがその方の人生においてより意義深くなるよう取り組むもので、今年度から、ふるさとの担い手わくわく補助金を創設し、新しい取組を支援してまいります。

こうした交流・移住・定住施策は、ひいては人口増加対策の主要施策の一つとなること

を見越し、国や県においても重要施策として制度が創設されておりますので、そうした有利な交付金、補助金を活用しながら、継続して人口増加のための対策に取り組んでまいります。

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、質問の2点目、高齢者の介護についてお答えをさせていただきます。

在宅での介護において、家族の負担が増している家庭が見受けられる。介護者の心のケアをどう考えているのかとのご質問であります。さきの佐藤八郎議員の質問に答弁させていただきましたとおり、現在、高齢者の生活状況について直接ご本人及びご家族などから相談をいただくほか、社会福祉協議会の生活支援相談員や各地区の民生児童委員、それから訪問等による情報提供を受けるとともに、必要に応じ包括支援センター、福祉係、それから保健師等の訪問によって、日常生活に支障がないか共有して対応をしているところであります。

その状況によって、介護保険の申請を受け、在宅サービスであればヘルパーによる訪問介護や、通所によるデイサービスなどの利用につなげております。ほかにも、同居家族が外出する予定があって介護ができない場合、短期入所（ショートステイ）もあり、短期間施設で生活いただくサービスもございます。

介護保険のサービス利用に当たっては、介護保険を申請いただき、いずれかの介護度に該当する必要がありますが、該当となれば、サービスの調整をする方、ケアマネジャーがつくこととなります。ご本人やご家族等が苦勞されていること等のお話を伺いながら、必要なサービスを提供することで、本人及びご家族の負担軽減につながるものと考えているところであります。

また、在宅で介護をする家族の慰勞のために、家族介護者交流事業にも取り組んでおるところであります。介護等をされている家族同士の悩みや相談、こういったものを昼食を交えての交流によってストレスを解消いただく事業となっております。昨年は3回ほど実施をしているところであります。

内容としましては、フラワーアレンジメント、それからビー玉キャンドル、こういったものなどの作りなどを楽しみ、食事会をするなどでリフレッシュを図っているところであります。コロナ禍以前は、日帰りの温泉等も含めて、ご家族がゆっくり休む時間を設けるなど、この事業を実施してきたところであります。

村としましては、ご本人の状況や家族構成、こちらにつきましては様々でありますので、引き続き丁寧に聞き取りをしながら、介護者等が疲弊されないよう、負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

1番（長谷川芳博君） まず、村の人口についての答弁に再質問をさせていただきます。

今、回答された中で、村を知っていただき村を訪れていただくためにはという答弁があったんですけども、交流人口だったりということなんだろうが、私、飯舘村のホームページをたまに何度か見るんですけども、よその全国にある市町村のホームページと比較すると、私の見方が悪いのか分からないんですけども、分かりづらいというか、村の

魅力を前面に出し切っていないような作りになっていると感じています。もう少し工夫して、前面に飯舘村のよさを出せるような工夫をするべきかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

その中で、村には魅力的なものという、広大な自然、その1点に尽きるのかなとは私は思っています。その中で、前回、スーパー誘致について質問させていただきましたけれども、やはり現状では帰村者を増やすとか、新規移住者を増やすというその前に、交流人口を重点的に置くべきじゃないかなと私はずっと考えています。

答弁された中で、じゃあその交流人口を増やすのにはどのようなことをすべきか、どのような目玉があるのか。まず、その辺村でどのように考えているのかお聞かせください。  
村づくり推進課長（村山宏行君） まず1点目、ホームページの件です。この件につきましては、私も村づくり推進課長になってすぐに、改めるように指示をしたところでございます。ご指摘のように、一見開くとすごく華やかに見えるんですけども、必要な情報になかなか入っていけないということに気づきましたので、こちらについては早急に直したいと思っております。

それから、交流人口の部分ですが、コロナの影響もあり、本来でありますと、東京であるとか大都市部のほうに、販売会であるとか、特産品を持ってのPR、そういったことが可能になっているわけですが、全くその活動ができていないという状況にあります。ただ、ふるさと住民票についてはかなり多くの方に登録いただいております。そういったところを仕込みといいますか、村に興味を持っていただけるような取組、それをまずは足がかりに進めたいと考えているところでございます。

1番（長谷川芳博君） 私が期待していたような政策というのは聞けなかったので、私から提案したいんですけども、震災前、飯舘村では年に1回ホラ吹き大会というのをやっていたはずなんですよね。そのホラ吹き大会の中で実現したものが何件かあったのかなと記憶しているんですけども、いかに飯舘村に人を呼ぶかというのを、今避難している大多数の村民にも何らかの形で村に関わっていただくためには、もう一度そのホラ吹き大会みたいなものを開催して、思い思いに村に対してどのようなことをすればこの村が活性化するとかを出してもらった催物も、今はコロナなんですけれども、その都度感染対策をしながらやれば開けると思うんです。そういった私の考えに村としてはどのように賛同していただきましょう。

村長（杉岡 誠君） 今具体的にホラ吹き大会というご提案をいただいたんですけども、以前そういったことをしながら施策に結びついたという実績もありますので、一つにはいい考え方なのかなと思っております。ただ、その当時というのは、一定程度若い世代の方々から高齢の方々まで含めて皆さんがそういう発言をする中で、それぞれが、いいとか、そんな夢みたいな話ができるのかというような、そういう村の中での膨らみがあった上でのホラ吹き大会だったのかなと思いますので、そういったこともできるように、様々な世代がより関わり合えるような地盤づくりを今始めてきたというところでもありますので、その中で一つ交流のためのイベントも考えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

1 番（長谷川芳博君） 村長、まさにそうなんです。次の質問に続くんですけども、やはり村長が自ら掲げているわくわくする村づくりは若者をどのように絡めていくか。若者がわくわくするような、高齢者も含めて村全体が楽しめるような村づくりということで、テーマパークについて質問させていただきました。

例えば、もうホラ吹き大会みたいな話になってしまいますが、飯舘村の美しい豊かな自然環境は壊さずに、広大な飯舘村の一角に自動車とかのモーターイベント等に使えるようなレジャー施設を造って、駐車場というのが一番今必要とされているので、3,000台規模止められるぐらいの駐車場を併設して、それで、今女性たちにすごい人気があるボルダリングの本格的にできるものを導入するといったレジャー施設を村で運営するのはどうでしょう。毎日やっているわけじゃないですから、例えば使っていないときには各自動車ディーラーに、今は電気自動車とかハイブリッドカーが主力を増してきているので、購買意欲を高めさせるためにそこで各ディーラーに使わせて試乗会をさせるとか、あと有事の際はこの広大な駐車場を利用して避難場所にもできたり、村のイベントのお祭りにもできる。私はそのようなことを大胆に考えています。

この辺は、今どうのこうのじゃないです。一議員として、こういった村の在り方もありなんじゃないかなと思うんですけども、少し壮大過ぎたでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今の話はホラ吹きの話ではないんだと思いますけれども、夢という意味では、そういった夢を持って、いろいろな可能性があるんじゃないかという方々が議員のほかにも増えていくということが村の力そのものになるんだろうとっております。

できるかできないかというのはそれぞれのときの状況であったり、あるいは維持経費ということが先ほどの前の議員のお話の中にもありましたけれども、公共施設として整備すると様々なランニングコストというものが発生をしてきたときにそれを公費で賄うということが大前提になりますので、そういったことを含めて様々な施策というのを検討すべきだろうとっております。

例えば、そういう考えをお持ちの方が民間にいらっしゃって、そういう方が自分で自動的にやっていくんだというお話があったりするならば、これはまた国につなぎながら、そういったための補助事業等々もあるのかなというふうに思っておりますので。

村が公共施設として一方的にやるという検討だけではなくて、そのアイデアをいろいろな方が共有する中で、じゃあこういう主体がいるんじゃないか、ああいう主体がいるんじゃないか、そんな議論につながっていけば、大変わくわくするということにつながっていくんじゃないかなというふうに思っているところであります。

1 番（長谷川芳博君） 実は全国のいろいろな分野で私は友達がかなりいます。レース関係等の運営をしたいという人も実はおります。例えば、震災前に私が次世代塾というものの塾長をやらせていただいたときに、その有志だった同志が今の杉岡村長であって、当時、飯舘村を2日間アメリカ村にするという提案をしたら、当時みんな私はわくわくして盛り上がった記憶があるんです。それをもう一度呼び戻したいなという一心で、今、村のために頑張ろうとしています。

公費とランニングコストという意味では、例えば飯舘村でそういったカーイベントをも

し私が期待しているその運営会社がやれば、1日で3万人来ます。売上げ的には大体4,000万円。それを来場者、エントリー者に対して村独自の商品券を作って、その運営会社で買っていただいて、その商品券を還元して村に全部落としていってもらおう。そうすると、経済効果、あとは交流人口増える中で、こんないい村があるんだというふうに、これもやがては新規移住者につながるのじゃないかなというふうには考えているんです。

引き続き、もっと私も勉強して煮詰めて、質問等をさせていただきますので、この件に関しては以上で終わらせていただきます。

2の高齢者の介護についてなんですけれども、やはり今、これは飯舘村が悪いんじゃないなくて、どこの自治体も考えている問題だと思うんです。特に震災きっかけに親子が離れてしまったものですから、余計に今自宅で老老介護が目立ち始めているのかなと思います。その中で、介護されているほうはいろいろなデイサービス、リハビリ等、ショートステイ、職員さんたちに手厚く介護されて、その本人は多分満足とかかされていると思うんですが、一番大事なのは、自宅で介護するお母さんとかお父さんとか、そちらのサポート、心のケアに重点を置かないといけないんじゃないかなと私は考えているんです。とはいつても、なかなかその人材だったり、いろいろな問題があるんでしょうけれども、ここを飯舘村独自のオリジナルのケア、例えばそのネームがまでいケアでも何でも構いません。何かそういったもので、年に3回とかとおっしゃいましたけれども、ここはもうやっぱりその介護されるほうも日に日に悪くなる一方、介護するほうも待たないんですから、そこを月に1回でも、例えば、それこそあした待ち遠しい、ああ、ケアマネジャーがもうあと指折り数えて3日後に来てくれるんだといった、そんな村の優しいケアをぜひやってほしいんですけれども、いかがでしょうか。

健康福祉課長(石井秀徳君) 介護される側と介護する側ということでのご意見ございました。

確かに、今、要介護者を見られているご家族の方々については、その心労というのは大変だと、私も分かっているつもりであります。そういったものを少しでも情報共有しながら、あるいはストレスを少しでも解消するために、先ほども申し上げました家族介護者交流事業、こういったものが事業としてあるわけでありまして、昨年度の実施回数が3回ということでございました。今、議員が3回と言わずというようなことでした。確かに、そういった家族がいわゆる家庭で要介護者がいる場合につきましては、いろいろなケースでその悩みだったり、あるいは相談したいことあるかと思っております。気軽にそういった部分については村のほうでも結構ですし、あるいはケアマネジャー、それから包括支援センターにご相談をさせていただいて、そのケースに合った形でのご支援をさせていただければなと思っております。

今、この家族介護交流事業につきましては、社会福祉協議会のほうに委託をして事業を実施しているところでありますが、回数等含めて、内容もまた検討しながら、ご要望に応じた開催ができるかどうかも含めて検討させていただければと思います。

以上です。

1番(長谷川芳博君) ぜひ一日も早いそのような政策を期待しております。

質問はこれで終わりなんですけれども、飯舘村はまでいという言葉が独り歩きしていま

すけれども、私それよりもっと大好きな言葉があるんです。一度は皆さん聞いたこと、見たこともあると思うんですが、若者には夢と希望、老人には愛の手を。飯舘村はやっぱりこれが一番これから発展していくのには大事な言葉だと思うので、ぜひその愛あふれる、若者に夢と希望、そういった政策を打ち出していきたいと思うので、私からのお願いとして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで長谷川芳博君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩いたします。再開は15時00分とします。

（午後2時42分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後3時00分）

議長（菅野新一君） 6番 高橋和幸君の発言を許します。

6番（高橋和幸君） こんにちは。自席番号6番 高橋和幸、令和3年度6月定例会一般質問をさせていただきます。

まず初めに、今年も昨年に引き続きコロナに始まりコロナで終わってしまいそうな1年間であります。いまだ本村においては感染者が出ていない恵まれた環境下ではありますが、国民全体ならず感染者が出ていない全国の自治体においても不要不急の外出禁止や自粛の制限が課せられて、自粛疲れという言葉が使われてしまうほどで、これから夏に向かっていく中でのマスク着用や感染症対策と、飲食店関係者のみだけではなく、不自由な生活を強いられている現状であり、そのような中においても唯一の救いは東京オリンピックが開催される予定ということで、この暗いご時世ではありますが、アスリートによる夢や希望、勇気、元気を与えていただければ、多少なりとも心の救いになるのではないかと感じている今日であります。

また、村長が替わって、現在までの本村を取り巻く現状を観察してまいりました。前村長は全ての面において出たがり精神でやってまいりましたが、杉岡村長は、やらせるべきことは部下にやらせるといった、本来あるべき姿の社会の縦社会の構図をよくご理解されている様子であります。少しずつであります、答弁のさせ方や広報のやり方、村長の目指している道しるべが徐々に見え始めているようにも感じております。

ですが、安心するのはまだまだ時期尚早であります。飯舘村にはまだまだ残された課題が山積しています。道路や村内の環境整備問題、村内外者への居住の確保と増設、今よりももっと食品、食物への安心と安全を担保できる県や国や東電との協議、近隣市町村や地元住民の声の吸い上げ、近年猿による深刻な被害が問題視されている鳥獣害被害への対策、帰還者増加への取組と移住者増加への取組、自然問題を懸念されている方々への周知の在り方、将来を担う子供たちの健康管理、次代を担う人材育成、高齢化社会への対応、その他もろもろ数え上げれば切りがありませんが、全ての面において平均的に、そして公平・公正にしっかりと優先順位を設けながら取り組んでいかなければなりません。ご聡明な村長のことですから、私が申し上げるなどとは釈迦に説法かもしれませんが、ぜひとも地域

住民、村民第一の目線に立たれまして、健全なる行政執行に努めていただけますことを改めてお願い申し上げます。

それでは、本題の一般質問に入らせていただきます。

1番、農産業分野における新たな新規開拓について。

①基盤産業の農業、畜産業などの再生と復活への取組強化は必須であります。本村としてのさらなる発展と技術向上のために、新しいものづくりへの視野が必要不可欠と捉える点から、従事者の努力義務を踏まえ、行政としての新規分野参入への見解をお伺いします。

2番、汚染廃棄物土壌の現状について。

これに関してもこれまで数度一般質問でお聞きしておりますが、令和3年度内の完了見込みということであり、今年ももう半分を過ぎたわけですので、今現在の実際の計画と現状の事実、今後の展望をお伺いします。

3番、復興住宅等（村営・県営）居住者の高齢化問題への対応について。

①村内外において、復興住宅等居住者の高齢化が顕著に進行し、一人住まいによる不便さ、老後の生活への支障が問題提起されている現実であります。健康ケアや生活支援、居住者への行政サービス、福祉福利の向上をいかように図っていくのかをお伺いします。

4番、飯舘牛のブランド化計画について。

①村民及び畜産業従事者の悲願である飯舘牛のブランド化、英知を集結した取組が必要とともに、他県産に負けない品物作りが求められると思います。村外での飯舘牛の名称問題に関しても踏み込んだ国との協議の可能性の模索について、行政としての見解をお伺いします。

最後に、帰還困難区域の解除の在り方について。

解除前提で物事が進められているように思われますが、永久に除染を行わなかった地としての汚名は歴史に残り、少数の声に対してどのように対応を施していくのか。数字の証明だけで事実を進める現実に対しての是非が本当によいのか。行政を束ねる長としての見解をお伺いします。

以上、5点5項目を私の一般質問といたします。

村長（杉岡 誠君） 6番 高橋和幸議員のご質問の5点目、帰還困難区域の解除の在り方についてお答え申し上げます。

まず、長泥地区における除染作業についてですが、特定復興再生拠点区域については、道路、宅地並びに農地の環境省による除染のほか、家屋解体が実施されており、ほぼ完了しております。

また、特定復興再生拠点区域外においても、特定復興再生拠点区域計画で位置づけられている箇所については、道路及び道路際20メートル幅までの除染などが実施されているところでもあります。

また、同じく区域外の住宅及びその周辺の一部については、内閣府による線量低減措置が実証事業として実施されているところでもあります。

ご質問の帰還困難区域の避難指示解除についてですが、特定復興再生拠点区域については令和5年春頃の避難指示解除を目指して、国による除染や家屋解体のほか拠点整備を進

めているところであります。

一方で、特定復興再生拠点区域外については、土地活用の方針がある場合に限り、除染をせずとも解除できる方向性が国から示されております。

村では、拠点区域における各種の事業の進捗状況のご報告のほか、国が新たに示した制度に関する勉強を旨とした役員会や班ごとの集まりを持つなど、長泥地区の住民の皆様のご意向、ご意見を丁寧に確認している状況であります。

村としては、住民の皆様のご意向、ご意見を踏まえた上で、また、居住促進ゾーンや農の再生ゾーンなどでの今後の活動なども総合的に検討した上で、国との交渉を含めて、できることを最大限に取り組んでまいり所存であります。

このほかのご質問については、担当課長よりご答弁申し上げます。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、質問の1番と4番についてお答えをさせていただきます。

まず、ご質問1の農業分野における新たな新規開拓についてお答えいたします。

飯舘村の産業の基盤は、まさに農畜産業であります。村といたしましては、農業者としての営農意欲を喚起し、農の再生に向かって一步一步着実に進むための施策として、飯舘村営農再開ビジョンに基づき、農による生きがい再生支援事業や、福島再生加速化交付金事業、原子力被災12市町村農業者支援事業いわゆる4分の3事業のかさ上げ補助など、様々な支援に取り組んでまいりました。

一方で、震災後の農畜産業は、規模、場所、人員確保など、あらゆる点で生産者の不断の努力、創意工夫が必要不可欠であり、避難農業者や帰村農業者による取組とその努力は、新規分野の開拓と同じか、それ以上のものであったと考えております。

村が誇るべき意欲ある農業経営体のたゆまぬ努力が認知され、また、村が時々の状況に即した戦略的な支援策を実施してきたことにより、村外から移住されて新規に畜産を始めた方のほか、農地を集積して大規模に土地利用型農業に取り組む農業経営体など、震災前にはなかった力強い農業経営体の事例が出てきているところであります。

村といたしましては、引き続きこうした農業経営体が安定的に経営し発展できる体系を構築し、次世代への農畜産業の継承につなげていくことが重要であると考えております。

なお、新規分野への挑戦には、担い手となるべき意欲ある候補者がいること、新規分野の知識を広め、技術指導を行う人員を確保することができること、販路が確実にあることなど、様々な条件を満たすための情報を集め、総合的、多面的に検討することが必要であると考えております。

そういった検討の上で、実現可能性が高く、新たな村の産業創出につながると判断できるものについては、意欲ある農業経営体がふるさとの担い手としてご活躍いただけるよう、行政として必要な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問4の飯舘牛のブランド化計画についてお答えいたします。

まず、いわゆるブランド牛と呼ばれるものには、法律上の明確な定義はありません。各地域のブランド牛に関わる団体等がそれぞれに定義し、個々の厳しい基準をクリアしたものがブランド牛として流通していると承知しております。



本村における飯舘牛は、村、JA、商工会、飯舘村振興公社で構成した飯舘牛ブランド推進協議会が定義した品質基準等に基づき、畜産農家をはじめ関係機関が長年にわたって努力を重ね、生産、流通、販売までの一貫した体制を構築していたからこそその村の特産品すなわちブランドでありましたが、平成23年の東日本大震災による全村避難により、その活動を休止し、現在に至るまで再開できていないのが現状であります。

なお、当時の飯舘牛の定義は、村内で肥育された黒毛和種の肉用牛であること、肉質等級が3等級以上のもの、歩留り等級がA等級のものであります。

今後、飯舘牛のブランドを再生するためには、その方向性に賛同する生産者、関係機関が互いに協力し、試行錯誤していくことが必須であると考えております。

村としても様々な支援策を講じることで、避難指示解除後5年目となる今年までに、村内での畜産経営体を和牛繁殖農家8件、和牛繁殖・肥育一貫経営農家3件まで増やしてきたところであり、今年4月には、JAふくしま未来が主体となって、和牛改良組合飯舘支部が立ち上がったところであります。

なお、飯舘牛ブランド再生のためには、村内での肥育和牛の頭数を増頭する必要がありますが、村内の畜産経営体の多くは繁殖農家であり、肥育農家とは餌や飼養方法も異なりますので、これから繁殖・肥育一貫経営などへの転換を推進するためには、JAふくしま未来との連携による技術指導、経営支援のほか、2か年にわたる肥育期間を耐え得るだけの経営安定対策が必要であり、場合によっては家族経営から法人経営への転換も検討する必要があると考えております。

なお、生鮮食品には食品表示法の規定により原産地を表示しなければなりません。牛肉などの畜産物の場合、国産品は主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般的に知られている地名を表示することとなり、2か所以上にわたって飼養されている場合は、最も長い期間飼養されていた場所を主たる飼養地として表示することとなります。

このようなことから、村内で飼養されていない牛に飯舘牛という名称をつけることは消費者に誤解を与えることにつながりかねず、食品表示制度上も不適切なものとなってしまいますので、これを国と協議することにつきましては難しいと考えております。

飯舘牛の復活につきましては、まずは村内畜産農家の安定的な経営と飼養する和牛の品質の向上を支援しながら、村畜産業の振興を図り、数と質の充実をもってブランド復活につなげてまいりたいと考えております。

副村長（高橋祐一君） 私からは、ご質問2の汚染廃棄物土壌の現状についてお答えいたします。

村における、除染工事から発生した除染廃棄物が入ったフレコンバッグの発生総数は、環境省によりますと、草木等の可燃物が82万5,000袋、除去土壌の不燃物が179万5,000袋、合わせて約262万袋であります。

本年度までの村内仮々置場からの搬出状況であります。可燃物については82万4,000袋を炭平減容化施設へ、また不燃物については83万4,000袋を中間貯蔵施設へ搬出し、そのほか長泥地区に搬入した13万9,000袋、そのうち1万8,000袋については再生資材化し、

長泥環境再生事業で使用したと報告を受けております。

なお、現在、可燃物が1,000袋、不燃物が82万2,000袋、合わせて82万3,000袋のフレコンバッグを村内の仮々置場で一時保管しており、本年度の環境省の中間貯蔵への搬出計画では、可燃物、不燃物合わせて約40万袋が搬出されることとなっております。

国の中間貯蔵施設への搬入計画について、令和3年1月に公表された令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針では、令和3年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等のおおむね搬入の完了を目指すとされております。

村としましては、おおむね搬入の完了となっておりますので、今後も国に対し早期搬出を求めてまいりたいと考えております。

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、質問の3点目、復興住宅等の居住者の高齢化問題についてお答えをさせていただきます。

村内外において、復興住宅等居住者の高齢化が顕著に進行し、一人住まいによる不便さ、老後の生活への支障が問題提起されている。健康ケアや生活支援、居住者への行政サービス、福祉福利向上をいかように図っていくのかというおたかしであります。

先ほども答弁させていただいておりますが、高齢者の生活状況につきましては、直接ご本人及びご家族等から相談をいただくほか、社会福祉協議会の生活支援相談員や各地区の民生児童委員の訪問等によって情報提供を受け、必要に応じ包括支援センター、福祉係職員、保健師等の訪問によりまして、日常生活に支障がないか共有し対応をしているところであります。その状況によって、例えば運動機能低下による生活への支障であれば、介護保険の申請を受け、ヘルパーによる訪問介護や通所によるデイサービス等の利用につながっているところであります。

また、行政の制度支援と併せて、まずは健康で元気に生活いただけるよう、老人会主催の運動事業や各地区サロン等への参加を促しているところであり、その交流の中で高齢者同士が車を乗り合わせて参加するなど、互いに助け合う動きにつながっておりますので、村としましてもその活動を支援してまいりたいというところであります。

ご本人の状態や家族構成、困り事の内容は様々であります。今後とも住み慣れない地域での不安や悩みなどに寄り添えるよう、引き続き丁寧に聞き取りをしながら、必要な制度やサービスを分かりやすく説明し、支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

6番（高橋和幸君） それでは、再質問に入らせていただきます。

まずは、1の農産業分野における新たな新規開拓についてですが、現在における大きなものとして、村内ではお米、畜産、ソバ、花卉栽培等が挙げられると思われ。今まで飯館村の地でこそ培ってきた地場産業、既存の農産業を支援、拡大、拡張していくことはもちろん大切かつ大事であります。新たな挑戦という物事にもチャレンジをしなければ地域の発展は見込めないものと思っております。

行政ご承知のとおり、原発事故以前と違って、今は自然の恵みから利益を生み出すことができません。できないこと、ない物をねだってみても仕方がありませんから、考える力を養い、想像力に磨きをかけて、生み出す思考力を働かせることが非常に大切ではないか

と考えています。

そこで、前村長のときにもご提案をさせていただきましたが、これはある意味で一例でありまして、想像以上に大きなことかもしれませんけれども、今現在、養殖市場価値は大変大きな注目を浴びております。小さな施設と面積でかなりの利益を生み出すことが可能となっています。海水等も自然配合で可能ですし、水質の管理、こだわりの餌や徹底管理で人工飼料を与えたときの育ちが早いことも実証されています。もちろんこれは一例であり、飯舘村にはない新たな野菜や果物等にも活用できる挑戦でありますので、あらゆる角度から可能性の模索が重要であると思います。

地域経済の発展と若者世代の興味や魅力あふれる仕事づくりの観点の下に、様々な新規分野に参入していける環境づくり、行政のバックアップ体制の確立をぜひともご念頭において、今後自治体としての農産事業の見直しや勉強会、または個人の取組があった場合には、答弁書のほうにもありましたけれども、個人的にいた場合には支援などにも取り組んでまいりたいという、ありましたので、その点に関しても今後も引き続いてそういういろいろな野菜だったり、ここではふだんできない果物であったりした場合に柔軟に対応してもらえるでしょうか。これ一つ願います。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのご質問は、村においてこれから新たなその分野に挑戦しようという方が出てきた場合にこれを支援していただけるかというようなことかと思っております。

結論から申しますと、ぜひともそういったところについて支援していきたいと考えております。やはりこれまでの産業おこしという形で取り組んできたわけではありますが、それだけではなく、議員おっしゃるように新たな取組への挑戦というところも必要だというふうには認識をしております。

そのために、例えば飯舘村にある公共施設を利用できないかとか、先ほどの養殖の話とか、あるいは答弁の中でお答えしたような支援事業を活用して、その開始までの費用負担を軽減する、そのようなこともこれまでやってきたところでもあります。

ただ、一方でやはり何でもかんでもオーケーということもなかなか難しいというところがありますので、やはりその担い手の方が誰か、これは個人なのか法人なのか、どんな方がその担い手としてやる気を示していらっしゃるのか、あるいはその事業に対して村のほうで個人を見つけて、そこに働きかけを行うのかということ、担い手、プレーヤーの確保というところがまずありますし、あとはせつかく作るものでありますから、これが売れなければ、あるいは買ってもらうなければどうしようもないということもありますから、最終的にはそういったところを目標に、様々なその条件をよく精査しながら、これは支援したいというものについては引き続き支援を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

6番（高橋和幸君） 再度のご答弁を求めようになりますけれども、以前テレビで拝見しましたが、北海道では生産が絶対に無理と言われていた品物が、東京の企業と連携して、皆様ご存じのあの大きな電気の配電盤の余熱を利用してハウス栽培に成功した例が先日テレビで放映されておりました。今後バイオマス施設の熱を利用し、栽培への活用が見込め

ますが、数年後を考えるのではなく、現状においても取り組める施策ということに着眼点を置いてよいのではないのでしょうか。

これは私個人の見解ではありますが、行政としてそういう物事へのチャレンジイコール成功イコール発展は、地域活性化と人材雇用の創出の場と捉えて考えてみる事ができますし、そういうことに直面したときのことを考えて、新たな基金の積立制度の設立等に関して自治体としていかようにお考えをしているのかをお伺いいたします。

総務課長（高橋正文君） 基金ということで私がお答えさせていただきますが、村では様々な基金を造成して、様々な目的で使用しているということでございます。農業については陽はまた昇る基金等も充当して事業を行っているところでありますが、今のところ農業関係で新たな基金の造成というのは考えていないところです。

6番（高橋和幸君） 日本のみならず、本村も基盤産業は農であると思っております。実際問題、限定された農だけでは真の発展を成し遂げることは困難だと思われまして、やはりチャレンジをしていかなければと考えております。そこで私が先ほど幾つかの例を挙げましたけれども、基金のご予定も今のところはないということで、ただこれから様々な方が農産業に関わってくることだと思われまして。

そこで、現時点で行政のほうで何かしらこのような野菜、果物、産業、そういうものに取り組んでいこうというお考えが、もし施策があるのであればお聞かせ願えればと思います。

村長（杉岡 誠君） 今は品目ということでのご質問ではあったんですけども、私からは様々な施策の方向性でご答弁申し上げます。例えば、イノベーション・コスト構想という、福島県が国の法律の中に位置づけられた事業を進めておりますが、この中でやはりICTをしっかりと活用したいろいろな産業分野あるいは農業分野というものが、今、研究も含めて、あるいは実用化ということも含めて進んでいるなどと思っております。あるいは5Gという言葉もありますけれども、そういった情報通信網の整備によって可能性が増えるというものもあるのではないかと私自身も思っておりますので、そういった検討をこれから重ねてまいりたいなどと思っております。

ですので、完全に真新しい品目ということに限定しないで、今やっていることについても、新しい、省力化になるのかあるいは経費の節減になるのか分かりませんが、そうしたことに繋がったり、あるいはわくわくであったり、チャレンジする方々の意欲につながるような取組の施策として展開できればいいなどと思っております。

以上であります。

6番（高橋和幸君） ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

私は個人的に民友新聞を取ってしまして、ご存じだと思われましても、中ほどのページに県内各地の情報掲載があります。そこで毎日のように新聞を見て思うことが、よその自治体は次々と新商品の開発や農産物のGAP取得で信用性を広め、企業との連携や新規分野への参入に取り組んでおります。何にでも手を出せばよいというものではありませんが、物を作り出す分野においては、ほかの自治体に比べて本村はまだまだ遅れを取っているのではないかと個人的に感じているところが率直な感想であります。特に原発事故に

よって汚染されたと思われている本村にとっては、農産業、土壌の問題は直近の課題であります。今全国各地で酵母を利用した田畑や土壌の再利用、育成が盛んに進められております。それらの活用も考えながら、行政といたしましては再生と発展という物事に対して何を最優先として、村の行く末をどのように捉えているのかをお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 農業分野については営農再開ビジョンという言葉も申し上げましたけれども、あの中でそろそろはだづべという言葉を使いましたが、みんなが立ち上がってそれぞれ前に向かっていこうと、その中で新しい力、次の世代の方々も巻き込んでいこうというような、そういう方向性が一番大事なことだと思っております。ですので、その中で施策としてその時々力を入れるべきものがあったりということがあると思いますので、今この段階で今年予算に上げているものは全て大事なものだと思っておりますし、これからご提案させていただくこともあるかもしれませんが、それらも議員の皆様のご審議の下に村の政策として大事なものというふうに位置づけられるならば、しっかり前に向かって進めていきたいと考えております。

6 番（高橋和幸君） この点に関しましては、物事の固定観念にとらわれないという点においても、行政には幅広い考え方と思考力を持っていただき、地域経済の発展、新規事業の創出と雇用を考えていただきながら、若者世代の心を揺さぶる事業の立ち上げ、飯舘村から全国への発信も念頭に置いてもらい、できることから模索していく。時代の波に乗り遅れることがないように、魅力ある村づくり、活気あふれる村づくり、新興産業の新規参入を妨げない環境づくりにご配慮をしていただきながら、今後の産業分野への力強い取組をご期待申し上げます。

この件に関しては以上であります。

続きまして、2 番の汚染廃棄物土壌の現状についての再質問をいたします。

帰還宣言後4年以上が経過いたします。その前から搬出計画は示されていたとは思われますけれども、単純に計算して260万袋の汚染物があり、1日何台のダンプが輸送に参加し、1台に何袋の搬入ができるかと計算すれば、どのくらいの期間と歳月でこの計画が完了されるのかおのずと算定されてくるのではないかと私は単純計算で思うんですけれども、これだけ計画が長引いてきた原因は一体何でしょうか。

副村長（高橋祐一君） 今の搬出の計画の中でなんです、通常であれば大型ダンプで6袋ほどというような形で台数を計算すればそれぞれ出てくるかというふうに思いますが。ただやっぱりその中間貯蔵の受入れ体制なり、ここからの距離等々、あと交通量の増加という部分で、環境省では苦慮しているのかなと思っております。

そういうことで村からの搬入も遅くなっているという部分もありますので、先ほど言ったようにそういうところの改善を我々としては要望しながら、早期に村から搬出してもらうということに努めたいと思っております。

6 番（高橋和幸君） この汚染物土壌の搬出が終わらなければ、本当の意味においての再生と復活への道のりは始められないと私は感じております。私は、議員になった4年前から、汚染物の全撤去が終わってからが真の再生へのスタートラインだと再三述べさせていただいております。

通告外だと言われると困りますので前置きしておきますが、通告書に美しい村連合への加入等という文言は一切書いておりませんが、前村長いわく、現在は特例で加入できているとのことであり、自然豊かで緑あふれる我が飯舘村内にこのような風景の箇所が存在するのは決してすぐわず、誰も望んでおりません。メインの通りや主要幹線からは撤去されている様子ですが、少し道の中に入るとどうでしょうか。現在においても汚染廃棄物土壌が置いてある近場で農作業を始めた各行政区の方々からも、これこそが風評被害のもとになるのではないかと懸念の声が上がっております。それも行政のほうでご承知かどうかは分かりませんが、我々は被害者であります。幾ら環境省の事業であろうが、自治体としてこの現状を見過ごすわけにはいきませんし、一日も早く解決すること、もっと強く要望、要求をしてしかるべきであるとは私思っておりますが、村長のご見解をお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 搬出に関して強く要望ということですので、まさしくそのとおりかと思っておりますので、これまでどおりあるいはこれまで以上に、しっかりその辺は情報も含めてしっかりキャッチした上で要望を進めていきたいと考えております。

なお、フレコンの近くで農業をやることについてということがありますけれども、そこらは産業振興課のほうでも土壌分析とかあるいはモニタリングということもさせていただきまますので、風評被害というのは例えば情報がないことによって生まれるものも多いだろうなと思っておりますので、その辺の支援、フォローをさせていただきたいなと思っております。

あと、余談ではありますが、今回広報に小学生の田植の写真が表紙に出ておりますが、多分数年前であれば、あの後ろの風景にはフレコンバッグがあったんだと思っておりますけれども、今回それがいない状態で子供たちの写真が撮れたということで、過去の状況を知りながら、そういった新しい改善、改革というものが進んでいるということもしっかり村としては把握をしながら、あるいはそういう説明もしていきたいなと考えております。

6番（高橋和幸君） この問題に関しましては、今後とも行政、自治体としての国に対しての強いアピールとコンタクトを取っていただけることを強く願うとともに、現実味のある計画の策定書の提出などを行政、自治体として要望されますことを強くお願い申し上げて、この質問は終わりたいと思っております。

続きまして、3の復興住宅等居住者の高齢化問題への対応についての再質問でございますが、ご承知のとおり、悲しい事実ではありますが、全国の各地、県内ですけれども、孤独死の判明等が報道機関によってなされている現状であります。村内においても高齢者の一人住まいもあるでしょうし、私は今現在、川俣町の県営壁沢に居住しておりますが、そこにも数多くの飯舘村民の方々が住んでおられて、その多くは長泥地区の方たちであり、高齢の方も多く、老後や将来の不安が問題視されています。

予算委員会において、定期的に巡回されている旨のご回答がありましたけれども、村内居住者のみなのか、私のところにはこの1年間、一度も村の関係者は来ておりませんし、置き手紙があったためしありません。村外居住者に向けた対応は、どのように対処されているのでしょうか。答弁書のほうにはやっている旨があるんですけども、私は川俣町に来て1年以上全く把握をしておりません。現状をお聞かせください。

健康福祉課長（石井秀徳君） 先ほど答弁させていただきましたが、村内村外の特に高齢者の世帯ですね。そういった世帯につきましては、社会福祉協議会の生活支援相談員、こういった方たちにお願ひしまして、訪問をお願いしているところでもあります。ただ、若い人が居住しますというか、避難されているところまでは全てが訪問しているかというところではないところもありますが、何らかの支援が必要だというふうな部分につきましては年齢問わず訪問している経過はございますので、現状としてはそのようになっております。

また、村内につきましては郵便局のほうの訪問もやっておりますので、そんな形で対応させていただいているという状況でございます。

以上です。

6番（高橋和幸君） 答弁を求めますと、やっておりますと答え、また再質問をすると、やっていない面があるかも分かりませんという答えで矛盾のある答弁であると感じています。どのように受け止めたらいいんでしょうかね。

前村長もまた現村長も、村内外に住んでいても同じ村民であると公言していますよね。行政サービスや支援を分け隔てることなく推進していただき、自治体としての組織能力の運営を万全に励行していただきたいと考えておりますけれども、その矛盾する回答がある点に関して、いかように私は捉えて自分が納得すればよろしいのか、再度答えを求めます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 村外に避難生活を継続されている世帯はかなり多くございます。全ての世帯にいわゆる生活支援相談員が訪問して聞き取りあるいは現状把握するというのは、不可能というふうに把握しております。今現在、福島市、川俣町も入っておりますけれども、南相馬市、近隣の市町村については、高齢者世帯あるいは独居世帯、そういった部分について訪問をさせていただいているところでもあります。うちは来なくていいよという世帯もあることは把握しておりますので、そういった部分はお伺いしていない部分はありますが、そのように今現在しているところでもあります。

なお、事情によって訪問してほしいという部分ございましたらば、その旨をお伝えいただければお伺いするというのは可能なのかなと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

6番（高橋和幸君） 答弁書から読み取れることは、村内居住者へのケアは非常に手厚いのかなと感じております。

そこで、今ご答弁がありましたけれども、全てを回ることはできない、全てを把握することはできないというご答弁がありましたけれども、行政であれば、全てを把握してください。それが自治体、行政としての行政サービスの在り方であり、本来の姿だと思います。来たいという人は来てくださいと、連絡がないと行きませんか、それは私は違うと思うんですね。やっぱり全て把握してこそ本来の行政サービスの執行につなげていけるのではないかと私は考えておりますけれども、いかがでしょうか、村長。

村長（杉岡 誠君） 今お求めの部分は、まさしくプッシュ型の行政と申しますか、こちら側からいろいろな状況をあらかじめ把握するように進んでいくというような、その行政の在り方をお求めなのかなと思ひております。ただ、限られた人員数あるいは予算の中で動いている部分でありますので、例えば1日10件ずつ回れたとしても、365日で3,600世帯とい

うことでありますので、なかなか全世帯ということをして1年間という中でやることは今現在までできていなかったんだらうなと思っております。

ですので、役場に例えばお越しいただいたり、通常顔合わせをすることによってより丁寧な対応をすることができる方についてはそういう対応をさせていただきながら、あるいは訪問をすることによって、なかなか自分から発信できない方もいらっしゃるでしょうから、そういう方のフォローということで社会福祉協議会にもお願いしているという部分があります。多重的に、訪問ということだけではなくて、訪問が足りないことはご指摘をいただきましたけれども、訪問だけではなくて様々な施策の中でいろいろな対応をしていきたいと考えております。

議長（菅野新一君） 高橋和幸君、この件に対しては高齢化問題に関わっているから、40歳前の訪問はどうするんだというのは通告外の域に入ります。そのようにご理解してください。

6番（高橋和幸君） この村内外の居住者の高齢化問題、今現在でもされておりますけれども、行政の考えるサービスとは広報誌等の配布のみなののでしょうか。私も、今、議長からご注意がありましたけれども、まだ40代ですので、一応それでも私も村外居住者の一人でありますから、飯舘村民が飯舘村民として誇りと自信を持って、ふるさとに愛着を持ち、たとえ離れて暮らし、時折の帰省であっても、村外居住者が同じ行政サービスが提供され、福祉福利の向上に差を感じないシステムの構築を私はぜひともお願いしたいと思っております。

そして今、村長が申された高齢者の方たちへの村内のあらゆるお知らせ版の配布はもちろんのこと、一人でも多くの参加者を生み出す催し事の企画、呼びかけ方の工夫、住んでいる自治体への申請でお願いいたしますといった、突き放すことがないような言動、誰がいつでもどこでも飯舘村民として受けられる行政サービスの構築、村民第一の真心の籠もった組織体制をぜひ、村長今自ら申し上げられたように引き続いて遂行されますことをぜひともよろしく、強くお願いを申し上げます。

この問題に関しては以上であります。

次に、4番の飯舘牛のブランド化計画への再質問であります。

議長に追加資料の提出を申し上げて、通告書4番と5番の資料を出させていただきましたが、許可をいただきましたので、議長には厚く御礼を申し上げます。

また、行政の皆様も新聞等で既にご覧になっているのではないかとおわれますが、あえて出させていただきましたので、ぜひ興味を持ってご覧いただければと思います。

まずは、追加資料ナンバー4-1。

私は、この掲載を見た瞬間、とてもうれしく喜ばしく、やっと飯舘牛の文字が世の中に表面化してきたなと感動すら覚えました。

率直にお伺いします。行政といたしまして、この新聞記事を見て何を思い、何を感じ取られましたか。

村長（杉岡 誠君） 感想ということですから、私のほうから申し上げたいと思っております。

飯舘牛を含むブランドの再生ということについては復興計画の中にも申し上げておりますし、皆様からも多々いただいているお言葉ではありますけれども、福島大学の食農学類、石川先生でありますけれども、村民ではなく村外の方で、しかも教育機関の方のほうから



自らこういう提案あるいは予算取りをして取り組むという形で出てきたのは、非常にうれしい、喜ばしいことだというふうにまず第一印象で思ったところであります。

なお、私も担当の時代、石川先生とは随分この話もしていた部分もありますので、やっと事業化されたんだなという、喜ばしいという思いが今非常に強くありますので、これからの動向もしっかり見ていきたいなと思っております。

以上であります。

6番（高橋和幸君） 飯館牛の震災前と同じブランド化の再構築というのは、単なる牛の復活という単純な出来事ではないと私は思っております。今も県内外において飯館牛の復活に熱い思いと情熱を注いでいる和牛繁殖者の皆様の生きがいの一つであるとともに、飯館村としても一つの誇りの復活の象徴になるのではないかと私は強く感じ、そう捉えております。全国に名をはせていた飯館牛の復活。それらに携わっている方々の必死の思いを考えますと、私個人といたしましても非常に胸に熱いものが込み上げてきます。

それだけの価値がある日本三大和牛とありますが、それらに比べても恥ずかしくはない飯館牛が全国に誇れる値打ちのあった存在であったと再度思い直しておりますが、これをもう一度具現化しよみがえりを図ることは、和牛農家の夢、飯館村としての、また村民たちとしても待望している出来事ではないかと思っております。

そこで、一つ気がかりなのが、答弁書にもありましたし、以前の予算委員会でもお答えをいただきました、村外で復活に向けて心血を注いでいる皆様の取組があります。地元の和牛名を名乗られることには制限があること、国の規制なのか法律があるのは分かりますけれども、ただ、村内と村外でいうならば、頭数的にも村外で和牛繁殖、飼育に頑張っておられる方が多いのが現状であると多分思われます。そういう方たちがあえて、今いる千葉だったり北海道だったり新潟だったり山形だったり、そういう地名を名乗らず、飯館牛の地名を名乗れることを信じて今必死に頑張っておられます。答弁書のほうに国との協議等は難しい旨のご回答がありましたけれども、その辺のところを、何とか皆様の思いを現実とするためにも、例えばですけれども、飼育をしていただいて、飼育過程における村内への搬入や、または買取りシステムを構築し、村外で頑張っている方々の熱意を無駄にすることなく、一頭でも多い飯館牛の誕生のため、自治体としての支援策の拡充等の打開案を模索していくことはできないものか。ぜひご見解と、また、お知恵をお借りしたいと思えます。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の内容は、法による規制というような意味では、なかなか飯館牛というものが、そのほかの地域で生産している方にとってはその名前をつけるということが難しいのであれば、何か別の方策でこの飯館牛というものを復活させられないかということでございます。

答弁いたしましたとおり、なかなか今のこれは法律上、どうしてもその飼養している期間によって、そこを必ず食品の商品に書かなければならないということから、今ご質問の中にありましたような、村外で飯館牛の血筋を持って、飯館村で育てていた技術を持って肥育をしている方でも、これについてはやはり飯館牛という名前を名乗ることができない。もちろん、飯館牛の定義上も飯館村で肥育されたということが書いてありますので、それ

は無理なんだと思います。

一方で、じゃあ何とか村にもう一度という形で牛を戻すとか、そういう形でできるかということにつきましては、大変申し訳ないんですが、現在では私も詳しい知見を持ち合わせておりませんので、かなり難しいのかなという感触は持っておりますけれども、もう少し情報収集をしてみたいなとは思っています。

ただ、一方でご理解いただきたいのは、確かに今、村外においてそういった肥育ということで育てている農家のほうが多いということが実態でありまして、ここから何とか飯館牛という思いも非常に分かるわけではありますが、村としましては、答弁にありますように、今、村の和牛の農家さんが次第に数も増え元気になってきたところでありまして、何とかここを軌道に乗せる形で支援をしながら、皆さんがじゃあもう一回飯館牛ブランドを立ち上げようじゃないかとなったときに、そういうお手伝いをしていく形で復活が果たせればと考えておりますので、繰り返しになりますが述べさせていただきます。

以上です。

6番（高橋和幸君） ご答弁と答弁書にありますとおり、食品表示法の規定によりとありますけれども、これが近年、様々な病原菌の問題であったり、そういうもので毎年厳しくなってきたのは私も承知いたしております。けれども、飯館牛の復活という一種の復興の象徴となるべきこの大きな事案を一日でも早く実現されることを本当に心から切に願っておりますし、行政としても関係機関等との連携、和牛に携わる方々への支援や補助をより一層強めていただき、新しく付加価値のついた飯館牛の復活、可視化されることを強く望んでおりますので、飯館牛のあの味を味わいたい一村民といたしましても、今後の取組強化をよろしく、強くお願いを申し上げます。

最後の再質問になります。

5の帰還困難区域の解除の在り方についてであります。この問題に関しましては、前村長のときから度々一般質問においてお聞きしております。なぜなら、答弁書に除染したとあるんですけれども、例えば佐藤八郎議員からありますけれども、全除染ではなく一部除染ですよ。家の周り20メートルと。拠点内にしても拠点外にしても、全面積の除染じゃないじゃないですか。私は、これを除染とは思っていないんですよ。そういう今後永久に除染なしで解除されてしまう事実懸念と困惑を覚え、議員としても、一村民としても、納得がどうしてもできないからであります。

もちろん早期解除を望む地元住民の思い、そして自治体としても1つの行政区のみをいつまでもこうしておくことができない事実は強く実感しております。しかしながら、一方で、議会も同じです。一概には述べられませんが、賛成多数で決められたことのみが常に正論なのか、後世に憂いや悩みの種を残さないものなのかと感じているのもまた事実であります。

お手元に配付されている資料ナンバー5-1をご覧ください。

私は、これを見た瞬間に、やはり出たと思えました。行政としてこの記事を読んだ方が誰が一番最初なのかは分かりませんが、何を感じ取られたのでしょうか。多分お答えできるのは村長しかいないと思っておりますけれども。

村長（杉岡 誠君） まず、長泥の住民の方がどれほど自分のふるさとに対して強い思いをお持ちなのかということの記事の中で感じさせていただいて、本当に心がぐつつかまれるような、そういう思いをしたというのが正直なところであります。

特定復興再生拠点区域計画そのものも、飯舘村においては住民の方々の帰還をしたい、ある条件が整うならば私たちも帰ってもいいというような、そういうご意向をしっかりと確認した上での区域計画を国に上げたという経緯がありますけれども、この新聞の方については、区域外の状況ではあるけれども、このような意思を表明していただいているということでもありますので、そういった方々の思い一つ一つをしっかりと村としては確認し、また、大切にしていくなような施策の方向性を検討すべきだということを中心としたところでもあります。

以上であります。

6番（高橋和幸君） この資料5-1を見て、私は、先ほども申し上げましたけれども、懸念していた出来事が現実になったと思えました。世の中に、臭い物には蓋をしろという言葉が存在しますが、不安や不満はいつか必ず表面化して表れてまいります。その危惧の象徴がお手元に配付をさせていただいた追加資料のこの記事であります。これまでのこの帰還困難区域の解除という決定がなされるまでの過程は、私は村長でないのだから分かりませんが、こういう方々が思ったことは、多分、国が決めたことだから仕方がないと、それしか解除してもらえる方法がなかった、選択肢がほかに示されなかった、前村長、行政が承諾した、行政区としても大多数の総意だった、声を上げたが届かなかった、声を上げてもらえないままだった、反対したほうが逆に間違っている見方をされた。多分そのようなものでなかったのではないかなと個人的に考えているところであります。

村長は常々、地元住民、村民の声を聞きながら判断していきたいと再三述べられておりますが、実際現実はどうなんでしょうか。今もそういう答弁をなされましたけれども、現状はもはや解除に向けた動向にしかありません。資料の記事に掲載されている方のみではありません。以前、この長泥の帰還困難区域解除の決定が決まったときも、集まりがあったときに、地元住民の方のインタビューがなされて、不満を述べている方もおられました。数名かもしれませんが、こういう切実な、僅かながらにでも帰還を期待しつつ、行政の判断行為に否定的な生の声がある事実をどのように率直に、現実的に受け止めておられるでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今、行政の判断行為というお言葉をいただきましたけれども、私の中で、長泥の総会の中でもお話ししましたが、現段階でこの区域外のことについて、特に決断、判断していることは特にまだございません。皆様のご意向、ご意見をしっかりと確認させていただいて、見定めさせていただきたいというふうに考えておりますという説明をしていますので、今ご質問にあったような形で、例えば区域外も含めて一括して解除していくような方向で物事が進んでいるというわけではありません。区域外については、国から示された資料、情報というのをそのままはおつなぎをする。その上で、地元の方々の思いや質問というものを国にまた押し返す形でまた回答をもらうというような、そういう取組を実は私が就任して以来、半年以上続けさせていただいているというところであり

ます。

なお、この半年過ぎましたけれども、現段階においても、今、明確にこういう形でいうことは、私として判断していることではありませんので、この答弁の中においては、区域内のことについて進んでいるところをおおむねご説明申し上げているところが多いかと思しますので、区域外の件については混同をされないようお願いしたいと思うところでもあります。

以上であります。

6番（高橋和幸君） この新聞記事にもありますとおり、こういう現実の声も現に存在している事実を真摯に受け止めていただきたいと思えます。多分、どういう機会があってこの新聞記事の掲載に至ったかは分かりませんが、本人の思いは察するところ、多分自分自身や2人、3人で言っても届かないだろうと、聞いてもらえないだろうと。それでたまたま新聞記事のこういうインタビューがあり載ったのではないかと個人的推察をしているところでもあります。

村長が大切にしている、村民の声を聞く、現場の声を聞く姿勢を今後も大事にして、言動に実践していただき、一人一人に寄り添った行政運営というものをぜひ心がけて、村民の思いを取り残さない施策の実践をしていってもらえるようお願い申し上げます。村長のあした待ち遠しい村づくりのためにも、小さな声を聞く、少ない声を大事にする。ご答弁されて、関与はされていないと申されましたけれども、現実には、時間は、物事は、長泥で今進んでおります。その現状をしっかりと把握してください。

なので、今申し上げたことを、私が申し上げたこと、村長がここで申し上げたことを、ぜひ今後ともきちんと実践していただけることをここできちんとお約束願えるでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 私自身、先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、私自身の目と耳でしっかり物事を確認させていただいて見定めるというのが当初からずっと申し上げていることでもありますので、議員のご指摘、お言葉のとおりであれば、そのようなことだと受け取っていただいて結構かと思えます。

なお、長泥行政区の地区の中で進んでいることで、区域外のことについては特段今進んでいることはないですので、進んでいることがないというとおかしくなりますけれども、情報をまずおつなぎするというところをしっかりとやらせていただいておりますので、何か決定事項があるということではないというのを再度申し上げさせていただいて、答弁に代えさせていただきたいと思えます。

6番（高橋和幸君） 2回ほど区域内外というご答弁がありましたけれども、私、区域内外を差別しているわけではないんですよ。帰還困難区域、内外と書いていないですよ、帰還困難区域のことを申しているのであって、村長になられてまだ日が短い、まだ内で決まったことは私は関係ないというような意味なのかどうかは分かりませんが、内外関係なく、帰還困難区域全体のことを考慮して、ぜひとも考えていってほしいと思えます。

最後に、自治体、行政の成長は、村民の声が反映されてこそのものであると思われまます。私個人もそうなんですけれども、多数の意見も大切ですが、声なき声を聞きまた推察して、

数少ない声をどのように拾い上げ村政に生かしていくのが本当に意味のある行政執行だと考えておりますので、村民の思いを無駄にしない行政の在り方に心がけていただきまして、今後の自治体の運営を確実に、着実に進めていただけることを切にお願い申し上げます。時間は余りますが、私のこのたびの一般質問は終わらせていただきます。

議長（菅野新一君） これで、本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

(午後4時09分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月15日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅野 新一

同 会議録署名議員 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 高橋 孝雄



令和3年6月16日

令和3年第3回飯館村議会定例会会議録（第3号）



令和3年第3回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和3年6月16日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和3年6月16日 午前10時00分				
	閉議	令和3年6月16日 午前11時42分				
忘（不） 招議及 出席議 びに並 びに欠 席議 員  出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 △○ 忘 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	6番 高橋和幸		7番 渡邊計			
職務出席者	事務局長 細川亨		書記 伊藤博樹		書記 伊藤直美	
地方自治法 第121条の 規定によ り説明の たため 出席した 者の氏名  ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり推進課長	村山宏行	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 農事務局長	三瓶真	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会 書記	高橋正文	○
選挙管理委員会 委員長	伊東利	○	代表監査委員	高野孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年6月16日（水）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順5～6番）

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 高橋和幸君、7番 渡邊計君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。5番 高橋孝雄君。

5番（高橋孝雄君） おはようございます。

5番 高橋孝雄です。令和3年6月定例議会に一般質問をさせていただきます。

あの忌まわしい原発事故から11年目に入りました。村は、いまだに復興道半ばであります。確かに村の公共施設などは新しく建て替えたり、また、リフォームをされ、そして、道路においても、舗装のやり直しで震災前以上に整備されたように見えますが、しかしながら、村民の帰村率はまだ上がらず、本村飯舘村の復興・創生はまだまだこれからのことと思います。その復興・創生期に関わることにつきましてお伺いをいたします。これからお伺いする1-1から1-6まで全てが復興・創生に関わることでございますので、村長はじめ担当各位の分かりやすい答弁をお願いいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

1、今後の飯舘村復興・創生について。

1-1、帰村した村民の不便をなくすため、携帯電話不通話地区の解消をするべきと思いますが、お考えを伺います。

1-2、周辺住民の安心安全を守るため、倒壊寸前の家屋の取壊しを早急にするべきと思いますが、村長の考えをお伺いします。

1-3、農業再開を後押しするため、災害箇所を早急に修復させるべきと思いますが、お考えを伺います。

1-4、震災復興を加速するため、生活圏里山の間伐整備を早急を実施すべきと思いますが、お考えを伺います。

1-5、里山間伐材を搬出するため、4級・5級村道の現道舗装をすべきと思いますが、お考えを伺います。

1-6、村内唯一避難となっている長泥地区、解除後の交流人口を増やすために、国道399号線の早期改良が必要不可欠と考えますので、村長のお考えを伺います。

以上、1-1から1-6まで6点、お願いします。

村長（杉岡 誠君） 5番 高橋孝雄議員のご質問、今後の飯舘村復興・創生についての1点目についてお答えいたします。

村では、平成30年度に各行政区長にお願いし実施いたしました不通話地域の調査を基に、福島県に対して令和元年4月に不通話地域の状況を報告しております。また、国に対しても、一昨年11月末に東北総合通信局に対し不通話地域解消に向けて携帯電話事業者への働きかけを要望したところでもあります。

一方で、通信事業者からは、基地局の設置については事業採算性の観点から新たな設置は難しいとも聞き及んでいるところでもあります。

こうした事案への対応としては、まず、宅内及び宅地周辺の対策として、携帯電話会社から無償で電波増幅器が貸し出されておりますので、当面、それらの活用のご案内を村民の皆様させていただきたいと考えております。

また、その上で、当該不通話エリアにおいて、広範囲にわたり面的に通話可能エリアが必要である根拠を明確にした上で、携帯電話会社や補助事業関係機関に要望し、不通話エリアの解消に向けて引き続き対応してまいります。

このほかのご質問については、担当課長からご答弁申し上げます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 私からは、2点目、倒壊寸前の空き家の取壊しについてのご質問にお答えいたします。

ご質問にあります倒壊寸前の空き家等につきましては、村としましても行政区ヒアリング等で行政区長はじめ行政区役員の皆様からある程度実態を含め伺っておりまして、問題として認識しているところでもあります。

村としての対策としましては、美しい村づくり条例に基づく建物の所有者への指導、勧告、さらには命令などがありますが、実際に、村ではこれまで何件かの所有者に連絡を試み、物件の良好な保全管理のお願いや解体の意向などについて伺ってまいりましたが、なかなかご理解が得られず、また、所有者個々の事情があり、現在まで改善の兆候が見られないという方もいらっしゃるということでございます。また、建物の解体につきましては、その権利が所有者にありますので、所有者に解体の意向がない場合、実行することは非常に難しいものと思われまます。

空き家問題につきましては全国的な課題でありまして、村においても、引き続き対策を検討してまいります。

以上です。

副村長（高橋祐一君） 私からは、1-3、災害箇所早期復旧についてのご質問についてお答えいたします。

令和元年度の台風19号による被害は、580か所にも及ぶ甚大な被害となりましたが、大規模な災害のあった村道小滝大倉線を除いては昨年度までに完了しております。

復旧の内訳としましては、国庫補助災害復旧事業としまして河川が2か所、村道が10か所、農地が13か所、林道が1か所、水道施設が1か所の計27か所、起債等による村単独による小災害につきましては、河川11か所、村道128か所、農道11か所、林道43か所の計

193か所になっております。その他村単補助による災害復旧については、村道の復旧が2か所、農地等の復旧箇所は47か所となり、合わせて269か所が復旧いたしております。

そのほかにも、災害の自力復旧や農業基盤整備促進事業で取り組む箇所、多面的機能支払交付金、農地・水の事業を活用して復旧する箇所など、行政区長や地域の方に協力を得ながら進めてきたところです。今後も、同様の形で進めたいと考えております。

大規模な災害のあった村道小滝大倉線については、詳細設計による変更の協議を進め、令和3年度に工事発注予定となっております。

次に、福島県管理の国道、県道、河川の災害復旧の状況ですが、復旧箇所の30か所の内訳として、県道、河川を含む13か所が完了し、10か所が現在、発注済みとなっております。長泥地区を含む7か所が今年度発注見込みということで、引き続き、県との連携・調整を進め、早急に災害復旧が完了するよう県に要望も継続的に行ってまいりたいと思っております。

私からは以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、ご質問1の4点目の生活圈里山の間伐整備についてお答えいたします。

村では、平成29年度より県の補助事業であるふくしま森林再生事業に取り組み、山林の間伐を行っているところであります。このふくしま森林再生事業に取り組むことにより、間伐による森林整備とその実施に必要な山林の空間線量率のモニタリングを一体的に推進し、将来の木材等の搬出に向けて森林の再生を図ることとしています。

なお、ふくしま森林再生事業による森林整備は、木材が搬出・出荷できる村の空間線量率が低い山林から順次行っていく考えで、現在までに佐須地区や宮内地区において約53ヘクタール実施し、今年度は二枚橋地区と宮内地区において約40ヘクタールを実施する予定となっております。

今後につきましても、ふくしま森林再生事業については、事業の継続が見込まれておりますので、引き続き、この事業を活用して計画的に間伐を進めていきたいと考えておりますし、その他関係機関の有効活用も検討し、間伐整備等による森林の再生を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

建設課長（高橋栄二君） 私からは、1－5、4級・5級村道の現道舗装整備についてのご質問についてお答えいたします。

4級の管理基準については、上級路線を優先し順次改良舗装を実施する、5級については、補修に要する人夫は地域住民の協力を得るとなっております。

4級・5級の現道舗装についてであります。震災前は、人家の多い路線や急勾配な路線を優先しながら行ってきました。現在は、4級・5級村道については、昇口舗装の接続未舗装村道の現道舗装を、農道の機能を有する路線として基盤整備促進事業で実施しているところです。

ご質問の里山間伐材を搬出するための4級・5級の現道舗装については、地域住民の協力による村単補助、通称、道普請事業の活用、人家の多い路線、急勾配による大雨時の

路面洗掘を防止するための舗装等、舗装の必要性を考慮し、優先順位を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、1-6、国道399号線の早期改良についてのご質問にお答えいたします。

国道399号線については、村内唯一の国道であり、村内を縦断する重要な路線であり、長泥地区を結ぶ大切な路線であります。その都度、県に要望しながら震災後、白石地内の交差点改良や宮内地内においてはため池の白石側の局部改良を進めてきました。

今年度には、飯樋町から南側の国道399号線において、県の単独事業にて国道114号線に至る路線を調査し、概略設計を進めることとなり、399号線の頂上より滝下側においては、一部バイパス工事による改良工事が今年度着手予定となっております。

また、維持補修についても、具体的な箇所を要望しながら早急に維持補修も進め、引き続き、国道399号線の整備促進を要望し早期改良に努めてまいります。

私からは以上です。

5番（高橋孝雄君） それでは、再質問をさせていただきます。ただいまご丁寧な答弁、ありがとうございます。

それでは、1-1の再質問でございますが、現在、村内で携帯電話不通話の戸数を分かるなら教えていただきたいと思っております。

村づくり推進課長（村山宏行君） ただいま手元に資料がございませんので、調べてご報告いたします。

5番（高橋孝雄君） ご承知のように、震災前は一般電話が各家庭にあったもので、当然、連絡はついたはずですが。先ほど村長から説明のありました電波の増幅器とか、そういう機械で、家の中でも携帯電話の電波が拾えるんですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 先ほど答弁で申し上げました部分につきましては、宅地周り、あるいは、住居で携帯が通じないところ、そちらの対応という形になります。したがって、道路、そちらでの通行中にとり、そこでの対応はするものではないと思っております。

5番（高橋孝雄君） そうすると、携帯電話会社からの貸出しで、村民の不通話地区は全て通話できるようになるわけですね。

村づくり推進課長（村山宏行君） あくまでも電波の増幅器であります。それで、携帯電話の会社によっても異なりますし、地形によって、その地域のお使いの携帯の電波がその地域にどれほど来ているのか、そういったところでは、詳細をやらないと分からないかと思っております。ただ、基本的に人家のあるところ、ある程度、電波が届く、そういった形での状況は確認しておりますので、家の中で、あるいは、庭の1か所でしか使えないとか、そういったところの対応については、そういった増幅器で対応可能かと思っております。

5番（高橋孝雄君） それでは、携帯電話は取りあえずは何とか使えるということで、村民の方々に納得をしていただくということにします。

それでは、1-2の空き家の取扱いについてでございます。3月の定例会にもこのことについてお伺いをしたんですが、村長の答弁によると、今のところ、なすすべがないというのが現状だということでした。

しかしながら、5月14日に開かれた福島第一原子力発電所事故災害復旧対策特別委員会の中で、東京電力の担当者と話をさせていただきました。所有者名義でない建物については、住宅確保の賠償に応じかねるとの返答がありましたが、しかしながら、震災前、その家に住んでいる人は、やはり居住権がありますし、また、その人が固定資産税を納めている納税義務者でもある。そういう人になぜ賠償できないのか。これは、東電としては賠償したくない言い逃れではないかと強く申し上げたところ、後日、東電の担当者から電話がありました。そして、その人たちのお名前と住所と電話番号を尋ねられましたが、私も分からないと答えるしかなかったのです。

しかしながら、村では全てを把握していると思います。そこで、やはり村の職員を派遣してしっかりと調べて、もし賠償を受けられるようになれば、当然、壊すこともできますし、新しく建て替えられますので、その点、何とか村として力を尽くしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

副村長（高橋祐一君） 今のご質問の中では、家屋の賠償という部分と解体の部分の賠償という部分かなと思われませんが、以前もご説明しましたが、個人の財産という部分については、村で関与することはなかなかできません。この賠償に関しては、個人からの申請ということになっております。以前にいろいろ調査をした結果、各種の家屋解体の中でも賠償が終わっていなければ家屋解体できないということもありましたので、その辺を調査して、54か所のうち半分の27か所ぐらひは村でも対応してやっていきましたが、ただ、今言った名義が違う、あとは、そこに住んでいたとしても、その人が申請をしない、相続関係の問題があるという部分に関しましては、なかなか村でも関与ができないというところで、村で把握している27か所については、できなかったということがあります。その辺の情動的な部分については東電と共有できるかと思いますが、あくまでもやはり個人との話し合いという形になっておりますので、なかなかそこまで行政が関与できないというのが現実でございます。

5番（高橋孝雄君） いや、私が申し上げているのは、その方たちにもしかしたら東電の賠償が受けられるかもしれないということでございます。というのは、やはり、先ほど申し上げたように、居住権もありますし、また、税金を納めた経歴もあります。名義が先祖の名前になっていたとしても、やはり東電としてはそれを弁償すべきではないかと、こう申し上げたわけでございますので、そうなればやはり、分からない人がいるわけですから、村の職員を派遣して説明をして、できるなら東電の賠償を受けさせてやるような、そういう方法はできないものか……。

議長（菅野新一君） 孝雄君、賠償という言葉は、この質問通告には一切入っていないので、解体のほうで進めてください。

5番（高橋孝雄君） 分かりました。

これは関連する部分でございまして、これが進めば当然、解体もできますし、その点を申し上げているんです。ですから、何とかこのようなことで職員の方々にでも分からない人に説明をしていただいて、何とかそういう方向に持っていくことはできないものか、ひとつ努力をしていただきたいと、このように考えております。いかがでしょうか。

副村長（高橋祐一君） 先ほど申しました54件中27件については、関係者の解体で終わっていると。残りの部分については、以前、行政区長等をお願いをして、54件というのはいろいろ情報を聞きながら集めたものでございます。そのときに、村のほうから解体の時期がもう終わってしまうということで通知は、連絡はしています。ただ、何件かはやはり連絡が取れないところもありました。先ほど言った固定資産の関係の税情報等も活用しながら、関係する人には連絡をした結果、やはりその27か所については残っているという現状になっております。

5番（高橋孝雄君） この件でございますが、もし事故が起きた場合に、誰が捻出するのか。それが心配でなりません。当然、この持ち主の方は、恐らく予算もないから、ないものは払えないということになれば、村としてどういう対応をするのかお聞かせ願いたいと思います。

副村長（高橋祐一君） 危険な建物、周辺の安全を脅かす建物という分については、総務省の中で空き家対策特措法ということでございます。これに関しましては、行政代執行という手続になっております。それにつきましても、代執行でありますので、費用負担はその管理者なり相続者という形での請求を村で行うという流れになっております。それを執行する上では、やはり周辺の安全確認、その建物を壊さなければならない、取壊しを強制的に行うだけのものであるかという調査が必要になってきます。あとは当然、本人、相続関係者に事前に助言、指導、勧告をした上で、ある程度法的な措置をした上で命令を出して代執行という形になってきますので、今の段階でその段階なのかというのを今、検討しながらいるところであります。今のところ、周りから多少の被害という部分はありますけれども、そこまでには至っていないという考えでございます。

5番（高橋孝雄君） そうすると、やはり困った問題でございますが、とにかく村としてできるだけいい方向に行くように、ひとつ努力をお願いしたいと思います。

それでは、再質問1－4でございます。災害復興を加速させるために、生活圏里山の間伐、そして、搬出して整備をするということでございますが、ご承知のように、国も東電も山の除染はしないということになっております。現在、宅地、農地、道路から僅かの除染しかされておりませんので。村面積の75%前後が山林です。これを何とかしない限り、村の復興はないと思います。飯舘村の山は宝の山でありまして、村民歌にもあるように、山美わしく水清らかな飯舘村、これが飯舘村のキャッチフレーズであります。

飯舘村森林組合の佐藤組合長は、この間伐整備について、年5億円の予算で20年をかけて100億円で完成させると、このように話しておりましたが、20年とはあまりにも長過ぎるじゃないですか。復興・創生期間は残り9年と7か月ぐらいなものでございまして、その間に何とか飯舘の山をきれいにして、そして、山の恵みを最大限に利用できるようにするには、村の力は、森林組合に大いに応援していただくように取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の山林の整備についてでありますけれども、もちろん、これまで村としましては、平成29年度からこれに取り組んでいるわけでありますけれども、地元の山並びに地形、そして、さらには地権者等についても深い知見のある森林組



合さんということで、これまでもお願いしてきたところであります。この事業、既に今年も間もなく契約ということになりまして事業がスタートいたしますが、引き続きの事業の予定もありますので、これまでに続きまして森林組合さんのほうを中心にご協力をお願いしながら事業を組み立てていきたいと考えております。

以上です。

5番（高橋孝雄君） それで、生活圏の里山として推定で2,500町歩ぐらいあると、森林組合長は言っております。先ほどのお話でありますと、今年、40町歩、これでは20年どころではなくてまだまだかかります。何とかこの面積を拡大してやるようにできないでしょうか。村の予算も、130億円を超える予算がありますので、復興予算として年間10億円ぐらいは森林再生に何とか予算を持っていけないものかお尋ねします。

産業振興課長（三瓶 真君） この事業に対する予算の関係等、事業規模の拡大ということかと思っておりますが、今年度は40ヘクタールということであります。これは、実は交付金の事業を活用しております、交付決定の期間と作業をする期間等を鑑みた場合に、作業量的に妥当な面積ということで考えておりますが、来年度はここを何とか、今、交渉中でありますけれども、改善をいたしまして、作業面積を今の予定で120ヘクタールまで増やすということを検討しておりますので、ぜひとも作業の面積については今よりも広い面積で作業に当たっていきたいと考えております。

なお、予算につきましては、今、申しましたように、村の財源だけではなかなか難しいということで県の補助事業を使っておりますので、できるだけこの中で取り組める、また、森林組合の作業可能な人員とのバランスを見まして、でき得る限りお願いできる面積をお願いしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

5番（高橋孝雄君） それで、念願のバイオマス発電所もできることになりました。そういうわけで、間伐した材料、枝まで搬出して燃やすということになれば、必ず線量も下がるはずですよ。ですから、何とかこれを最大利用して、そして面積も多く消化できるように、ひとつ努力を願いたい、このように思います。いかがですか。

産業振興課長（三瓶 真君） なるべくより多くの面積、あるいは、森林の再生が進むように努力してまいりたいと思っております。

5番（高橋孝雄君） では、そのようにひとつよろしく願います。

それでは、1-5の現在の村道の舗装についてでございますが、上位の道路から舗装しているのは、それは分かります。上位の格付があった道路であっても、昔はキツネとタヌキしか通らず、現在はイノシシと猿しか通らない、そのような道路もあると思っております。しかしながら、5級村道であっても、地域住民が頻繁に利用する道路もありますし、そういうところはやはり何とか舗装にしていきたいと、このように考えます。そして、間伐材を搬送するためにも恐らく利用できると思っておりますので、その点、どういうお考えなのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 4級・5級の舗装でございますけれども、震災前からも含めて、現道舗装ということで事業を進めてきた経過がございます。基盤整備による農道の舗装工

事も含めて、現在まで47路線の路線について舗装をしまいったということでございます。その舗装をする際も、人家の多いところで舗装を進めてきたところです。

さらには、残りとしましては59路線程度でございます。その中で人家のある路線については13路線、その13路線のうち2路線につきましては、さらに勾配が急で流される路線が13路線のうち2路線あるというところでございます。優先順位をつけるとすれば、このようなどころからの優先順位になるのかなという考え方でございます。

以上でございます。

5番（高橋孝雄君） この件については、たびたびお伺いをしているわけですが、今のお話ですと、急で斜面が流れるような道路はやっていただけということになりますか。

建設課長（高橋栄二君） 現道舗装となりますと、なかなか財源としては村の単独費になるところが多いかということもございます。復興の在り方といった部分も検討して優先順位等を決めて取り組んでいければと考えております。

以上です。

5番（高橋孝雄君） 同じ5級村道であっても、行き止まりの村道もあるし、また、幹線に抜かれる道路もあります。その点の見極めで抜かれる道路については舗装にするとか、そういう方向にはできないでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 実施区間でも全線、先ほど申しました路線のうち27路線につきましては、全線舗装になってございます。ただ、残りの舗装についてはまだされていないという部分はございますが、ただ、舗装されていても人家のあるところまでは舗装されているということでございます。

以上です。

5番（高橋孝雄君） そうすると、行き止まりのものは見込みがないとしても、やはり幹線から幹線道路まで抜けるような5級村道については、やる見込みがあるんですか。

建設課長（高橋栄二君） 検討してまいります。以上でございます。

5番（高橋孝雄君） 今、課長が検討するというところでございますので、よろしくご検討のほどお願いいたします。

それでは、再質問1-6でございます。国道399号線の早期改良について、ご承知のように、長泥地区に通じる道路でありまして、特に白石から入ってきて飯樋町までは2車線、センターラインが引いてあります。しかし、飯樋町から赤石澤まで、また、割木から峠までが軽トラックも擦れ違えないような道路でありまして、長泥地区の人たちを応援し、また、交流人口を増やすためには、この間を早急に改良しなければならないと、このように考えます。特に、長泥地区においては、低線量の除染廃棄土壌を埋め立て、そこに土をかぶせて作物を作るといった初めての試みがありました。これで国も東電も大いに助かるわけです。最終処分場と言っても過言ではないと思います。したがって、あれだけの予算がつくわけですから、その長泥だけではなくて、そこまで行く道路、この道路をやはり早急に拡幅、改良しなければならないと、このように考えますが、いかがでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） まさに議員のおっしゃるとおり、399号線につきましては、長泥地区を結ぶ非常に大切な路線だと認識をしております。先ほども申しましたけれども、福島県のほうで今回、飯樋町から114号線までの区間、ドローンを飛ばして地形を測って概略設計を行う計画になっております。結構な延長がございますので、期間的にもそれなりにかかるのかとは思いますが、あそこの全線の法線を決めていくような、今、段取りになるというところがございます。これも県単事業なものですから、進捗に関しては、実際の改良となりますとまだ計画としては示されておりませんが、今、現段階としては法線の確定をしていきたいと県のほうから聞いてございますので、何かかにか進むだろうと考えております。

以上です。

5番（高橋孝雄君） この先行きにつきましては、令和元年のとき議長を先頭に東京に行って、そして、国土交通省に行ったときにこのお話を出したわけです。副大臣と事務次官に真摯に聞いていただきました。そして、アドバイスもくれました。国道であるから、金は国で出すかも。ただ、管理は県だから、県のほうに強く要請をしたほうが良いということで、昨年でしたね、議長と副議長と私と3人で今度は県に行って、副知事と県議会議長、自民党県連幹事長、このお三方に要望をしてみました。そして、その後で県議会議長に聞いたところ、やはり相双の建設事務所のほうに行ったほうが早道じゃないかというお話を伺ったので、案内役として私が行ってやると議長が言ってくれましたので、近々議長に頼んで副議長さんと3人で、県議会議長の案内で相双の建設事務所に再度お願いに行くつもりでございます。

議会としても行きますが、村としても、やはり再三再四、そのように要請をしていただきたいと、このように思います。昔から泣く子にお乳ということで、泣かない子にはやはり乳が回ってこないというのが、今も昔も変わらぬことでございます。どうかそのような意味で、村としても本気になって取り組んでいただきたいと、このように思います。

以上で私の質問は終わります。

議長（菅野新一君） これで高橋孝雄君の一般質問を終わります。

続いて、2番 佐藤健太君の発言を許します。

2番（佐藤健太君） 議席番号2番 佐藤健太です。令和3年6月定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

今回は4項目8点の質問をさせていただきます。

順番に、1-1、村のエネルギー政策について。

震災後、村内でも再生可能エネルギーの発電と売電が行われていますが、今後の飯舘村のエネルギーの政策ビジョンを伺います。

2、村内の放射能汚染について。

2-1、村内の山やあぜや土手などの除染対象にならなかった箇所今後の対応について伺います。

3、飯舘村第6次総合振興計画について。

3-1、飯舘村第6次総合振興計画ダイジェスト版の10ページに、ごみの収集所の補修

や再設置の支援が上げられていますが、点検や補修は実施したのか伺います。

3-2、分別方法の徹底など、ごみへの意識向上も上げられていますが、農業に伴う廃棄物の処理はどのように行っているのかを伺います。

3-3、生ごみ乾燥機の購入補助なども上げられていますが、進めているのかを伺います。また、学校給食等で発生する食品廃棄物の処理はどのように行っているのかを伺います。

3-4、農業などに再生可能エネルギーを導入する方への支援検討とありますが、どのような検討が行われているのかを伺います。

3-5、飯舘村第6次総合振興計画ダイジェスト版の14ページの基幹道路、村民の生活に密着した道路の整備とありますが、どのような整備計画を持っているのか、また、造っていくのかを伺います。

4番、鳥獣被害対策について。

4-1、昨年度の被害状況と今年度の対策を伺います。

村長（杉岡 誠君） 2番 佐藤健太議員のご質問の1点目、村のエネルギー政策についてお答えいたします。

まず、村関連の再生可能エネルギー施設としては、太陽光発電所が大火山地区、深谷地区及び松塚地区に立地しており、大火山、深谷地区については、村が株主となり運営を行っております。さらに、大火山については、風力発電事業も加えて実施しているところであります。

現在、村では、カーボンニュートラル、いわゆる脱炭素社会宣言の実施に向けて準備を進めております。これは、地球温暖化防止政策の一環として、政府の2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指すといった宣言を受けて、本村においても、村民の皆様の衣食住等が環境面に配慮した形で充実したものになるよう、そして、未来の村を担う人たちに最良の飯舘村の環境を引き継げるよう、持続可能な社会の実現を目指すもので、ご質問にあります村のエネルギービジョンの策定に向けた準備を進めているところであります。

なお、計画の内容等については、具体的にになった時点で議会にもお諮りをし、ご助言をいただきながら、飯舘村のカーボンニュートラル宣言の実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

このほかのご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

副村長（高橋祐一君） ご質問2の村内の放射能汚染についてのご質問についてお答えいたします。

ご承知のとおり、環境省による除染につきましては、帰還困難区域を除き、除染同意をいただいた宅地、農地、森林、道路等の面的除染は、平成28年12月に事業を完了しております。このうち、あぜや土手については、表土削り取りを実施した場合、畦畔やのり面等の洗掘、崩落が考えられるため、除染の方法としましては、除草と堆積物除去が行われてまいりました。このため、畦畔やのり面については、表土剥ぎ取り等の除染と比べて線量が高いところがあるのが現状ですが、営農には支障がない放射線量と認識して

いるところでもあります。

なお、高線量が確認されたところ、通称、ホットスポットの部分の線量低減につきましては、環境省が対応することとなっておりますので、村としては、あぜ、土手機能の維持、向上のための事業として福島県営農再開支援事業や多面的機能支払交付金事業等を活用した畦畔修復等が可能であることから、今後も農業経営体や地域による活動を支援してまいりたいと考えております。

また、森林については、林縁部から20メートルの範囲までは環境省が堆積物除去等の除染をしておりますが、それより奥の山林については、未除染となっております。村といたしましては、除染とは別に、林業の再生を目的とした林業関係の各種施策を推進したいと考えており、具体的には、平成29年度から県の補助事業でありますふくしま森林再生事業を活用しての除間伐を進めております。

なお、ふくしま森林再生事業は、年度別計画の策定と森林内のモニタリング調査が施業条件となっておりますが、これまで村内の森林約168ヘクタールについて調査した結果、全てが林野庁による施業基準である毎時2.5マイクロシーベルト以下であり、これらの森林での施業を先行して実施してきたところでございます。

また、こういった調査を踏まえて、これまでこの事業により行いました県の樹皮モニタリング検査により搬出することが可能となったスギ、ヒノキ、アカマツ等の用材101本、1,182トン、チップ298立方メートルについては、木材市場に出荷され、風評被害等もなく、一般的な市場単価で販売に至っております。

ふくしま森林再生事業は、今年度も村内40ヘクタールを計画に行われておりますので、引き続き、搬出、販売に向けて鋭意調整を進め、山林の再生、山林資源の活用を図ってまいりますとともに、高線量が観測された箇所については、福島県のほか関係省庁とも情報を共有していきたいと考えております。

私からは以上です。

住民課長（山田敬行君） 私からは、ご質問の3点目、飯舘村第6次総合振興計画についての5点のうち3点はごみ関係で関連がありますので、一括でお答えいたします。

1点目、ごみ収集所の点検、補修等のご質問であります。

飯舘村第6次総合振興計画ダイジェスト版にありますとおり、地域（行政区）で点検、村は補修や再設置を支援と、役割分担の考え方が明記されております。行政区から村へは、帰村した人数やごみ収集所の現状を踏まえて、ごみ収集所の移動を含む統廃合の要望が寄せられており、ごみ収集所を利用する方の合意があれば柔軟に対応しております。

また、新たな再設置や補修支援であります。ごみ収集所は、当初、村が予算化して設置し、その後の維持管理の経費は利用する行政区が負担してきた経緯があります。村としましては、本年度に創設されました行政区を対象とした、みがきあげよう！ふるさと補助金の中で環境美化につながる取組の項目がありますので、補助採択は所管であります。村づくり推進課へご相談いただくこととなりますが、本事業を活用した支援になるものと考えております。

2点目の農業関係廃棄物のご質問であります。

農業生産活動で発生するビニール、マルチ、肥料袋などのプラスチック類のごみは、法律上、可燃ごみの一般廃棄物ではなく産業廃棄物に区分されます。震災前は、村とJAなどの関係団体が連携して村農業用資材廃棄物適正処理推進協議会を立ち上げて回収してきましたが、現在は、JA飯館営農センターが有料で回収し、業者へ委託して処分しております。

次に、3点目の生ごみ乾燥機の購入補助の件であります。

ご質問にありますとおり、村第6次総合振興計画の環境施策の項目で、ごみ減量の推進を図るため、鳥獣に荒らされるコンポストの代わりとして生ごみ乾燥機への購入補助制度を創設するとの内容であります。村としましては、第6次総合振興計画の理念を踏まえつつ、電気を使用する生ごみ乾燥機のニーズがどれくらいあるか、獣害対策を施したコンポストの手法があるかなどを調査し、より低コストで環境負荷が少なく、ごみ減量化につながり、脱炭素型社会の実現に寄与する制度を検討してまいりたいと考えております。

なお、学校給食等の食品廃棄物については、現在、村ごみ収集車が収集し、南相馬市へ焼却処理をしております。

私からは以上であります。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、ご質問の3の4点目、また、ご質問4についてお答えをいたします。

まず、ご質問3の4点目、農業などへの再生可能エネルギーの導入支援の検討についてお答えいたします。

現在、村内で農業用施設に再生可能エネルギーを導入している事例としては、村が把握している範囲では、福島再生加速化交付金事業により上飯樋地区にミニトマト栽培用ハウスの照明設備用の太陽光発電設備と蓄電システムを整備しているほか、白石地区で福島大学と民間企業による地中熱を利用した農業用ハウスの冷暖房システムの調査が実施されております。いずれも設置後の電力使用量の削減効果はあったようですが、導入時のコスト負担が大きいことや将来のメンテナンス費用、経営安定化への効果など、まだまだ情報、知見が必要であると考えております。

村としては、農業分野における再生可能エネルギー利用については、様々な知見や情報の収集に努める必要があるものと考えております。

次に、ご質問4の鳥獣被害対策についてお答えいたします。

昨年度の被害状況につきましては、農家の方から畦畔を崩されたり、収穫時期を迎えた作物が荒らされたなどの被害の報告をいただいておりますが、生きがい農業の方も多いことから、村として被害額の算出までには至っておりません。なお、昨年度は、イノシシ810頭、猿28頭を捕獲していることから、増えておりますので、有害鳥獣は増加しているものと考えております。

これらを踏まえて、今年度の対策といたしましては、村では、福島県猟友会飯館支部の推薦を受けて、令和3年4月5日に村内のハンター等、21名を有害鳥獣捕獲隊に委嘱しました。活動として、隊員同士の情報共有、申合せ事項の確認などを協議するための月

1回の定例会、また、2人1組で週3回、村内のパトロールと82か所に設置してあります箱わなの見回りを交代で行っていきます。

さらに、今年度は、行政区ヒアリングでも多くのご指摘をいただいた猿被害の対策として、サル駆除プロジェクトチームを立ち上げ、現在、猿駆除のためのわなの効果を確認していくことを計画しております。また、有害鳥獣を駆除する担い手の確保のために、平成31年度から新規にわな免許や狩猟免許を取得する方への支援策として、免許取得費用の2分の1を助成しているところです。さらに、農作物を作付する農地等については、福島県営農再開支援事業により電気牧柵等を貸与し、集落の多面的機能支払交付金を活用して設置活動ができるよう支援を行っております。

村では、今後も多重的、総合的に対策に取り組み、鳥獣被害の低減を図ってまいります。以上です。

建設課長（高橋栄二君） 私からは、3-5、基幹道路、村民に密着した道路の整備とあるが、どのような整備計画を持っているのか、また、造っていくのかの質問にお答えいたします。

村道の整備状況については、1級及び2級村道の改良率は、1級で99.8%、2級で87.8%となっております。現在、実施している道路改良工事は、辺地債を財源として村道豊栄佐須線の局部改良を令和元年度から進めているところです。財源である起債額に限りがあるため、今の状況からすると完成まで今年度を入れて3年以上かかるものと思われれます。局部改良が必要な1級村道の大火比曾線は、村道豊栄佐須線の局部改良後に整備することとなっております。また、3・4・5級の村道については、村道機能回復工事による舗装の修繕を行い、農道の機能を有する村道等については、農業基盤整備促進事業による現道舗装工事により実施しているところです。

ご質問の基幹道路、村民に密着した道路の整備計画については、今後の検討課題ではありますが、上級路線の整備を優先的に実施することが基本となり、国土強靱化による補助事業等により、補助率が5割から6割となりますが、国庫補助金等の活用も視野に入れて、道路の利用状況や復興に応じた局部改良を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

2番（佐藤健太君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、1番から、村のエネルギー政策についての再質問です。村の再生可能エネルギーですが、発電、売電を行って、北風と太陽基金のほうにお金が入っていると思いますけれども、これは年間どのくらい入っていて、今どのくらいありますかでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 詳細な数字ではなくて申し訳ございませんが、大火山の売電と深谷の売電に伴う経費として、主に配当金として入ってまいります。年間どのくらいかといいますと、年間にすると大体3,000万円ぐらいだと思います。北風と太陽基金総額については約4億円、現在、基金としてございます。

2番（佐藤健太君） 一般の住民からすると結構な金額がそこに毎年プールされているわけですが、これが、使用用途としては復興拠点のための基金という形になっていると思うんですが、復興拠点のためだけになってしまうと、どうしても赤字補填のような意

味合いも含めての基金になってしまっているのかなと感じていますので、これが本当にいいのかどうかという部分で、復興拠点に使う明確な目的がなければ、もう少し条例を見直して、エネルギーに関するようなことでもいろいろ使っていけるような形にするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 北風と太陽基金、議員が今おっしゃったような、造成当時は主に復興拠点に充当するという目的で造成した基金でございますが、今ほど議員からもお話もございましたので、今後は、その用途については柔軟な対応をするということで、庁内でも検討させていただいて、有効に基金を活用できるような方策を探ってまいりたいと思います。

2番（佐藤健太君） ぜひ有効に使っていただけるような計画ができればと思っていますので、進めていただければと思います。

エネルギーの売電だったり、配当金だったり、いろんなお金の中の使い道の一つとして提案があります。例えば、私はドイツやフランスなど研修に行った際に、田舎の農村の美しい風景、どこをとっても写真が絵になるという風景を多々見てきたわけですが、日本と何が違うのかなとよく考えたときに、その答えの一つは、電柱が地中埋設されていて電線がない、開けた景色が見られるということで、田舎の資源でもある景観をフル活用できているなど感じたことがありました。

既にロンドンやパリやシンガポールなど主要都市では、無電柱化が100%達成をしております。一方、日本では、1986年から国土交通省により無電柱化計画推進計画がスタートしておりますが、主要都市でもいまだ7%ほどにとどまっている。世界の主要都市と比較すると大きく遅れているわけです。国土全体で見ると、ドイツでは87.5%、イギリスでは82.8%、デンマークにおいては95.9%、一方、日本では、2021年度スタートする無電柱化推進計画の5か年計画が先月発表されまして、現在も計画が進められていますが、いまだに0.3%という非常に低い数字になっています。

昨今の本村であれば、台風や豪雨などによって非常に強い風が吹きまして、電柱近くの立ち枯れをした木の倒木によって電線の断裂が起きまして停電が発生するということが増えてきているなど感じています。これらの防災の観点からも、地方版の無電柱化計画、全体的にやるということかなり予算がかかりますので、一部区間からでもいいですから、そういった形の防災に関するものも織り込んだ無電柱化計画の策定なんかも、一部地域からでも取り組んでみるのはいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 飯舘村のエネルギー政策の一環としてのご質問かと思いますが、地中化の補助等、国庫財源等充てられるもの、詳細を把握しておりませんが、議員の今、おっしゃったような一部モデル的にですか、復興拠点とか、深谷地区の水没地区とか、その辺、防災対策として考えられないかということでございますので、内部のほうで検討させていただきたいと思います。

2番（佐藤健太君） ここに計画書等々ありますので、補助なんかも、価格が1キロ当たり5億円ほどかかるというかなり高額な部分もありますので、その辺は国がやはりそれでは高過ぎるということでいろんな補助なんかも用意しているようですので、この辺、あと



提出しますので、ご覧になっていただければと思います。

エネルギーに関しては、やはり飯舘村は、原発事故を受けて避難をするという非常に大変な状況になったわけですから、事故によって被害を受けた、エネルギーの事故によって被害を受けたという村だからこそ何かビジョンというものを明確に示して、世の中に訴えていくということも非常に大事なことかなと思いますので、そういったことで計画が進められれば私はいいのではないかと思います。

次に、2項目の再質問に移ります。

村内の放射能汚染について、一般的には環境省の言う除染という部分は完了しているということは理解はしていますが、やはり山の除染が、境界から20メートルまでというところで、今現在、山を見てもみますと、どこからどこまでが除染が終わっていて、どこからどこまでが除染をしていないのかということすら分からなくなっている状況があります。こういった部分は、住民にとっても、新しく入ってきた村民にとっても、やはり健康に関することであつたり、放射線に関することであつたりという部分での注意喚起なんかも、この辺に関しては必要などころなのかなと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 住民への注意喚起ということではありますが、確かに除染、平成28年12月に終了して、この間、数年たっておりますので、どの程度まで除染がされているといったようなことを知らない村民も、もしかしたらいるかもしれないということで今、お話を承りましたので、何らかの方法で実際の除染の結果といいますか、実態といいますか、そういうものをお知らせするというについて検討してまいりたいと思います。

2番（佐藤健太君） 山の汚染、20メートルまでということで、私たち、除染をしたときに立ち会った人間は、何となくこの辺までは除染してあるなというのは分かるわけですが、そういったところが分からない方たちも増えてきますので、ここより先は除染していませんよというような表記であつたり、そういったものも必要などころも出てくるのではないかなと思いますので、そういう部分も検討してみることが必要ではないかと思えます。

さらに、土手であつたり、あぜという部分で、やはり表土剥ぎ取りをしてしまうと崩れるという部分が大きいかは私も思っているんですが、なかなか、例えば、草を刈ってそれを回収しないでおくと、やはりそこにまた残ってしまうという部分で、なかなか野焼きまでに至るのに相当時間がかかってしまうのではないかなと思いますので、土手やのりの部分の線量低減という部分で、例えば、草を刈った後、それを回収するということはなかなか難しいんじゃないでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） これも以前から村民の方からは要望があることかとお聞きしておりました。いわゆる草刈りをした後の草の処分ですね。今のところ、現状を申し上げますと、ご承知かと思えますけれども、燃えるごみの袋に刈ったものは入れていただければ燃えるごみとして焼却するというのでやっておりましたが、実際、飯舘村ですと、庭の面積とかそういうところが大きいので、それだけですと負担が大変で、結局、刈りっ放しになるというようなことがあったかと思っています。それが結局は、カメムシの被

害だったり、そういうものにつながったり、イノシシ被害につながったりなんていうことが言われてきたわけでありまして、その対策としまして、なかなか刈ったものを集めるということは、やはりその後の処分というところの道筋が今立っておりませんので、現状ではなかなか難しいのかなとは思っております。

一方で、獣害対策の点、あるいは、カメムシ対策の点では、国としては、正式に許可したわけではないんですが、村として独自に一定程度の規定を定めて行政区主体による野焼きというものを断行するというのをやっておりますので、何とかそういったところで対処できる部分はそちらでしていただければと考えております。

以上です。

2番（佐藤健太君） 土手だったり、のりだったりという部分で、やはり回収はなかなか難しいという部分もあるんでしょうけれども、やはり回収を少しでもしていかないと、線量低減がなかなか進まないのかなと感じているわけですね。この辺の予算がどこからか調達ができれば、少しずつでも回収をして、特に使っている農地なんかのところを特にそういった形で進めていくということが、線量低減を早めていくためには必要なのではないかなと私は思っているんですが、この辺なんかも今後、検討が必要なのではないかなと思います。

続いて、山の汚染の中で除染をしていないところが多々、まだ残っているわけですがけれども、私は予算委員会の中で少し触れた部分があるんですけども、村内の至るところにクライミングできる岩が点在をしています。これは、実はクライマーが何回か来て、実はその岩を見て行って、非常にいい岩がたくさん飯舘村にありますねということでお褒めをいただいた部分もありました。

こういった部分で、ただ、山の中なものですから、どうしても汚染が残っていて、大々的に呼び込むということはなかなか難しい状況がありまして、こういった部分をスポット的にでもしっかりと整備をして、クライマーを呼び込むということもこの後、必要ではないかなと私個人としては思っているわけでございますけれども、こういった山の、持ち主がどこかということももちろんあるでしょうけれども、そういったスポット的に整備をして、クライマーの方たちにも来ていただけるような場所をつくるというのは、こういった考えという部分は、村としてはどういうふうにお持ちでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今のご提案は、新しい村のスポットというか、人口増対策につながるようなという視点も含めてのご提案かと思いますが、新しく造るということについては、またハード整備等々もありますので様々な検討も必要かと思っております。ただ、一方で、里山再生事業というモデルという名前はなくなった事業は、あるものについては実は人の出入りが多くあるような観光地等々についてその事業を採択するというような方向性を示されておりますので、そういった事業等も含めて様々な検討をすべきことかと思っております。

ロッククライミングの件は、私も、実は役場職員であったときに第5次総合振興計画の中で、いろんな岩山がたくさん村の中にあるものですから、そういう資源を活用できないかということを私自身も職員の立場で提案したこともありますので、思いとしてはあ

りますけれども、現状、今すぐ、除染ということであったり、あるいは、線量低減ということがすぐできるような状況には今はないだろうと思いますので、様々な検討を重ねたいなと思っております。

以上であります。

2番（佐藤健太君） ぜひ、村の石は村の資源でもありますので、有効に使えるようにしていきたいなと思いますので、前向きに進めていただければと思います。

続きまして、3番目、村の第6次総合振興計画についての再質問をさせていただきます。

ダイジェスト版の10ページ、ごみの収集所ということでご答弁いただきましたが、住民とよく相談をして場所なんかも柔軟に変えているというご答弁をいただきました。

ところによっては高齢化が進んできて、なかなかごみを出すことが困難になってしまうというようなところもあるかもしれませんので、そういった部分も含めて、より地区と話し合っごみの収集所の場所の再検討なんかもするべきではないかと思いますが、やはりごみを捨てられなくなってしまったということに関して、何か施策はあるでしょうか。

住民課長（山田敬行君） ごみ収集所までなかなか持っていくのが大変だということも、電話等で相談を受けたことがあります。なかなかその点、隣近所の人に持って行ってくださいとか、行政区のほうで誰かというわけではないんですが、なかなかその辺の課題が今後、出てくるのかなと感じております。その内容について、収集所の場所を移動したほうがいいのか。移動するとなると、誰かが遠くなったりするときもあるのかなとも考えておりますので、その辺、一番考えられることとしては、ご近所の方がご協力されるのかなということでありまして、その辺、今後、村としてできることを検討してまいりたいと考えております。

2番（佐藤健太君） なかなか難しい問題ではありますが、何か助け合い事業のような、何かそういう形で、近隣住民が助け合いながらそういったことが可能になるようなものができてくればいいのではないかなと思いますので、いい方法が見つかるように、私たちも何かアイデアなんかもあれば提案したいなと思います。

さらに、ごみを入れる箱なんですけれども、箱という部分は、何か決まった箱があつて最初、作ったんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 収集所を設置する当初、頑丈といいますか、雨露にもすぐに壊れるものがない金属製といいますか、そういったものを村で補助事業等を活用して設置したという経緯があります。

2番（佐藤健太君） そのごみ箱、あちこち見ていると、それぞれの形になってきているなど感じていまして、それぞれの形、悪くはないんですけれども、やはり高齢化をしていく中で、ごみを入れる箱が深過ぎて中に転落してしまうとか、蓋が重くてなかなか開けておきながらごみを入れられないとか、そういったことがないように何か、補助事業を使ったときに行政側からこういったことがないようなものにしていただきねというような注意喚起をするなど、そういったことも設置していくべきではないかなと考えていますが、いかがでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 今後、新たにごみ集積の箱、交換という形になるかもしれませんが、そういった際には、あくまで使う側の、住民の方が使いやすいような物で購入といいですか、そういうふうになるのかなと考えております。それに対して村は、補助事業等で支援をしてみたいと考えております。

2番（佐藤健太君） では、3-2の再質問に移ります。

農業に伴う廃棄物の回収についてですが、今、JAさんのほうが有料で回収しているということではありますが、その際に回収ボックスのような物というのは、何か設置なんかはしているのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 農協の飯館営農センターが収集するという、チラシの中では、回収場所は飯館営農センターの購買倉庫前ということで、自分が持ち込んでくるという流れになっておりますので、その際の回収方法については詳細は把握しておりませんが、飯館営農センターの前で回収するというようになっております。

2番（佐藤健太君） 承知いたしました。

続いて、3-3、生ごみ乾燥機の補助なども上げられているところですが、購入補助に関しては様々な検討が必要であるということは、理解はできます。

さらに、学校給食の食品廃棄物についての再質問なんですけれども、今、村ではごみ収集車が収集をして南相馬の焼却施設に出しているということで、これもごみの低減という部分で、学校給食から野菜の皮であったり様々なものが恐らく出てくると思うんですけれども、そういった部分を学校の中でコンポスト化をして、花壇だったり、野菜を作るときの畑であったり、農家さんと協力をして肥料にしていくなとか、そういった取組なんかを行っているところが、調べてみると結構あります。仙台市、札幌市、千葉市などでも小中学校の食品廃棄物のリサイクルの取組という部分で積極的に行われていますので、ぜひこれも本村で行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 前回の議会でもそういう意見がありまして、コンポストについて課内でも少し検討をいたしました。一つは、学校給食から発生する廃棄物の量の問題、それから、臭いとか衛生的な問題もあって、それが教育環境に適するのかなどうか、そして、うちの村の学校に適するのかなどうかということで検討しております。ただ、今のところ、少し臭い等の問題もあり、現在は見送っている段階ですが、私も不勉強で申し訳ないんですが、この生ごみ乾燥機、こういったことも含めて、費用も含めて検討を進めていきたいと思っております。

2番（佐藤健太君） リサイクルの取組事例について、これも調べるとたくさん出てきますし、それぞれ学校でどのようにそういった課題に対してアプローチしているのかということも少し検討しながらやっていただければと思います。無理にという部分、なかなか難しいと思いますので、この辺はよく検討して進めていただければと思います。

続いて、3-4、農業などに再生可能エネルギーを導入する方への検討とありますが、私は農業掛ける再生可能エネルギーというと、どうしても最初にソーラーシェアリングが出てくるわけですが、ソーラーシェアリングに関しては、飯館としてはどのような捉え方をされていますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ソーラーシェアリングにつきましては、太陽光のパネルを比較的腰高にといいますか、高く上げて、その下の用地でもって営農するというような仕組みかと認識しております。村内においても、詳細な数字は把握しておりませんが、近年、増えてきているところでありまして、農地活用と再生可能エネルギーの活用という両面で効果があるということは、そのとおりだとは思いますが、ただ、その実態の面で、現地確認を全部しているわけではありませんが、聞いているところによりますと、その下の管理が少しおろそかになっているなんていう声も聞こえてきているところでありまして、その辺りのところをしっかりとやっていけるのであれば、非常に効果的な施策かと思っております。

以上です。

2番（佐藤健太君） ソーラーシェアリング、いいって美しい村づくり推進条例との絡みで、村としてはしっかりと計画が組まれて行うことができるのであれば、ソーラーシェアリングも事業者にとってはいいかなと思うんですが、そこら辺は、村として条例とこういう事業との兼ね合いという部分に関しては、どのような捉え方がありますか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 美しい村づくり条例との関連ということでございますが、基本的に村づくり、美しい村の条例の中でうたっているのは、やはり里山、あるいは、人家から近いところ、そういったところで景観的にふさわしいかどうか、そういったところを判断した上でなされるものと考えております。当然、林間部とか山際のところ、人家から遠いようなところで、空いている農地の活用法でソーラーシェアリングということで考えられるわけですが、そういったところ、具体的に場所のほう、地形を見ながら適切な場所に設置を指導していくということになります。

2番（佐藤健太君） 場所によって、なかなか判断は難しいというところもあるんでしょうけれども、こういった部分も新しい農業のスタイルということにもなってくるかと思しますので、ぜひ前向きに検討していただければなと思っています。

さらに、再生可能エネルギーという部分で、ソーラーだけではなくて、もっとほかに再生可能エネルギーを農業に生かせるような部分は、何か検討が村としてはあるんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 現在のところは、答弁で申し上げたような事例等、あるいは、大学等による研究がされているところでありまして、実際に何か、例えば、太陽光、風力、水力、そういったものを導入して試験的な取組をしているというものは、現在のところ、ないというのが実情であります。答弁でも申しましたが、導入のときのコストと生産に係るコスト、あとは市場での、いわゆる売ったときの収入、そういった採算性とも非常によく関連する分野かなと思っていますので、そういう情報をこれからまだまだ収集しながら、可能性というものを探っていく、こんな段階かなと認識しております。

以上です。

2番（佐藤健太君） ぜひ広い範囲で検討していただいて、取り組んでいただければなと思います。例えば、廃プラスチックを利用したバイオ燃料などを適切に使い、エネルギーを生み出すということだけでなく、農業機械だったりボイラーという部分での化石燃

料の消費を抑えるという部分での省エネという、そういった部分も取組としては面白いのではないかなと思いますので、発電をすること、売電をすることだけで収益を上げていくということだけではなくて、コストをどう抑えるかということも大事なことのひとつだろうと思いますので、この辺も両輪で考えていくと、また新しいものが生まれてくるかと思しますので、ぜひ検討してみてください。

続きまして、3-5、基幹道路、住民の生活に密着した道路の整備ということで答弁をいただきまして、これに対する再質問であります。

大分、道路の整備という部分では、震災後、進んできているなという印象は受けます。先ほど高橋孝雄議員からもありましたけれども、今、八木沢のトンネルが開通したり、県道12号線の工事が進んでいたりということで、横の移動に関しては相当、飯館村もよくなったなというふうに感じていますが、飯館の縦のラインの整備という部分が、どうしてもまだまだ足りていないのではないかなと感じています。

福島中央自動車道、相馬福島復興支援道路が開通して、本村も高速道路が近くはなってきたんですけども、ここを利用して村に通勤されている方もたくさんいらっしゃると思います。この復興道路の乗り降り口までのアクセスという部分で、ここがなかなかうまくいっていないなというふうに、いろんなところから声を聞いています。

この場所、佐須峠を越えていったりとか、山を1つ越えていかなければいけないということで、先般の台風19号の際には、国道115号線に抜ける路線が2本とも寸断されてしまって、北側に抜けていくことができないという状況がしばらく続いて、非常に多くの皆様にご不安とご不便をおかけしたということでもあります。この北の難所でもあります佐須峠、いまだにやはり、これは飯館分ではないところなのかもしれませんが、山頂付近、切り立ったのり面の補修という部分がなかなか進まないでおりまして、いまだに片側通行になっております。ここはトラックなんかも通りまして、大変狭い道路なんですけれども、冬の時期なんかは、また、信号がついていますので、上り途中で信号が赤の場合は止まらなければいけないということで、そこから再スタートがなかなか難しいというような部分で、非常に難所となっているということもあります。そういった部分に関しても解消していくことも必要であろうとも思いますし、雨が降るたびに通行止めになってしまってなかなか不便なところがありますので、そういった部分で、佐須峠を通らないで、佐須地区より霊山飯館インターに真っすぐ抜けられるような、そういった道路の整備という部分が必要ではないかと思えます。

これは、緊急時なんかあの辺が両方止まってしまうと、どうしても北側へ抜けられないという部分は、非常に大変でもありますし、ぐるっと延々と回っていかねばならないという部分で、非常に危険でもありますし、緊急時、スムーズな移動が取れないという部分、さらには、飯館村の北の玄関という位置づけもありますので、ここが開かれることによって、あそこの距離が時間短縮され、仙台空港なんかもさらに近くなります。すると、かなりインバウンドなんかも見込める範囲に入ってくるのかなと思いますので、交流人口の増加にも寄与することも十分期待できるのかなと思いますので、この縦のライン、佐須からどの辺なのかはちょっと、測ってみないと分からないですけども、イ

ンターのちょうど中間の辺なのか、どこなのかという部分で、トンネルを掘ったり何なりという、多分そんなに距離はないと思いますけれども、その辺のルートの開拓という部分は、今後、検討の余地があるかどうかという部分も含めて、回答をいただきます。

副村長（高橋祐一君） 県道浪江国見線の関係かなと思います。霊山飯館インターからの乗り降りに関しては、ちょっと遠回りに感じるという部分は多々あるかと思っています。それで、いろいろあそこについて、県の部分でありまして、霊山分については県北建設事務所、こちらは相双の建設事務所という形になりまして、実は、あそこの霊山側から115号線まで抜ける部分については、かなり村のほうからも要望して、やっと通れるような状況になったというところでもあります。その後、霊山飯館インターの位置的な分がやはりそこにかみ合わなかったというのが、今回の原因ではございますが、今回の災害に関しましても、一応、県のほうでは、その道路が優先道路としてやっていくということでもありますので、また、村としてはまだそこまでの要望はしていないということで、これから検討しながら県との協議も進めていきたいと思っております。

2番（佐藤健太君） あの道路が近くなってくると、霊山の道の駅から飯館の道の駅に引込みができて、飯館の道の駅から、先ほど話が合った399の整備がしっかり進むと、浪江の道の駅まで、そういった広い範囲での周遊ルートなんかもできますし、さらに、物流の面に関しても、かなりあそこは難所でありまして、あそこがしっかりと太いラインでつながることによって、高速道路のラインと直接つながることができると、非常に物流の流れもスムーズになるなと思っています。今、お話がありましたけれども、伊達市だったり相馬市との境という部分で非常に難しい場所ではあると思いますけれども、このときを逃しては、なかなかこの先難しいと思いますので、今このときに全力で関係各所に働きかけを行ってあそこを開通させるべきではないかと私は思っていますので、ぜひ、私たちも働きかけを共に行いますので、前向きをお願いをしたいと思います。

続きまして、4番、鳥獣被害対策に移ります。

昨年度の被害状況と今年度の対策について伺いまして、かなりイノシシにおいては捕獲頭数が伸びてきているのかと思っています。やはり猿に関しては、捕獲をする方が少ないということでなかなか伸びていないという部分があるのかなと思っていますけれども、やはり農家の方たちに聞いてみると、猿の被害が最近、非常に多いということで、猿対策ということで今年度、サル駆除プロジェクトチームを立ち上げて動き出すということで、非常にいいなと思っているわけであります。

この猿以外にも、実は、最近うちの前ではカモシカも出ておりまして、カモシカが柵に体当たりをして柵を倒してしまったりとか、ネギの頭を食べてしまったりとか、そういう被害も出ておりまして、カモシカに対する対応という部分は、村としてはどういうふうな対応をするべきと考えますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） カモシカに対してということでもあります。確かに議員おっしゃるように、近頃、カモシカの被害と申しますか、出没する状況が村民のほうから寄せられている件数が増えている現状にあると思っております。対応でございますが、ご承知かと思いますが、カモシカが天然記念物になっているということで、その場で駆

除するといえますか、そういうことができないということで、これが出てきた場合には、速やかに関係する機関に連絡をするというようなことまでしか、今のところは対応が限られるという状況であります。

以上です。

2番（佐藤健太君） カモシカに関しては、やはり非常に難しい対応が必要だなというふうに私も思っています。

この被害状況に関して、まだ被害額の算出に至っていないということですが、ここなんかも、どの動物によってどういう被害が起きているのかということ、詳細を調査して、もっと的確に対処できるようなデータをそろえるということも今後、必要なのかなと思っていますので、この辺、何か調査をするようなチームもまた1つつくっていいのかなと思います。この辺に関してはいかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 被害の調査でありますけれども、確かに今のところ、村として統一的に被害の場所とか、状況とか、あるいは、農を営んでいる方であれば被害額とか、そういうものを統一的に集約するというような取組は行っておりませんでしたので、散発的にといえますか、寄せられる情報で駆除隊につないだりとか、そういった対応としておりました。今、議員おただしの状況の把握をする考えがあるのかということですが、どういうやり方がいいのかというところはこれから検討したいと思っておりますけれども、それによって把握できる方法があればそれで把握していくということを検討したいと思っております。

以上です。

2番（佐藤健太君） やはりやみくもに追い払うだけということでは、なかなか効果が持続しないだろうと思っておりますので、しっかり動物を分析して効果がある対策を打っていただければと思います。

鳥獣被害対策ですけれども、飯舘村もかなり獣害対策が進んでいながらも、やはり被害も多いという状況がありますので、逆に、それを村としてもチャンスと捉えるというか、言い方が難しいんですけども、なかなかほかの地区ではできない取組なんかも、大胆な取組なんかもできるかなと思いますので、そういった部分も含めて、全国の鳥獣被害に悩んでいる地域でも対応ができるような、何かそういった部分を官民、企業も含めて協働しながら見つけていければ、なお、飯舘のフィールドを生かしていることになるのではないかなと思いますので、その辺も含めていい施策が生まれてくることを願います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思っております。

議長（菅野新一君） これで、本日の定例会の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

（午前11時42分）



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月16日

飯 館 村 議 会 議 長 菅野 新一

同 会議録署名議員 高橋 和幸

同 会議録署名議員 渡邊 計



令和3年6月18日

令和3年第3回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和3年第3回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和3年6月18日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和3年6月18日 午前10時00分				
	閉会	令和3年6月18日 午前11時22分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	8番 佐藤八郎		9番 相良弘			
職務出席者	事務局長 細川亨		書記 伊藤博樹		書記 高野琢子	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり 推進課長	村山宏行	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 事務局長	三瓶真	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員 書記長	高橋正文	○
選挙管理委員 会長	伊東利	○	代表監査委員	高野孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年6月18日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 議案第42号 令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第43号 令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第44号 令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第45号 令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第46号 令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第47号 令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第48号 飯舘村企業立地等支援条例
- 日程第10 議案第49号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第50号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第51号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第52号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第53号 第1号 農道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第15 議案第54号 相馬地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第16 議案第55号 令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第56号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第57号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第58号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第59号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第60号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第61号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 議案第62号 飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 閉会中の継続審査の件
- 日程第25 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本日、村長から、予算案件1件、人事案件7件、計8件の追加議案が送付されております。

次に、議会運営委員会が6月16日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤八郎君、9番 相良弘君を指名します。

### ◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加しました議案についてご説明いたします。

議案第55号は、令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）です。既定予算総額に308万6,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を136億5,389万6,000円としました。

議案第56号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。これは、飯舘村比曾字中比曾200番地の菅野啓一さんを飯舘村農業委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものであります。

議案第57号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。これは、飯舘村長泥字長泥740番地の嶋原新一さんを飯舘村農業委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものであります。

議案第58号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。これは、飯舘村松塚字松塚65番地の山田 豊さんを飯舘村農業委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものであります。

議案第59号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。これは、飯舘村二枚橋字町106番地の西尾ツネさんを飯舘村農業委員会委員に任命したいの

で、その同意を求めるものであります。

議案第60号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。これは、飯舘村深谷字長橋77番地の原田直志さんを飯舘村農業委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものであります。

議案第61号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。これは、飯舘村飯樋字西原20番地の赤石澤忠則さんを飯舘村農業委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものであります。

議案第62号は、飯舘村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。これは、飯舘村草野字壁地内110番地の5の中川喜昭さんを飯舘村農業委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものであります。

以上が、提出しました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時05分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時20分）

#### ◎日程第3、議案第42号 令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）

議長（菅野新一君） 日程第3、議案第42号令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 何点か質問させていただきます。

まず、15ページの委託料、工事請負費から長泥地区の部分でいろいろ事業が組まれております。長泥地区の方々との要望なりいろいろ、何回かまとめられていると思います。丸投げではない中での要望を生かしていくようなことになっていくのかどうか、伺っておきます。

あとは、21ページに公営住宅インターフォン設置工事ということで、これは公営住宅に入っている人はつけてもらえるけれども、なくて自分の家なりなんなりに入っている人はつけてもらえないという、同じ村内に住む者が、片方にはつけてやって、片方にはつけられないという状態が発生するんですけれども、何のためにつけるのかという趣旨からいけば、やはり安心安全なことからいけば、そちらそちらできちんと実態を把握してつけるべきものはつけるべきじゃないでしょうか。公営住宅に入っていれば何でもつけてもらったりいろいろするけれども、俺らには何にもないという、趣旨からしておかしいんでないかと思うんです。その点について伺います。

村づくり推進課長（村山宏行君） 長泥地区の特定復興再生拠点エリアの整備の関係でござい

ます。地元との調整はということでありまして、これまで幾度となく地元の方との調整を行いながら進めてきている事業でございます。具体的に今回、計上しておりますのは、拠点エリア内の集会所です。その部分につきましても、地域の方々、それから長泥に戻った際に基本となるような拠点となる集会所を改めて整備をする。その周辺に公園的に地域の方々が集えるような、また、防災機能を併せ持つというような、そんな計画で進めているところでございます。

総務課長（高橋正文君） 21ページ、インターフォンの公営住宅の設置工事ということですが、今、議員のほうから公営住宅だけというのはどうなんだというお話がございましたが、公営住宅は、村が設置者であり家賃をいただいているということでもありますので、当然、大家である村がこういうハード面は整備するということです。一般住宅については、もちろん一般の方の所有物でありますので、インターフォン等についても一般の方にはご自分でやっていただくという考えでやってございます。

8番（佐藤八郎君） 公営だから責任を持つ、一般の方は自分でつけなさいということのようですので。つけたほうがいいのかからつけるんでしょうね。予算取ってね。公営住宅がつけたほうがいいのかということになれば、一般の方もつける方向で何か、支援ができるかどうかはともかく、そういう取りまとめをして、例えば、入札になるのであれば安い価格でつけられるとか。つけたほうがいいんでしょう。だから、インターフォンのないところがないような村全体の住居環境にするということからすれば、何か今後、考えられたらどうかとは思いますが、いかがですか。

総務課長（高橋正文君） 以前、一般住宅でやったのが、火災報知機の設置事業というのを調査してやった経緯はございますが、このインターフォンについては、コロナ関連ということで、公営住宅でドアを開けないで誰が来たか分かるということでの事業でございます。一般住宅もそういう事業でつけたほうがいいのかというのであればどうなんだということでございますが、大体の家はインターフォンはついているとは思いますが、ついていない家がどのくらいあるのかということの把握はしておりませんが、今のところは、一般住宅のインターフォンの事業ということは内部では考えていないところでございます。

8番（佐藤八郎君） コロナ対策ということなのでね、公営住宅に入っていようが、一般住宅だろうが、住環境としては同じだと思うのね。だから、公営住宅は全体的につけるような状態でコロナ対策を取っているならば、住民の中でそういう設備がない家については、そういう設備をつけるように勧めるとか、何か考えられないのでしょうか。コロナ対策としてやるんならば、そっちは勝手にというような話ではないんじゃないの。

総務課長（高橋正文君） 議員のおっしゃる意味は、理解はするところでありますけれども、公営住宅は村が設置者で造ったもの、あと、先ほど申し上げましたが、一般の住宅については個人の資産ということでもありますので、その資産の改修とか何かつけるとかというのは、できればご自分でやっていただきたいと今、考えているところでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ございませんか。

7番（渡邊 計君） まず、17ページ、扶助費の1,000万円、これが5万円掛ける200人という



説明であったわけですが、この条件として低所得世帯ということでありますが、この低所得世帯の金額は幾らに設定されているのか。あと、子供ということで、一体何歳までの人が対象になるのか。その説明を求めます。

次に、21ページ、負担金補助及び交付金で新型コロナウイルス感染症事業者支援、これが10万円で140企業という説明であったんですが、商工会に参加している。ただ、商工会に参加しているところはそんなに数字ないはずですので、これのもう一度、対象事業者がどういうことで140社ということになっているのか。それと、この対象になる条件、それはどういうことが条件でいただけるのかの説明を求めます。

次に、23ページ、パークゴルフ場ポンプ増設工事、これは簡易水道だと村の水そのものに影響が出るということでありまして、簡易水道を使った場合に水道費ということも関連していると思うんですが、1か月どのくらいの水道費がかかってこのポンプ及びタンクを増設したほうが安くなるのか、その辺のところをお伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 予算書の11ページ、児童福祉費補助金の歳入のほうは1,100万円です。17ページの扶助費の中で1,000万円、子育て世帯生活支援特別給付金ということでの質問でございますが、対象になりますのは、児童扶養手当を受給するひとり親世帯、または、住民税非課税世帯で子育ての世帯ということになっております。1人当たり5万円で今回、200人分の予算を措置させていただいております。年齢要件につきましては、18歳までの児童ということになっておりますが、障害のある場合につきましては20歳未満までということになっております。

以上です。

村づくり推進課長（村山宏行君） 21ページ、商工費の新型コロナウイルス感染症の事業者支援金についてのご質問でございます。まず、対象者140社ということの根拠はということなんですが、一応、商工会のほうから名簿のほうをいただいております。その数を計上しております。ただ、ご指摘のように、今、休止されている方も結構いらっしゃって、名前のみという方もあるかとは思いますが、一応、全事業所を対象にということで検討いたしました。

なお、交付する対象・条件ということでありまして、交付の対象が村内に事業所を有する事業者、または、村外に事業所を有する事業者であって、平成23年3月11日時点において村内に事業所があった事業者ということですので、今現在、村にある方、または、避難前、村に事業所があった方という形になってございます。

交付の条件でありまして、令和2年1月以降、前年同月比で事業収入が2割以上減少している事業者に対して交付をしたいということで設けてございます。国の持続化給付金が30%、3割以上の減収となつてございますので、それよりは対象範囲が広がるかと考えております。

なお、申請期間につきましては、年内ということで、令和3年12月28日まで申請いただいたものとしてございます。

以上です。

生涯学習課長（藤井一彦君） パークゴルフ場の雨水のポンプということでありまして、今、

月ごとということでご質問いただいたんですけれども、6月、7月とか、雨が多いときはあまり散水しませんので、年間ではよろしいでしょうか。年間水道料金はというか、水のまく量、これは試算ですけれども、1万1,000立米ほどがまく面積となります。晴れた日とか、それも全部換算してやると、大体そのくらいかかるということでございます。これを全部簡易水道でやりますと176万円ほどかかると試算をしております。それから、井戸のほうで今の出ている量は、ちょうど使っている時期でやりますと、約3,700立米ほど出るのではないかとということで、これも二、三年やってみないと、平均でどのくらいになるのかというのは分からないんですけれども、今の試算ではその程度でございます。金額にすると年間で60万円ほど雨水のほうで賄えるのかなと考えております。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ございませんか。

6番（高橋和幸君） 私のほうからは、資料ナンバー2の17ページの中ほど、下から2段目の備品購入費、説明で初日にコロナ関連のもので何かあればというお答えがありましたけれども、現在、ご承知のとおりコロナ禍、最前線のさなかでありますので、あらゆることが想定、また模索できると思われまして、準備できることはたくさん考えられると思います。行政としてどのような費用の使い方をされるのかということと、1ページ戻って15ページの中ほど、ふかやドッグランサイン工事がありますけれども、ふかやドッグランが今月完成してオープンになるということで、以前の説明で、小型犬と大型犬を別に物をつくって放しても遊ばせることができるものをつくるということでしたけれども、それに関連いたしまして、その際に起こり得る、また、考えられる注意点があると思えますけれども、それらをどのように考えているのかという2点についてお聞きいたします。

総務課長（高橋正文君） 17ページの備品購入費、200万円でございますが、これについては、一般の備品ということで200万円を計上させておりますが、どんなことに使うんだということになりますと、昨年でございますと、パーティションであったり、あとは検温器、足で踏んで消毒するようなラックなんかを備品として購入してございましたので、そのようなものが不足した場合にはまた追加で購入する場合もあるということです。あとは、新たに必要となってくる備品のほうに充てるということで200万円を今回、計上させていただきました。

村づくり推進課長（村山宏行君） ドッグランの運用に関してのご質問ですが、村としましては、まず、狂犬病の予防接種、これはきちんと受けていることを条件にということでは、まずは考えております。また、その他の感染症、皮膚炎の症状がある飼い犬についても、ご利用については見合わせていただくような、そんな表現になります。それから、利用された上でのトラブル、例えば、犬同士がけんかを始めたとか、そういったことについては、飼い主の責任でお願いしたい。また、ふんの始末、こちらについても飼い主のほうできちんと持ち帰りいただくような、そんな表記をしていくということになります。

6番（高橋和幸君） ご答弁いただきました17ページの備品購入費に関しましては、ぜひとも村民のために有効活用されますことをお願いいたしますということと、ふかやドッグラ

ンの注意点に関しても、今、課長からご説明を受けましたけれども、私が考えていたことと同じでして、私も今現在、ハスキー犬を飼っておりますので、ぜひ子供と一緒に遊ばせに来たいなと思っているんですけども、今、言ったように、狂犬病の予防だったり、または保険に加入している、何かしら確認できる、狂犬病であれば札がありますので、そういう物で確認できると思うんですけども、そういうのも必要だと思いますし、また、犬同士でなくても、放して遊ばせるということは、そこに犬だけを中に放せるのか。それとも、大人ないし子供というか、飼育者が入って見ていられるのか。犬だけじゃなく人間がかまれる可能性についても、どのように考えているのか。また、何かあれば当事者の責任でということがありましたけれども、それを今、私はここで聞いて分かっておりますけれども、実際、現場に、例えば、そのような注意書きなどの立て看板などを立てるとか、そのようなご準備の予定があるのかどうかをお聞きいたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） ドッグランの利用について、ご指摘のとおりでありまして、中に人が入って、そして、リードを外して利用できるよう考えております。また、そういったことのトラブルに関しての自己解決、注意点、それについてきちんと表示をするということで今回、サイン工事を予定をしていますので、よろしくお願いたします。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第43号 令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第43号令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第44号 令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第44号令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第45号 令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第45号令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第46号 令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第46号令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第47号 令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第47号令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第48号 飯舘村企業立地等支援条例

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第48号飯舘村企業立地等支援条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（佐藤健太君） 私から数点、質問させてください。

資料ナンバー1番からご質問します。1番の5ページにあります操業奨励金というんですか、これの文字の表記のところなんでしょうけれども、固定資産税相当分、最大限5年間、最大5年間ということで、最大限5年間で間違いないですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 表記上、最大限5年間というような形で記載されております。最大5年間なのか、最大限5年間なのかということでありましてけれども、意味的には同じということで考えております。

2番（佐藤健太君） これは、表記上はどちらでも問題はないということでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） はい、そう認識しております。

2番（佐藤健太君） では、次の質問に行きます。

次に、7ページです。私道の整備支援ということで、内容のほうで雇用者数が100人以上の工場となっていますが、雇用者数が100人以上の工場は村内に何社あるのでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 現在のところ、1社と認識しております。

2番（佐藤健太君） それでは、やはりちょっとこの補助金の幅が狭過ぎるのではないかなと思いますので、少しこの人数を緩和してもいいのではないかなと思いますが、いかがでし

ようか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 公道に接続する搬入路等の部分の整備ということでありまして、実態を調査した上で、改めてこの部分、緩和が必要であればこちらで対応したいと考えております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第49号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第10、議案第49号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） この議案の説明の中で、世帯としては減ですけれども、1人当たりになると増だという説明がありました。2018年に広域化、都道府県化といいますか、改正されて、その後、来ておりますけれども、今は我が村は減免ということなので負担という部分で発生していないんですけれども、もともと資産割なり、説明資料のほうにもありますけれども、均等割なり、いろんな計算上のルールがあるわけでありまして、資産割については、県内全域を見ても2018年あたりを契機に外されてきているのかなと思います。あとは、均等割ですね。今、各市町村で進んでいるのは、特に未就学児の均等割部分は外していくということで、負担軽減の努力を各自治体がやっているわけでありまして、どうも国保の運営方針、国の方針からしていくと、全国町村会や市長会も、地方分権に反することが将来起きるのではないかと心配しているところです。この辺で今の時点ではどういう考え方なのか。私はやはり未就学児というか、18歳未満以下を均等割から外す中で、前の村長さんが掲げた子育てしやすい村とあって冊子も作りましたが、いろんな意味でそういう時期になってくるのかなと思うんです。その辺を、現状としての資産割や均等割や所得割やそういう部分と税率の兼ね合いで減免が解かれたときに日本一国保税の村にならないように、財政的にも非常に心配しているところでありまして。その辺をどういう所見なり今後の検討課題になっているのか伺っておきます。

住民課長（山田敬行君） 国民健康保険に関する何点かご質問がありました。

まず、1点目の資産割につきましては、佐藤議員のご質問にありまして、県内で

も59市町村のうち2つの自治体以外は資産割を廃止しているということでもあります。県の指導といいますか、固定資産税も賦課した中で国保も取るのはどうかとか、年金所得者で所得はないけれども、持ち家があるのでどうだと、そういった視点から、資産割は廃止ということで村でも平成30年度に廃止しております。

2点目の子供の支援ということですが、国のほうでは、このたびの国保の法改正の中で、未就学児を対象として均等割を半減するという法案が可決されまして、来年4月施行ということでもあります。これは、つまり子供の数が増えると均等割もその分増えるのではないかということでありまして、少子化対策のためにそれを国のほうでは来年4月に、未就学児に限定であります。法改正がされていますので、村のほうもその分、来年4月から施行というものであります。

最後の減免が終了したときの考え方ということですが、国のほうで財政支援、減免した分、国から補助が来ておりますが、予算は単年度締めでありますので、1年、1年、減免の方針が決まって、そのたびに村の方針ということで、その先の見通しは不透明なものがありますが、国のほうも、被災地で税金の課税が再開しつつあるとか、岩手・宮城の保険税については、発災後、1年半で減免は終わっているとか、そういったことで、国のほうも見直しをしたいという旨の話が来ております。村としましても、医療費が震災前からかなり、約4割増加しているとか、高齢化も進んでいるという中で、減免が終わってしまうと国保財政の運営にかなり大きな影響を及ぼすというのが想定されますので、国のほうに引き続きの財政支援なり、減免時期を、まだ復興道半ばでありますので、その辺、延長ができないとか、そういったものを国に要請しながら、健全な国保財政に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第50号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第11、議案第50号東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第51号 飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第12、議案第51号飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第52号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第13、議案第52号東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。



よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第53号 第1号 農道舗装機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第14、議案第53号第1号 農道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第54号 相馬地方広域市町村圏組合格約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第15、議案第54号相馬地方広域市町村圏組合格約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第55号 令和3年度飯館村一般会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第16、議案第55号令和3年度飯館村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（渡邊 計君） 説明の中で4台のうち2台を交換するということではありますが、なぜ2台だけ壊れたのか。それと、まだ道の駅が開業して4年、これらの耐久性が果たしてどうなのか。それと、今回、取り替えるものに対しての耐久性、そういうことに疑問点を感じるわけですが、その辺の説明をお願いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） エアコンの交換につきましてですが、冒頭でありましたよ

うに、4台中2台が今回、壊れたということでもあります。までい館に設置してありますエアコン、2台がセットでのユニットとなっております。そちらのいわゆる2系統あるうち1系統が壊れたということですね。故障の原因でございますが、までい館、ご存じのように、中に花玉がございます。あの管理ということがありまして、までい館の目玉でもありますので、365日24時間、温度調整をしながら空調しているという状況でございますので、時間的には3万6,600時間ということになって、部品がやはり交換が必要というような状況にあります。ただ、片方は動いていて片方だけ壊れたわけですので、原因究明については、取替えをした際にしっかり究明していきたいとは考えております。

なお、今後、もう1系統のほうがいわゆる同じ時間稼働しているわけですので、そういったところの対策のほう、メーカーのほうに確認しながら、いわゆる延命措置を図れるような運用、方法がないかどうか、確認してまいりたいと思っております。

7番（渡邊 計君） 行政の場合、必ず1回は原状復旧という形で同じ物とか、直し方も同じとか、そういう形になるわけですが、今回、4年で壊れた。次もまた4年で壊れる可能性もある中で、そういうところでの原状復旧ではなく、新たなメーカーとかそういう、今後も短期間、あるいは、4年で壊れた場合は、現在のメーカーから変えるという考えはおありですか。

総務課長（高橋正文君） 渡邊議員からございましたように、耐久性の高い機器に変えるつもりはあるかということではありますが、今回は一応、原状復旧をさせていただいて、次に備えてメーカー、あとは容量なんかも、全く同じ物、壊れたら交換していくというのではなくて、その辺を柔軟に考えてメーカーの選定なんかも進めていきたいと思っております。

8番（佐藤八郎君） 10年間過ぎたわけですけども、その間、村に全然、管理運営もされない中で建物もいろいろあるわけですね。そういうもの全てが村民の財産という点からすれば、地震とかいろいろ自然災害も起きますけれども、そのたびごとに保守点検なり、総合的な、将来的な見通しなり、そういうものをきちんと立てる中でやらないと、きこりも何回もやっていますけれども、そもそも建てる時からの部分もありますけれどもね、300万円だからという話じゃなくてね、いろんな点からすれば、総合的な施設管理、保守点検というのが、村としてどういうふうに見ていくかというのは、やはり村民のそういう財産を守る点からも重要なことなので、その辺の所見を伺っておきたいと思いません。

総務課長（高橋正文君） 今、八郎議員からあったように、様々な公共施設、あとは機器等ございますので、これからも常日頃の保守点検を徹底して建物とか機器の耐久性を長くするというように努めてまいりたいと思っておりますし、常日頃、職員においても、所管する建物とか財産、村民の貴重な財産でありますので、長く維持できるように職員の意識を持っていただくような指導もしてまいりたいと思っております。そして、まずは、までい館のエアコンに限らず、そういう意識を庁内に持っていただくような管理体制もつくっていききたいと考えております。

8番（佐藤八郎君） 何か所か施設で施設管理担当責任者みたいに職員がなっているところを見たことがあるんですけども、こういう時世ですから、職員も、そういう技術的なも

のを含めて、もっと資格を取るなり、保守点検なり、ある程度いろんな資格を持ちながらできるような職員をつくっていくというのも一つは大事かなと思うし、管理責任者が責任者としてやはり通常に、地震があったときは、大きな災害的なものが起きたときはとかも含めて、きちんと把握していくようなマニュアル的なものも必要かなという部分、考えとしてはあるので、その辺でも努力していただければと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

3番（長正利一君） 確認させてください。300万円という道の駅にしては高額な数字でございますけれども、まず1点、この300万円は、4機のうち2機を新しい物に入れ替えるという理解でよろしいですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 今回の予算につきましては、室外機の取替えと配管の点検になります。例えば、中にあります室内機については、交換はいたしません。

3番（長正利一君） その室外機について、基本的に交換という部分については、一つは一般的に考えれば、例えば、修理が可能なのか、不可能なのか。その点についてはどうでしょう。

村づくり推進課長（村山宏行君） 一応、今回の交換に至った原因ですと、5月以降、大分気温が高くなってきて、どうも室内機の、いわゆるエアコンの効きが悪いというところがあって、点検した際に、4機あるうちの2機が壊れているということが判明したということです。原因については、やはり室外機側がいわゆるエアコンのガスを送り出す側になりますので、室外機の交換が必要ということで今回の計上をしております。

3番（長正利一君） 交換が必要だということは理解できますけれども、ただ、ここで問題なのは、4年で365日使っていると。そのうちの2台は壊れて、2台はまだ使えるという部分でございますけれども、今の流れで申し上げますと、5年、10年なんていうのは、どの電機業界も保証しますよという流れで大体の人は頭にあるかと思えますけれども、行政の建物であれば、そういう中で高額な物がいっぱい入っていると。そういう中ではそういう診断がもう、心臓部がやられてもう修理しても不可能だという部分が返ってきているかどうか分かりませんが、いずれにしても高額なお金、300万円、ここで使って新しい物で安心を買うのか。例えば、300万円のうち修理すれば100万円で済むかもしれません。そういう部分でしのぎを削るという方法もあろうかと思えますけれども、そういうもろもろも含めてこれからやはり、2人の議員が質問したように、いろんな問題あろうかと思えますけれども、管理のほうも含めて一つの提案としてそこら辺もお願いしたいなど。業者は新しい物で交換してもらえば一番いいんでしょうが、ただ、そういう部分で違う回避の仕方もあるとすれば、その道の提案もいただければと思いますので、今後、よろしくお願ひしたいと。

村づくり推進課長（村山宏行君） ご指摘のとおりと考えております。今回の予算計上も中単価の見積りを出していただいて、その中での判断をした上で今回、計上させていただいたものですので、ご理解いただきたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

6番（高橋和幸君） 私からもエアコン室外機取替え工事に関して、300万円余りほど計上さ

れておりますけれども、今までまでい館のみならず、取替えだったり交換修理というのが何度もたびたび上がってきているんですけれども、これが一般家庭であれば、例えば、エアコンにしてもエアコンではないにしても、保証がついていたりすると思うんですけれども、自治体で扱っているものとかそういう機械とかには、保証などはつかないんでしょうか。壊れるたびに交換とか、修理で何百万円とか何千万円となってくるのはいかがなものかなと。村民のほうからも、また行政はこんなことにお金を使っているのかとなってくるのではないかなと思うんですけれども、行政の使うものには保証がついたものはないのかなと不思議に思っているんですけれども、その点についてお聞かせ願います。

総務課長（高橋正文君） 一般の家電メーカーなんかは5年保証とか10年保証というのはあるようではございますが、通常、公共事業として発注する工事等の保証は、1年ということになっておりまして、4年ですと対象にならないということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第56号 飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第17、議案第56号飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

菅野啓一君の退席を求めます。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

菅野啓一君の入場を許可します。

◎日程第18、議案第57号 飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議長（菅野新一君） 日程第18、議案第57号飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案についてお諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第58号 飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議長（菅野新一君） 日程第19、議案第58号飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第59号 飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議長（菅野新一君） 日程第20、議案第59号飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第60号 飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第21、議案第60号飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第61号 飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第22、議案第61号飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第62号 飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第23、議案第62号飯館村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、閉会中の継続調査の件

議長（菅野新一君） 日程第24、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第25、議員派遣の件

議長(菅野新一君) 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

議長(菅野新一君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回飯館村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまです。

(午前11時22分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月18日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅野 新一

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 相良 弘